

『みんなのえがお八代プラン』

第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画



令和2年3月



八代市社会福祉協議会

『みんなのえがお八代プラン』

第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画

地域福祉計画
八代市が取り組む計画

地域福祉活動計画
八代市社会福祉協議会が
取り組む計画

地域福祉計画について（社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画））

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときには、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



地域福祉活動計画について（全国社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定指針）

社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の目的と位置づけ	4
2. 市・社会福祉協議会の役割	6
3. 八代市での地域福祉推進の基本的な考え	8
4. 計画策定の進め方	10

第2章 計画の前提条件

1. 地域福祉を取り巻く近年の状況	12
2. 八代市の状況	13
3. 各種調査	18
①市民アンケート調査から	18
②校区福祉会役員アンケートから	24
③いきいきサロン協力者アンケートから	26
④民生委員・児童委員アンケートから	27
⑤高校生・短大生ワークショップから	28
⑥市民ワークショップから	30
4. 調査の分析と課題	32

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念と全体構成	36
2. 重要事項	38
3. 施策	48

第4章 校区福祉会計画

1. 校区福祉会計画の位置づけ	64
2. 校区福祉会計画	66

第5章 計画の進め方

1. 計画の推進体制と進捗管理	88
2. 計画の目標のまとめと評価方法	90

資料編

1. 用語集	92
2. 名 簿	98

第 1 章 計画策定にあたって

計画策定の目的や計画の位置づけ、策定の進め方等を整理します。

1. 計画の目的と位置づけ
2. 市・社会福祉協議会の役割
3. 八代市での地域福祉推進の基本的な考え
4. 計画策定の進め方

1. 計画の目的と位置づけ

●計画策定の経緯

平成 26 年度に、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間とする市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画とを、相互の連携で一層の地域福祉推進につなげる「みんなのえがお八代プラン」を策定しました。

その後、5 年間が経過し、社会状況や八代市の地域状況の変化、地域住民の取り組み等を踏まえ、状況の推移に応じた地域福祉の進め方が必要となっています。そのため、今後 5 年間を見据えた新しい計画策定を行いました。

●地域福祉について

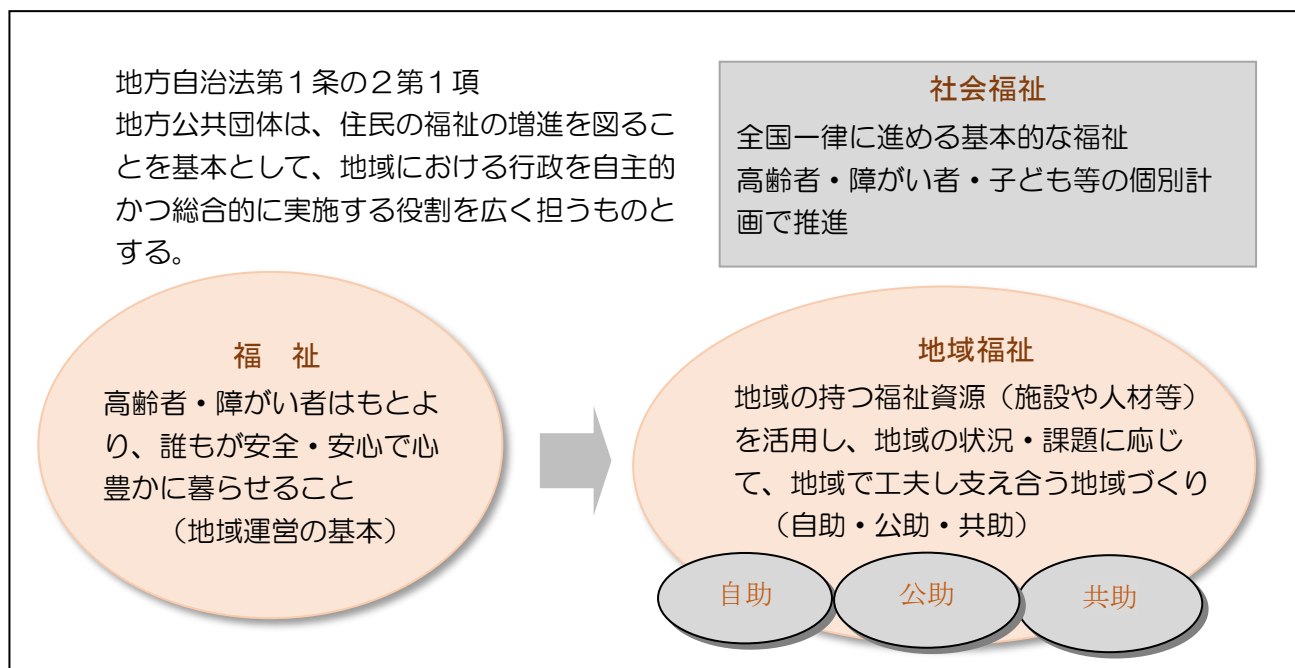
全国一律な「社会福祉」に対し、身近な暮らしの場で、地域の福祉資源（施設や人材等）を活用し地域で工夫して進めるのが「地域福祉」で、赤ちゃんからお年寄りまで、全ての年代に関わるものです。

高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活援護、その他生活上の課題を抱える人や世帯に対し、福祉制度での支援だけでなく、近隣での支え合い等による暮らしの豊かさを進めるものです。

自らや家族・親族による「自助」、地域での支え合いの「共助」、公的機関による「公助」のそれぞれの充実と相互補完を進めるものです。

そのためには、公的な福祉制度と、地域の支え合い、健康、生きがい、防犯・防災、外出・社会参加・地域貢献、教育・文化、生活環境整備等の幅広い分野と関連付ける必要があります。

上記のため、市や社会福祉協議会、福祉関連事業所、地域住民が相互に補い合う中で、「地域福祉」を進めていくことが重要です。



●地域福祉への社会的な要請

地域支え合いの充実がより一層重要であることが、以下のような国の制度や方針等でも示されています。計画を考えるにあたって大事な視点となります。

地域福祉計画策定のガイドライン改定 (厚生労働省、平成 29 年 9 月)

○福祉分野の上位計画としての位置づけ

○地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項・包括的な支援体制の整備に関する事項

- ①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
- ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える人・世帯への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人の金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備

○包括的な支援体制の整備に関する事項

- ①「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることが出来る環境の整備等
- ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の構築
- ③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

地域共生社会の推進 (国の進め方)

公的支援の「縦割り」から
「丸ごと」への転換
「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換
地域課題の解決力の強化
地域を基盤とする包括的支援の強化
地域丸ごとのつながりの強化
専門人材の機能強化・最大活用

社協・生活支援活動強化方針 第2次アクションプラン (全国社会福祉協議会)

あらゆる生活課題への対応
地域のつながりの再構築
アウトリーチの徹底
相談支援体制の強化
地域づくりの為に活動基盤整備
行政とのパートナーシップ

介護保険制度等の改正等

地域包括ケアシステムの全世代対応への移行

地域全体で、地域の課題に対応していく「我が事・丸ごと」地域共生社会等の方針

地域のいろんな人材や関係機関が力を合わせ・工夫し、高齢者や障がい者をはじめとして地域住民全体が共生していくこと

(1) 市の役割

●地域福祉計画の策定

地域福祉計画は、地域福祉を推進するため社会福祉法に位置づけられている市が策定を行う計画で、高齢者、障がい者、児童などの福祉施策について、「地域」の視点で取り組むためのものです。

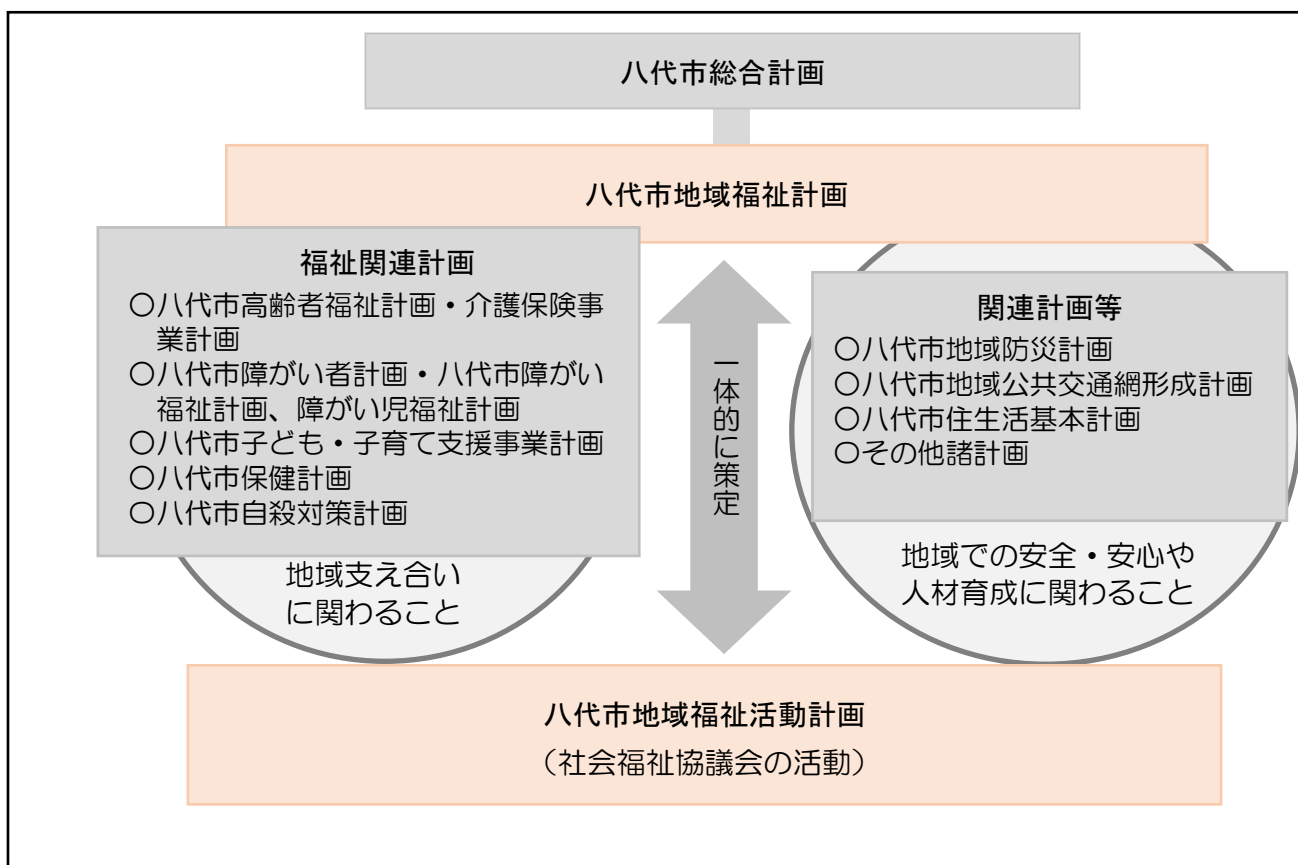
また、防災や防犯、学校教育や生涯学習、まちづくりなど地域福祉の推進に関連がある分野との連携を図りながら、人材育成や支え合い活動への支援など地域における課題解決のために市が果たすべき役割をまとめた「福祉の総合計画」といえます。

さらには、行政だけではなく、住民自らが課題を発見し、その解決に向けてボランティアや福祉関連事業所、市民活動団体等の地域人材と協働した工夫や取り組みにつなげるための仕組みづくりについて定めます。

●地域福祉の推進

地域福祉を進めるため、市はもとより、地域住民、福祉関連事業所、その他各種人材や各種機関・民間事業所等、本市を構成するあらゆる人材が、地域福祉推進に関わっていく意識づくり・環境づくりを進めることが市の大きな役割です。

特に、今後一層の高齢化を見据え、健康づくりや介護予防など介護保険サービスを補う各種取り組みが、医療費や介護費用の軽減にもつながる重要な取り組みであることを認識し、市全体で推進していきます。



(2) 社会福祉協議会の役割

●地域福祉活動計画の策定

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって民間が取り組む計画で、地域住民・各種団体・福祉関連事業所等が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容への誘導策を整理します。

●地域福祉推進の実働

社会福祉協議会は地域福祉を進める役割が法律で位置づけられています。地域住民との直接のつながり（顔の見える社協、出向いていくアウトリーチの社協）が、社協が地域福祉推進に担う一番の役割です。

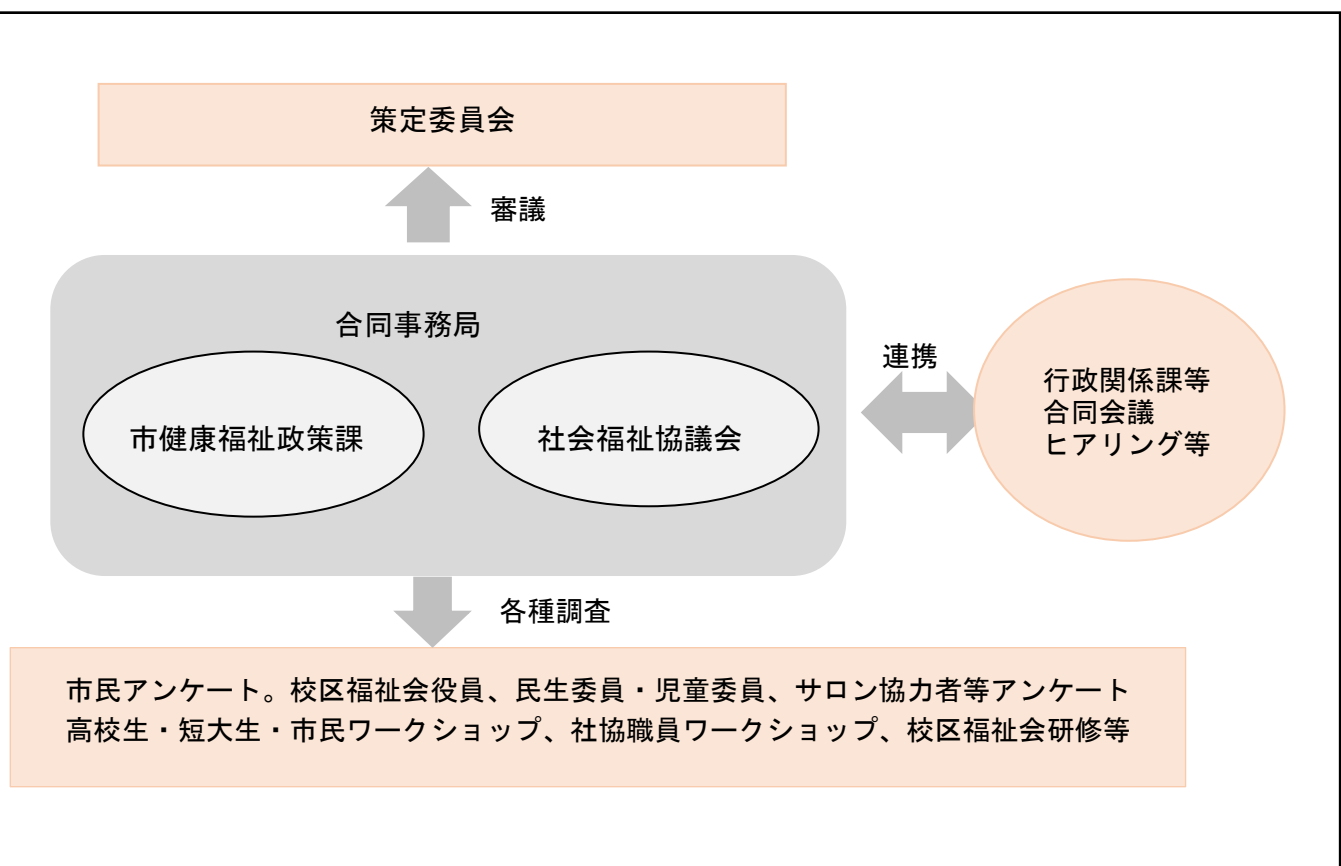
また、行政の地域住民への各種の働きかけ（防災、健康づくり、各種相談、地域づくり等）のつなぎ役も果たしていきます。

以上のような地域とのつながりをもとに、地域の福祉資源である福祉関連事業所や各種団体との情報交換、協働等のコーディネート役割を進めます。

(3) 市・社会福祉協議会の連携した取り組み

●策定体制

市の地域福祉の主担当である健康福祉政策課と八代市社会福祉協議会とが合同事務局を構成し、行政関係課との協議、調整を経て計画を取りまとめるとともに連携して取り組んでいきます。



3. 八代市での地域福祉推進の基本的な考え

本計画策定にあたって、「地域福祉計画策定のガイドライン」に対応した地域福祉を進める基本的な考えを、第3次計画までの取り組みを踏まえ設定します。

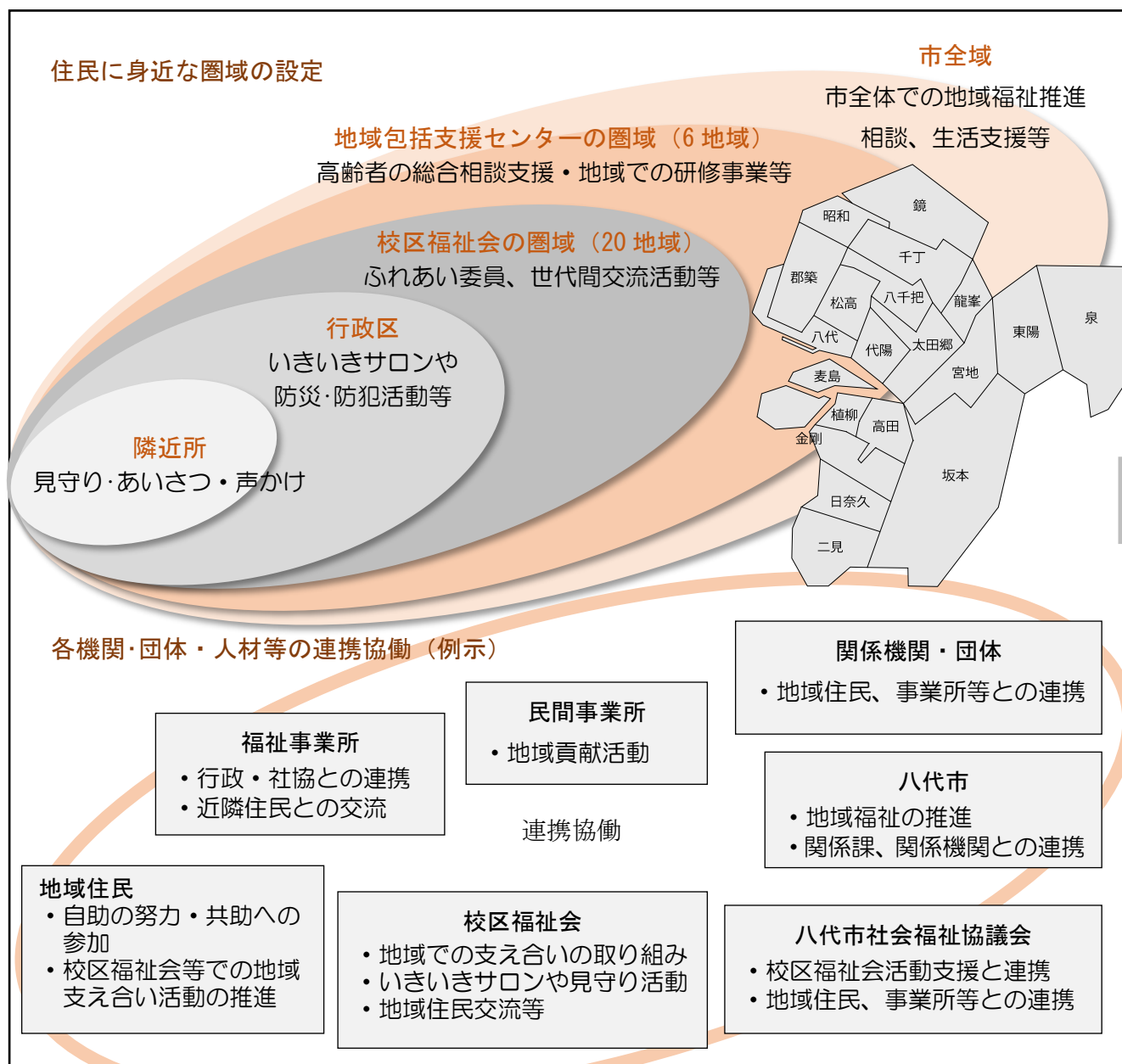
●身近な圏域の設定

これまで、地域が抱える様々な問題に対して住民同士が主体的に話し合い、地域で解決すべきことは校区福祉会（校区福祉推進協議会）が母体となって実施してきました。

今後、「地域共生社会」の実現に向けて地域力を強化していく際にも、校区福祉会を中心とした体制づくりを支援することから、本計画では、校区福祉会における「校区」（市内20地域）を「住民に身近な圏域」として位置づけ、地域福祉を推進していきます。

●各機関・団体・人材等の連携協働

多様な生活課題への対応や「我が事・丸ごと」の地域運営を進めるにあたって、行政、社会福祉協議会、校区福祉会、地域住民、関係機関等、地域を構成する様々な機関、団体、人材が連携し協働することを地域福祉の進め方の基本とします。



●身近な生活課題への包括的な支援

校区福祉会での活動を基本に、生活課題を抱える世帯や人の「気づき」と「相談へのつなぎ」を進め、包括的な支援につなげます。

●様々な生活課題への包括的な支援

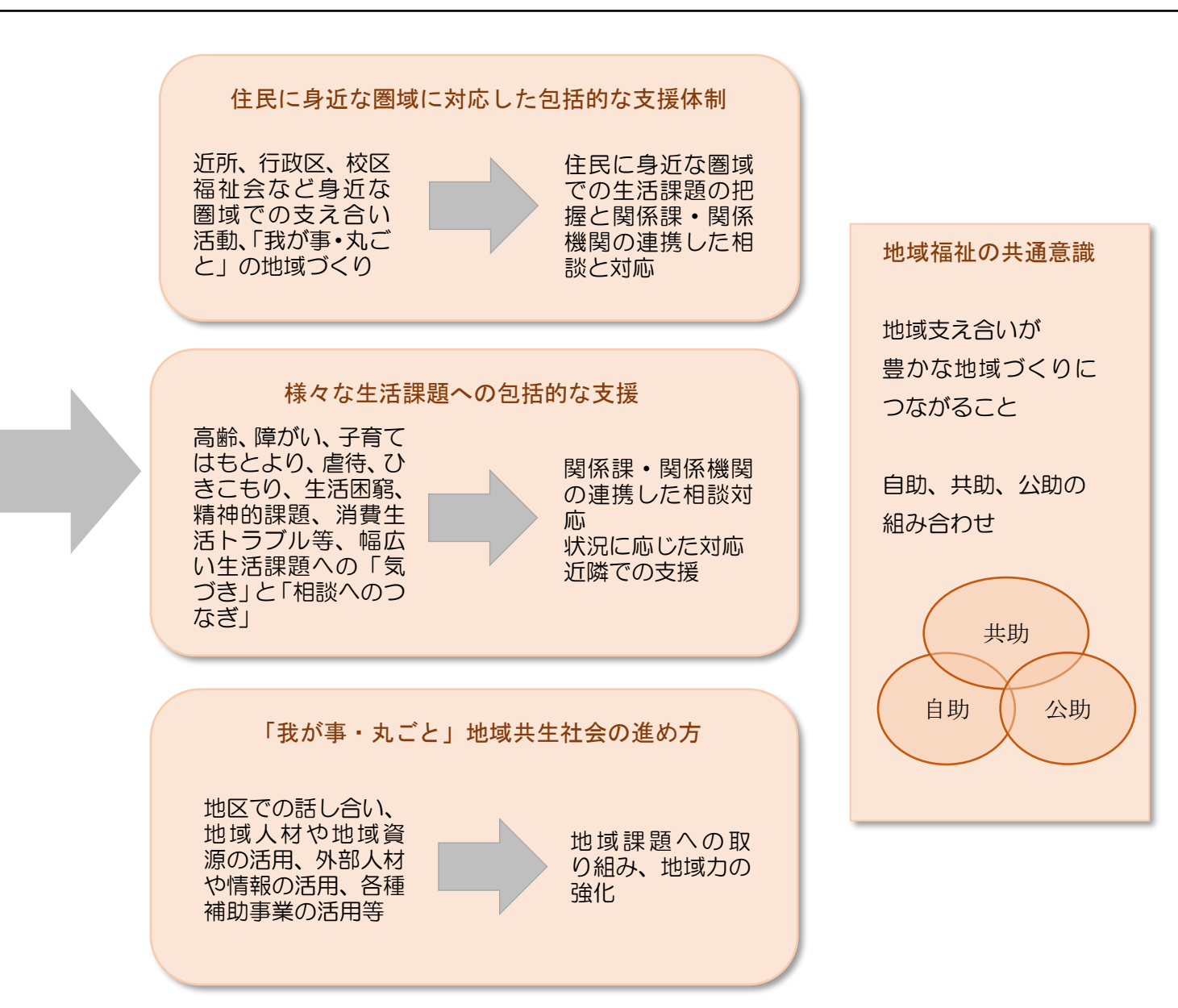
様々な生活課題に、関係機関、団体、人材が連携し、相談と包括的な支援を進めることとします。

●「我が事・丸ごと」地域共生社会への取り組み

誰もが安心して暮らせる福祉の視点から、地域の様々な社会資源を活かし地域共生の地域づくりを進めていきます。

●地域福祉の共通意識

地域での見守りや声かけ等の支え合いが、暮らしの根底として大切であることの共通意識が広がることを目指します。



4. 計画策定の進め方

以下のような各種アンケート調査やワークショップ等で、市民、関係者の意見・意向をもとに計画策定を進めました。

また、市内福祉関係団体や有識者で構成され、毎年度の地域福祉推進の評価を行う「八代市地域福祉計画及び八代市地域福祉活動計画策定・評価委員会」で、計画案の検討審議をいただくとともに、計画案へのパブリックコメントを行いました。

区分	調査内容	調査の方法
八代市の状況把握	統計資料の整理	過疎化、少子高齢化、高齢者のみ世帯の増加、地区ごとの状況等 介護保険、認知症の状況、将来人口推計等
前期計画期間の分析、評価	社会情勢の推移分析	地域福祉に関わる法制度等の状況整理 豪雨災害や生活困窮等の情勢を整理
	計画の取り組み評価	毎年度行ってきた評価をまとめ、全体の評価として分析
	関係課ヒアリング	関係課に、この間の取り組み状況や今後の課題や施策等に関する聞き取りを実施
地域福祉に関する状況把握	市民アンケート	市内居住の 20 歳以上の方から、3,000 人を無作為に抽出し調査対象とし、郵送による配布・回収を行った 回答数は 1,016 通で、有効回収率 33.9%
	校区福祉会役員アンケート	20 校区福祉会の役員にアンケートを実施 校区福祉会への理解や活動上の課題・要望等を把握
	いきいきサロン協力者アンケート	いきいきサロンの活動状況、課題・要望等を把握
	民生委員・児童委員アンケート	民生委員・児童委員への市民の理解や活動上の課題・要望等を把握
	高校生ワークショップ（八代高校）	高校生 8 名の参加で、地域福祉に関する意見やアイデア等を引き出すワークショップを開催
	短大生ワークショップ（中九州短期大学*）	保育士、介護福祉士を目指す学生の参加で、地域福祉に関する意見やアイデア等を引き出すワークショップを開催
	市民ワークショップ	地域福祉に関する意見やアイデア等を引き出す市民ワークショップを開催
その他	校区福祉会活動評価	5 年間の評価をもとに検討し事業の見直しや追加を行った
	社協職員ワークショップ	社協事業全般の評価・検討
	福祉懇談会や各区活動状況から、これまでの評価と計画検討	この間の計画の評価をもとに、今後の取り組みを役員や担当社協職員で協議
計画の検討	策定・評価委員会の開催	関係団体代表や有識者による計画検討
	パブリックコメント	ホームページでの意見募集

第2章 計画の前提条件

本市の人口や世帯数、高齢化率の状況や、福祉関連の資料、今後の人口推計等の統計データを整理します。

また、各種アンケート等を行い、本計画に関する計画の前提条件を分析し、計画の課題をまとめます。

1. 地域福祉を取り巻く近年の状況

2. 八代市の状況

3. 各種調査

- ①市民アンケート調査から
- ②校区福祉会役員アンケートから
- ③いきいきサロン協力者アンケートから
- ④民生委員・児童委員アンケートから
- ⑤高校生・短大生ワークショップから
- ⑥市民ワークショップから

4. 調査の分析と課題

1. 地域福祉を取り巻く近年の状況

国全体での社会情勢として、自然災害発生が相次いでいること、さらに経済的な課題、児童虐待の深刻化などが危惧される状況にあります。

年度	出来事・状況
平成 27 年度	・ 4 月介護保険制度改正（新しい総合事業への移行） ・ 生活困窮者自立支援法（4月施行、経済的課題、複合的な課題への対応） ・ 厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 ・ 5月空き家対策特別措置法（人口減少等による地域の課題）
平成 28 年度	・ 熊本地震および 6 月 20 日豪雨災害発生 ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定） 地域共生社会の実現（地域の地域運営力を高めること） 地域課題の解決力の強化 地域を基盤とする包括的支援の強化 地域丸ごとのつながりの強化 専門人材の機能強化・最大活用 ・ 障害者差別解消法（4月施行、ノーマライゼーションの推進等）
平成 29 年度	・ 九州北部豪雨 ・ 「地域共生社会」の実現に向けて（厚生労働省、平成 29 年 2 月） ・ 地域福祉計画策定のガイドライン改定（厚生労働省）地域福祉計画に対する社会的な要求を再整理 ・ 「社協・生活支援活動強化方針第 2 次アクションプラン」（平成 29 年 5 月）社会福祉協議会の地域での役割の再確認 ・ 社会福祉法人制度改正（地域社会への貢献等） ・ 子どもの貧困（6 人にひとり）の状況報道
平成 30 年度	・ 西日本豪雨、岡山県等でひとり暮らし高齢者等が避難が出来ず亡くなった事例が多い ・ 幼児や子どもへの虐待や犯罪被害の多発や深刻化 ・ 社会福祉法の改正（第 107 条、地域福祉計画に関する改正） ・ LGBT（性的マイノリティ）に関する各種社会現象
令和元年度	・ 年金制度と関連した高齢者の経済的不安の顕在化 ・ 高齢者運転による交通事故の多発に伴う、運転自粛や免許返納の動き（山間部等での高齢者の移動手段の課題）

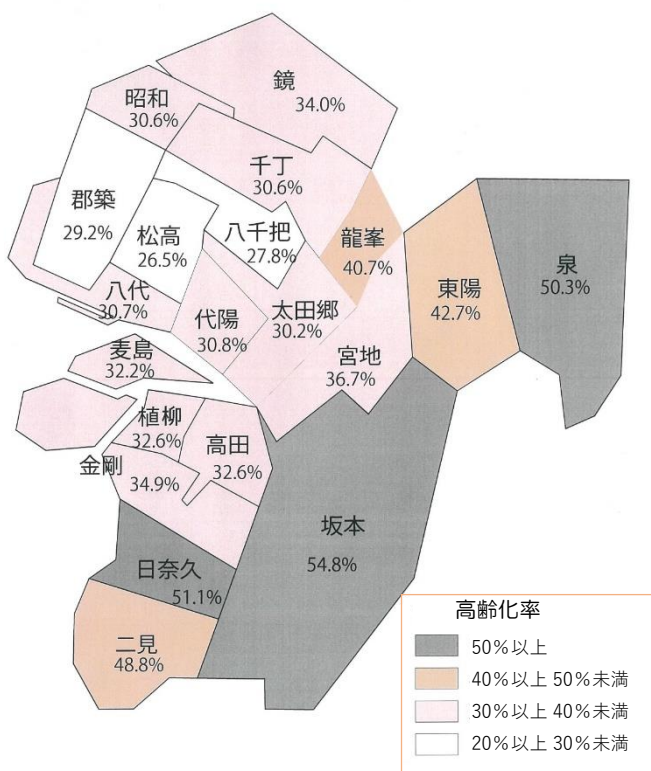
第 3 期計画期間中の全体的な経過・課題	・ 大規模自然災害の発生が続いており、災害時避難や防災対策の一層の充実が必要（熊本地震での教訓を生かすなど） ・ 社会状況の変化から地域福祉計画策定のガイドライン改定など、地域福祉計画に関する、一層の重要性が示されている ・ 生活課題の複雑化や社会状況の高度化等で、貧困、孤立化、虐待防止、自殺防止等の対応など地域での支え合いの一層の充実とともに、専門相談・支援の充実が必要となっている ・ 地域の人材や地域資源を活かした地域運営の総合化の中で、地域福祉に関わる環境を充実させていくことが時代状況となっている ・ 介護保険事業の見直しの中でも、地域での生活支援サービスの推進が要請されている
----------------------	---

2. 八代市の状況

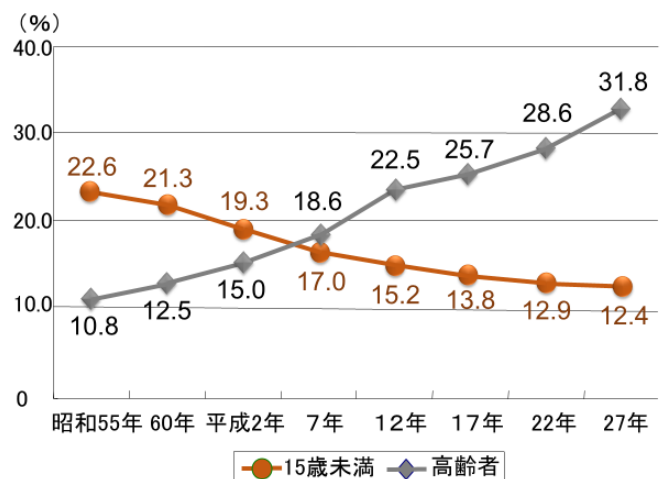
●人口の推移（国勢調査）

国勢調査による本市人口は緩やかではあるが減少傾向が続いており、平成 27 年で 127,472 人となっています。年齢構成でみると 15 歳未満の年少人口割合が減少する一方、65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は増加している。平成 27 年では 31.8% となっています。（平成 30 年は推計人口）

		1990 年 平成 2 年	1995 年 平成 7 年	2000 年 平成 12 年	2005 年 平成 17 年	2010 年 平成 22 年	2015 年 平成 27 年	2018 年 平成 30 年
総数(人)		145,959	143,712	140,655	136,886	132,266	127,472	124,921
0～14 歳	実数(人)	28,131	24,496	21,347	18,876	16,842	15,775	15,324
	割合(%)	19.3	17.0	15.2	13.8	12.9	12.4	12.3
15～64 歳	実数(人)	95,834	92,388	87,621	82,622	76,585	70,779	67,807
	割合(%)	65.7	64.3	62.3	60.4	58.5	55.7	54.3
65 歳以上	実数(人)	21,870	26,675	31,606	35,137	37,378	40,424	41,790
	割合(%)	15.0	18.6	22.5	25.7	28.6	31.8	33.5



これまでの八代市



●高齢者世帯の状況（国勢調査）

高齢化が進む中、高齢単身世帯は 12.4%、高齢者夫婦のみ世帯は 13.6% となっており、あわせて 26.0% と、おおむね 4 世帯に 1 世帯が高齢者だけの世帯となっています。

	一般世帯数 A	65 歳以上の親族のいる一般世帯									
		総数		単 独 世帯数		夫婦のみ 世 帯 数		その他の 世 帯 数			
		B	割合 (%) B/A	C	割合 (%) C/A C/B	D	割合 (%) D/A D/B	E	割合 (%) E/A E/B		
平成 17 年	46,638	22,735	48.7	4,517	9.7 19.9	5,472	11.7 24.1	12,746	27.3	56.1	
平成 22 年	47,257	23,577	49.9	4,994	10.6 21.2	5,833	12.3 24.7	12,750	27.0	54.1	
平成 27 年	47,785	25,003	52.3	5,906	12.4 23.6	6,513	13.6 26.0	12,584	26.3	50.3	

●将来人口推計

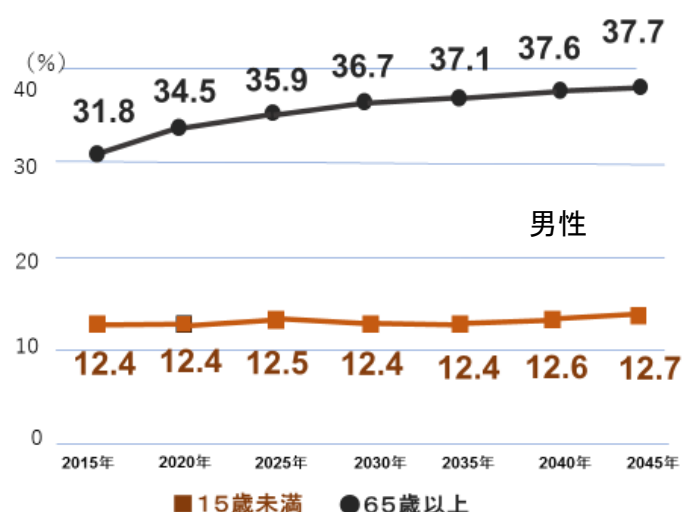
将来人口推計（国立社会保障人口問題研究所による）では総人口が減少する中、2025年や2035年には75歳以上が1.1倍と見込まれています。

高齢化率が上がる中で、特に75歳以上の人により多くなります。

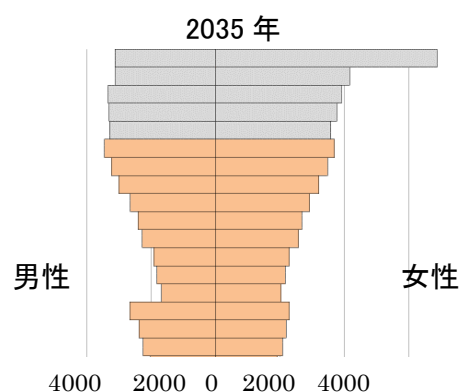
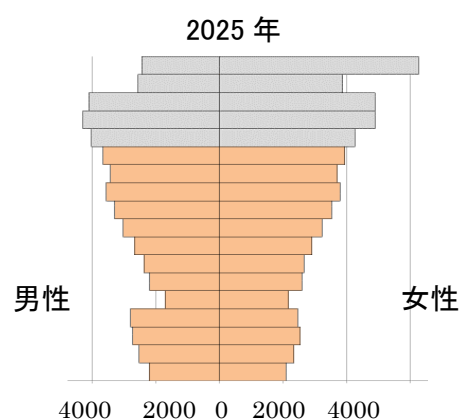
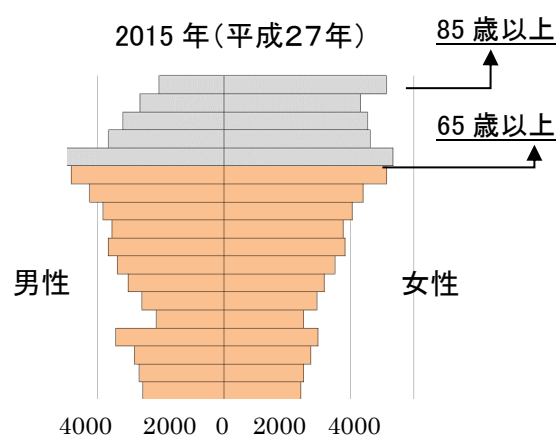
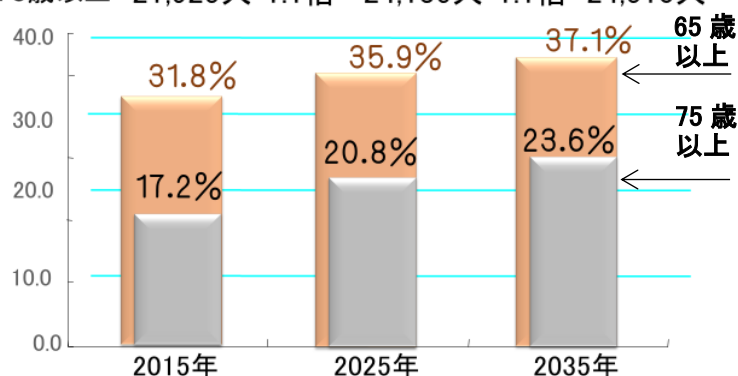
		2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年
総数(人)		127,472	121,745	115,812	109,838	103,803	97,794
0～14歳	実数(人)	15,805	15,157	14,449	13,590	12,855	12,287
	割合(%)	12.4	12.4	12.5	12.4	12.4	12.6
65歳以上	実数(人)	40,598	41,968	41,608	40,318	38,466	36,735
	割合(%)	31.8	34.5	35.9	36.7	37.1	37.6
75歳以上	実数(人)	21,925	22,439	24,136	25,017	24,510	23,190
	割合(%)	17.2	18.4	20.8	22.8	23.6	23.7

国立社会保障・人口問題研究所資料（平成27年国勢調査をもとに推計）

これからの八代市



総人口 127,472人 0.9倍 115,812人 0.8倍 103,803人
 65歳以上 40,598人 1.0倍 41,608人 0.9倍 38,466人
 75歳以上 21,925人 1.1倍 24,136人 1.1倍 24,510人



●障がい者に関する状況

身体障害者手帳を持つ人は少なくなっていますが、精神障害や療育手帳を持つ人は増加傾向にあります。

手帳を持つ人の割合は全人口に対しては、約7%でおおむね14人にひとりの割合です。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体障害者手帳	6,669	6,589	6,442	6,314	6,219
精神障害者手帳	1,185	1,237	1,247	1,289	1,347
療育手帳	1,350	1,407	1,431	1,501	1,570
計 (A)	9,207	9,233	9,120	9,104	9,136
総人口 (B)	130,911	130,023	129,358	128,311	127,309
A/B×100 (%)	7.0	7.1	7.1	7.1	7.2

(各年度末現在)

●生活保護の状況

生活保護世帯は、平成 30 年度で 1,450 世帯となっており、少しずつ増加しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生活保護世帯	1,375	1,410	1,436	1,442	1,450
保護率 (‰)	13.58	14.03	14.09	14.17	14.05
県平均保護率 (‰)	14.93	15.15	14.87	14.40	—

(‰：パーミル、千分率 各年度末現在)

●生活困窮に関する相談件数

平成 27 年度から正式に生活困窮者自立相談支援事業として相談対応を行っています。

生活課題の多様化などを背景とし、例年 200 件を越える新規相談が寄せられています。

関係機関との連携による就労支援や経済的自立支援等を行っています。

相談窓口の周知や市民・事業所等による自立に向けての協力も必要です。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規相談者	64	182	251	209	230
継続相談者	12	59	66	63	98

(各年度末現在 平成 26 年度はモデル事業として実施のため他年度との数値の比較は出来ない)

●要介護認定状況

65 歳以上の介護保険第 1 号被保険者のうち要介護認定を受けている人の割合（認定率）は、令和元年で 19.7%となっています。

また、このことは、65 歳以上の約 8 割が要介護認定を受けずに過ごしておられることを示しており、介護費用の増加を抑えるためにも介護予防や健康の維持に努め、要介護認定率が高くならないようにすることも重要です。

年度	平成 24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	令和元年
第 1 号被保険者(人)	38,335	39,037	40,016	40,763	41,284	41,788	42,073	42,383
要介護認定者数(人)	要支援 1	891	850	856	827	769	700	721
	要支援 2	1,233	1,357	1,358	1,374	1,369	1,276	1,328
	要介護 1	1,398	1,354	1,463	1,524	1,446	1,472	1,506
	要介護 2	1,207	1,291	1,300	1,343	1,390	1,447	1,578
	要介護 3	1,085	1,112	1,091	1,137	1,168	1,188	1,280
	要介護 4	979	1,038	1,077	1,090	1,177	1,241	1,148
	要介護 5	872	815	770	797	847	824	768
	計	7,665	7,817	7,915	8,092	8,166	8,148	8,329
認定率(%)	八代市	20.0	20.0	19.8	19.9	19.8	19.5	19.7
	熊本県	20.0	20.4	20.4	20.5	20.3	20.3	20.1

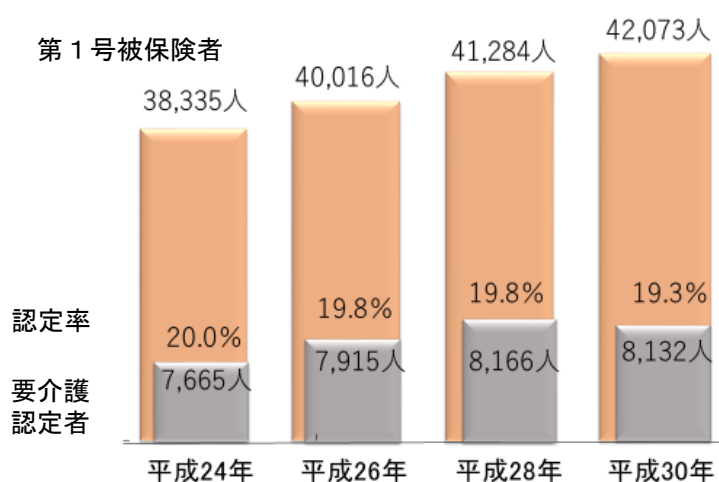
(毎年 9 月末時点)

●介護保険料の推移

介護保険料は県平均をやや上回る金額で推移しています。

また、年々増える傾向が続いており、今後も高齢者数が増加することから、一層の増加が想定され、介護予防等の充実がより一層重要となります。

要介護認定状況 毎年 9 月



	第 2 期 平成 15～17 年度	第 3 期 平成 18～20 年度	第 4 期 平成 21～23 年度	第 5 期 平成 24～26 年度	第 6 期 平成 27～29 年度	第 7 期 平成 30～令和 2 年度
八代市	3,729 円	4,390 円	4,390 円	5,400 円	5,800 円	6,500 円
熊本県	3,800 円	4,412 円	4,357 円	5,138 円	5,684 円	6,374 円
全国	3,293 円	4,090 円	4,160 円	4,972 円	5,514 円	5,869 円

●認知症人数の推移

認知症と判断される人は65歳未満の若年性の方を含め令和元年度で5,457人です。65歳以上人口に対しては5,393人で12.7%にあたり、約8人にひとりの割合となります。今後、75歳以上の高齢者が多くなることから認知症への予防や介護、地域での支えなどの充実が必要です

認知症の症状のある人（実数・割合）

要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱa」*以上の人（主治医意見書による）

*Ⅱaの症状例：たばたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
第 1 号被保険者 で該当する人 A	4,916	4,971	5,153	5,223	5,270	5,393
第 2 号被保険者 で該当する人	63	66	53	54	51	64
計	4,979	5,037	5,206	5,277	5,321	5,457
65 歳以上人口 B	40,049	40,814	41,339	41,840	42,157	42,454
A/B 割合 (%)	12.3%	12.2%	12.5%	12.5%	12.5%	12.7%

（毎年 9 月末時点）

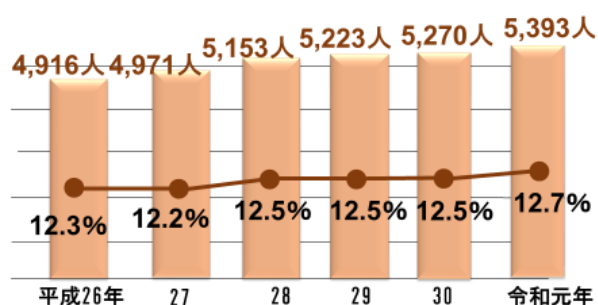
年齢別認知症の人（実数・割合）

		65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	総数
男 性	人数(人)	77	118	201	329	418	327	1,508
	人口(人)	4,920	4,360	3,236	2,640	1,696	774	17,646
	割合 (%)	1.6	2.7	6.2	12.5	24.6	42.2	8.5
女 性	人数(人)	51	117	305	766	1,149	1,535	3,949
	人口(人)	5,306	4,900	4,532	4,191	3,365	2,514	24,808
	割合 (%)	1.0	2.4	6.7	18.3	34.1	61.1	15.9

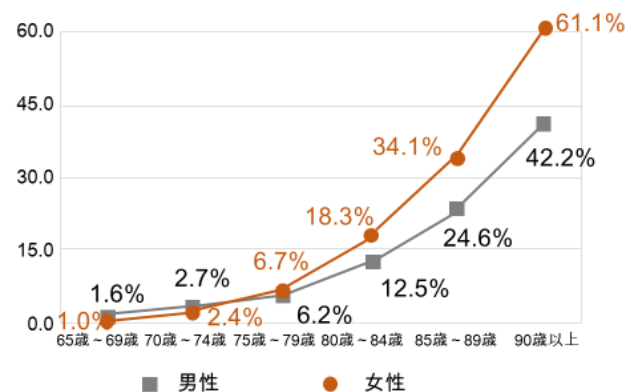
（令和元年 9 月末時点）

認知症の人の推移

%：65歳以上での割合



年齢別認知症の人の割合



3. 各種調査

①市民アンケート調査から

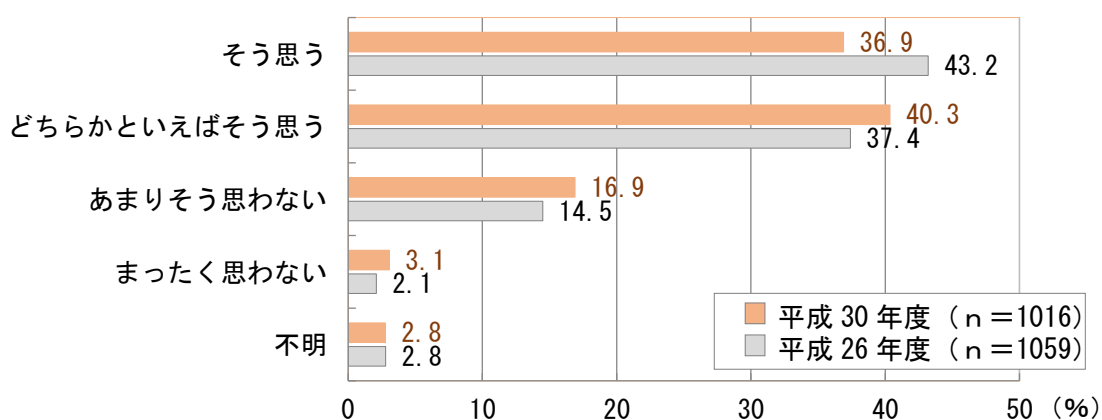
住民基本台帳から 20 歳以上の市民 3,000 名を無作為に抽出し、市民意見を反映するアンケート調査を行いました（平成 30 年 11 月実施、有効回収率 33.9%）。

問. 近所や周辺的环境について

①住んでいる地域に愛着を感じている

「そう思う」が 36.9%、「どちらかといえばそう思う」が 40.3%となっており、あわせて 77.2%が「愛着を感じている」とされています。

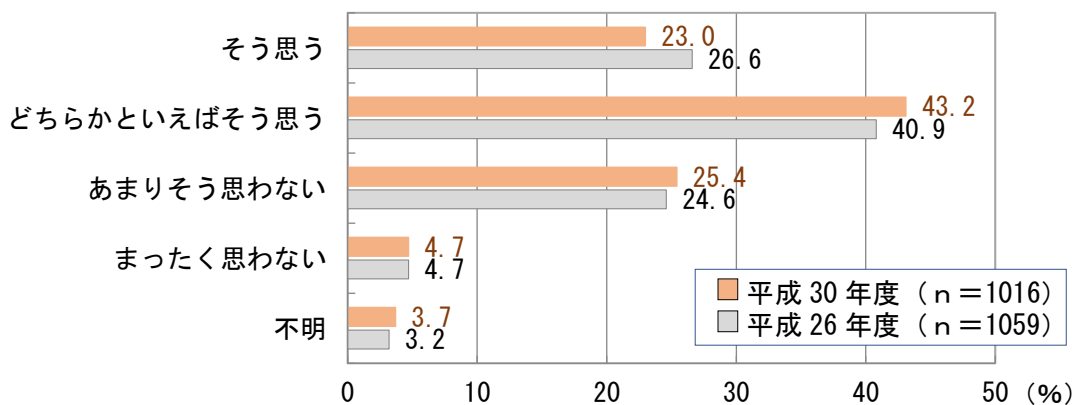
しかし、平成 26 年度の調査と比べると「そう思うが」少なくなり、逆に、「あまりそう思わない」が増える結果となっています。



②近所付き合いや助け合いなど近隣関係が良好である

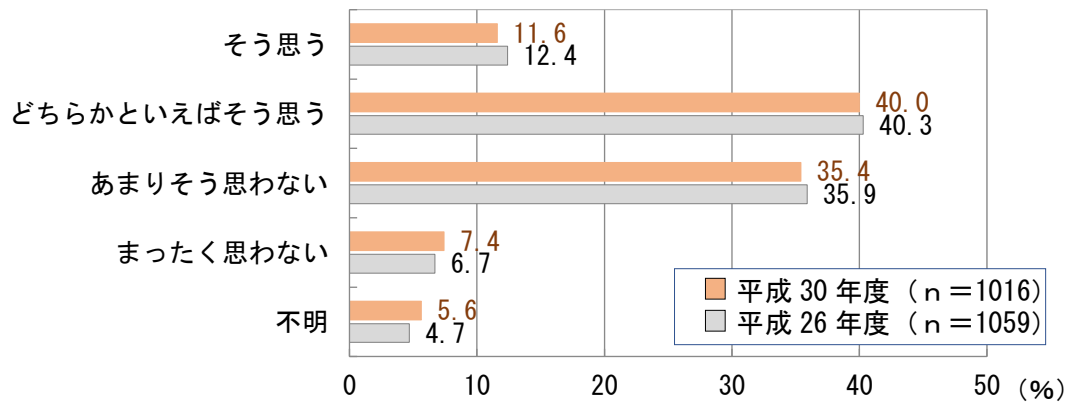
「そう思う」が 23.0%、「どちらかといえばそう思う」が 43.2%となっており、あわせて 66.2%が「良好である」とされています。

この設問でも、平成 26 年に比べ「そう思う」が少なくなり、「あまり思わない」が増えています。



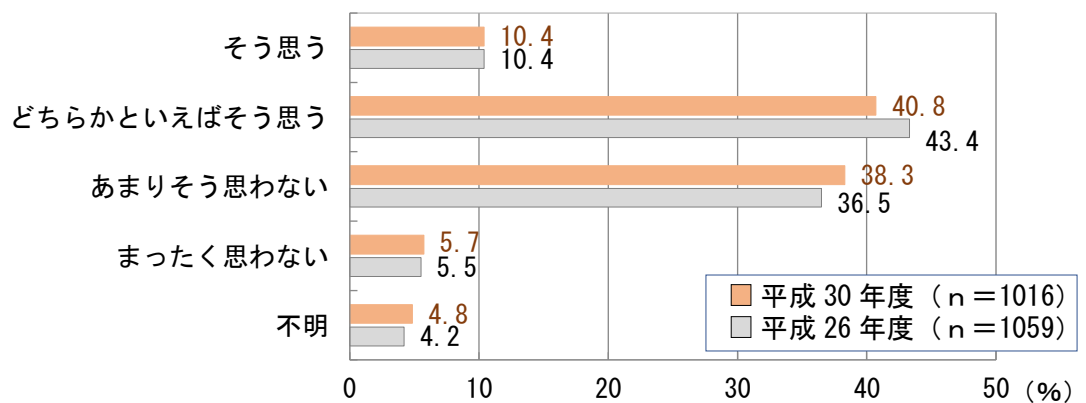
③高齢者や障がいのある人、子どもなどにとって住みやすいまちである

「そう思う」が11.6%、「どちらかといえばそう思う」が40.0%となっており、「住みやすい」としているのはあわせて51.6%と約半数程度にとどまっています。



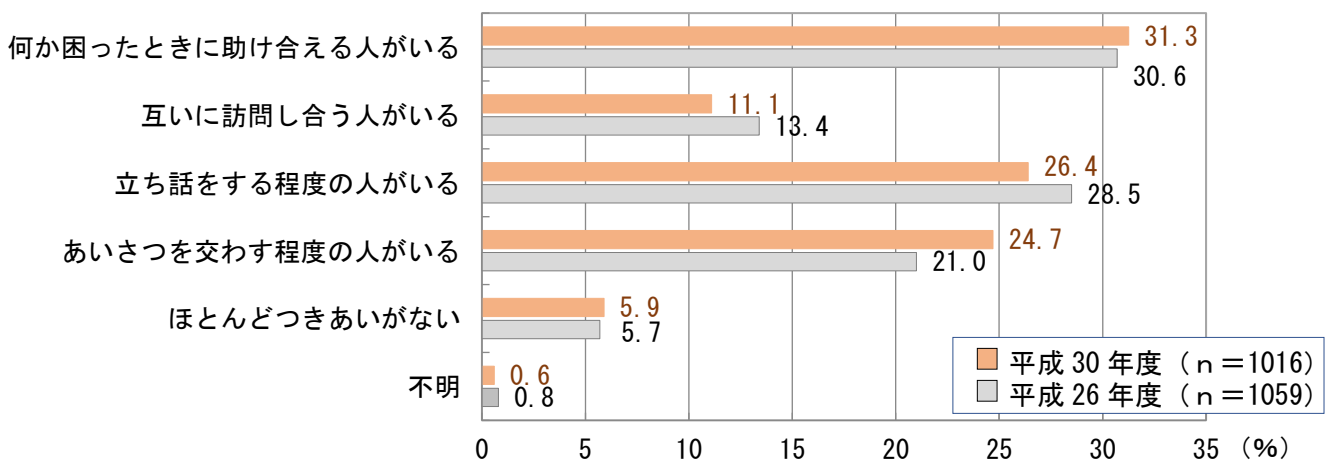
④防犯や防災対策が充実して安心して住めるまちである

「あまりそう思わない」が38.3%、「まったく思わない」が5.7%と、44.0%が「安心して住めるまち」に不安を示しています。



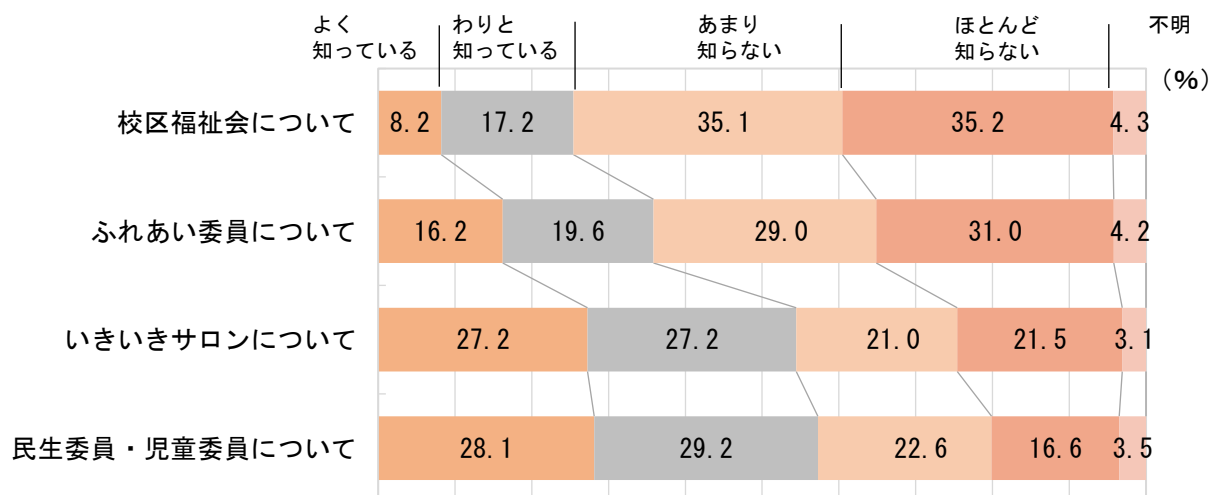
問. 近所の方とどの程度のお付き合いをされていますか。

「困ったときに助け合える人がいる」が31.3%と最も多い回答となっています。しかし、5.9%は「ほとんどつきあいがいい」とされています。



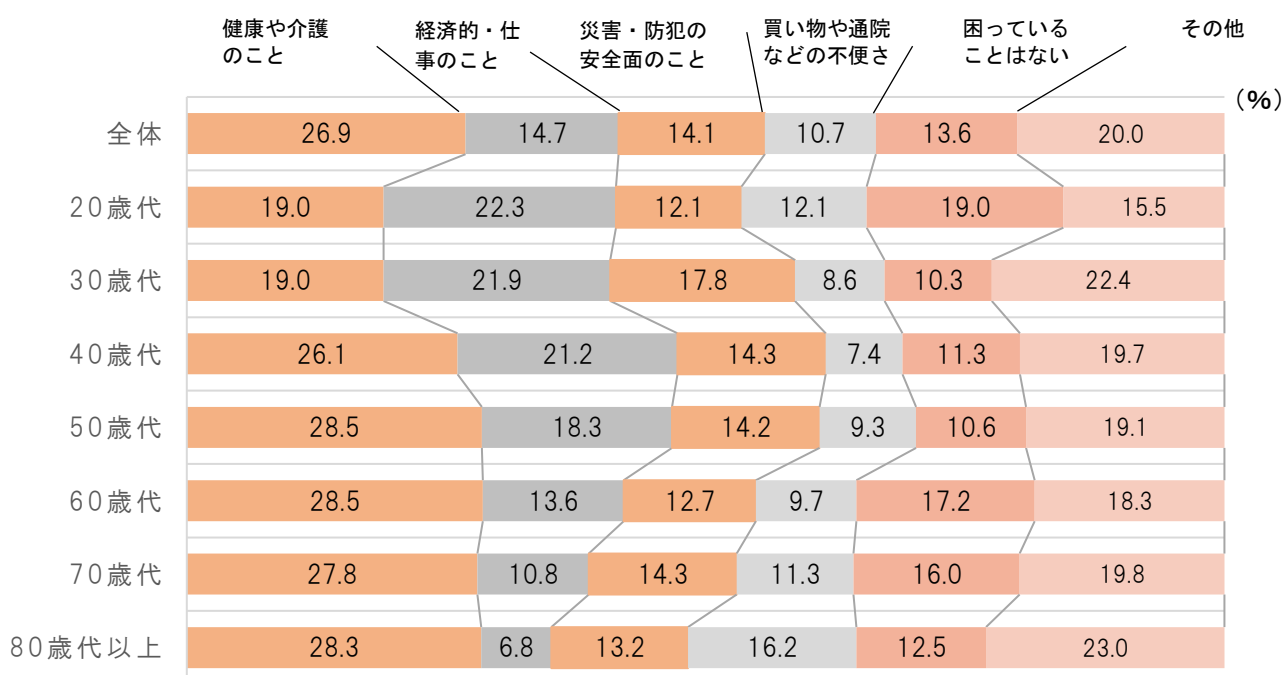
問. 次のような取り組みを知っていますか？

「民生委員・児童委員」や「いきいきサロン」については、「よく知っている」、「わりと知っている」が半数を超えています。それに対し、校区福祉会は「あまり知らない」35.1%、「ほとんど知らない」35.2%となり、7割以上の方に周知されていない結果となりました。ふれあい委員会についても校区福祉会よりは認知度は高いものの、一層、役割や活動の広報が必要と考えられます。



問. 困り事や気になること

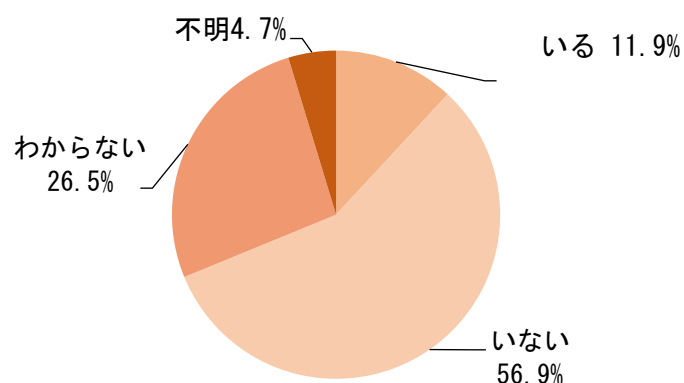
全体としては、「健康や介護のこと」が最も多くなりましたが、40歳代から上の年代では「健康や介護のこと」の回答が多いのに対し、20歳代～30歳代では「経済的・仕事のこと」の回答が多くなっています。また、「災害・防犯の安全面のこと」への回答は、各年代で共通して比較的多い回答となっています。なお、「買い物や通院などの不便さ」は、80歳以上では、他の年代に比べ高い回答となっています。



問. あなたのまわりに気になる人（病弱、生活困窮、ひきこもり、徘徊、ごみ屋敷、近所付き合いのない人など）はいますか。

「気になる人がいる」が11.9%と約8人にひとりが何らかの「気になる人」を近くに抱えている事になります。

その内容をみると、高齢者や近隣住民、家族のことなど人に関わることの他に、空き家や防犯、飼い猫のことなど多岐にわたっています。

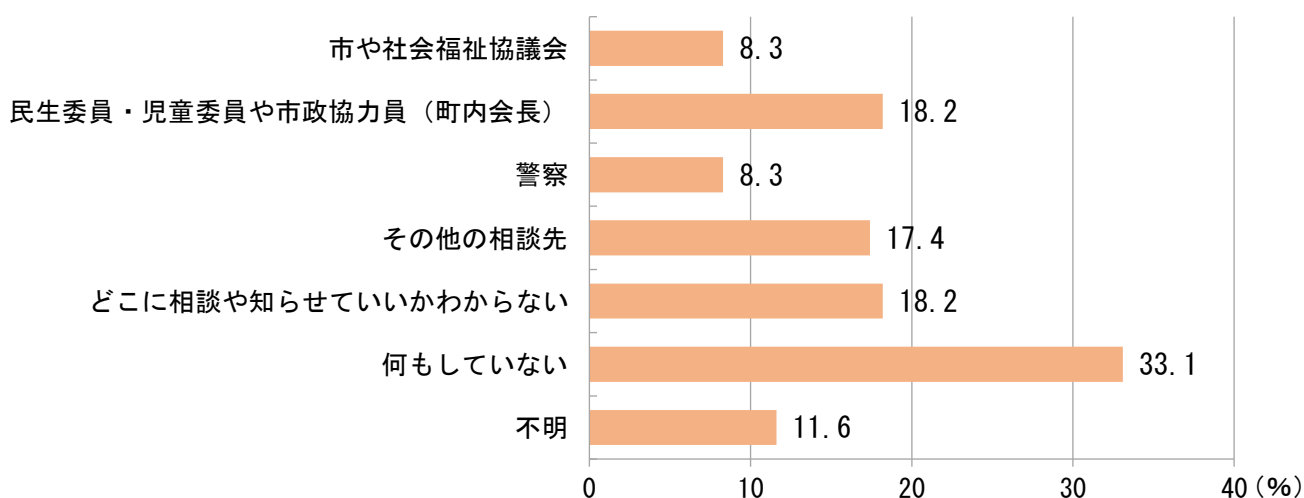


問. 「気になることについて相談、通報をしたところ

「何もしていない」が33.1%と最も多い回答となったが、その背景には何かしたくても、次いで回答が多かった「どこに相談や知らせていいかわからない」と考えている人が多いような理由が考えられます。

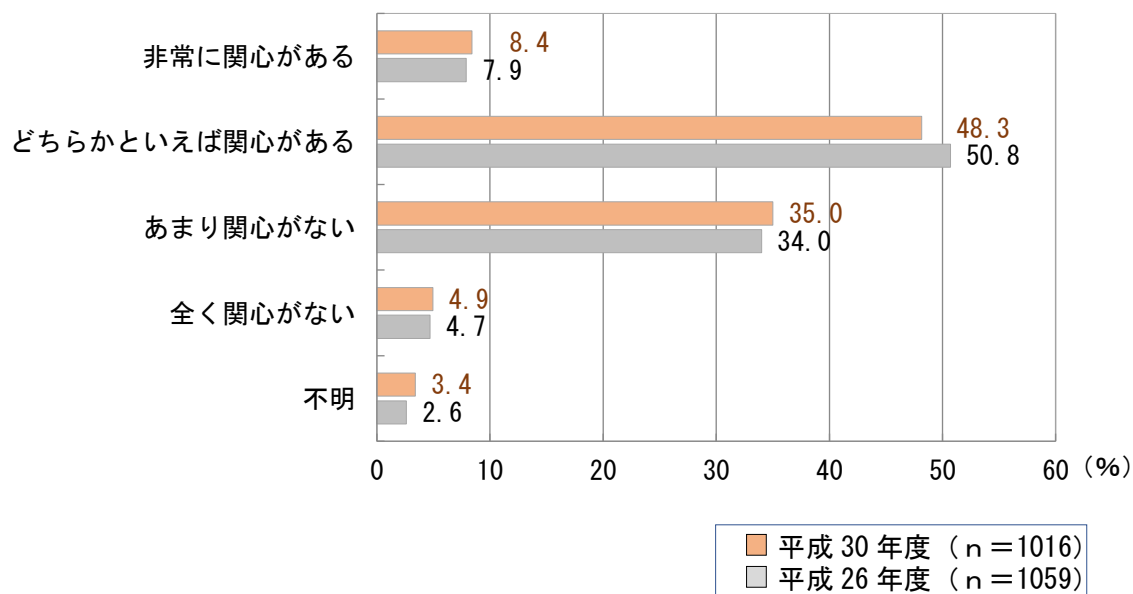
近所での「気になること」を必要に応じて、民生委員や見守りネットワークなどを通して、公的な支援や近隣での支え合いにつなげていくことが、虐待や介護や病気の課題等への対応として重要と考えます。

今後は、市や社会福祉協議会、警察等への相談・通報のことを広報する必要があります。



問. あなたは、ボランティア活動に関心がありますか。

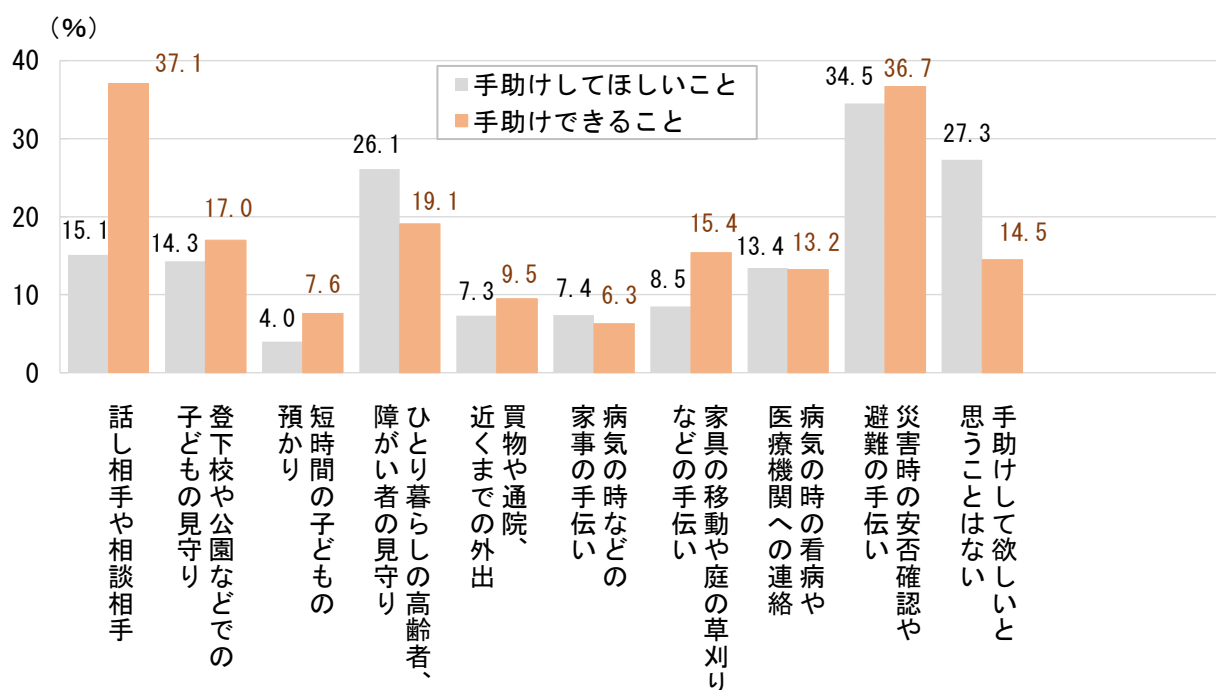
「非常に関心がある」8.4%と「どちらかといえば関心がある」48.3%となり、合わせて56.7%の方は関心があるとされています。



問. 近所で手助けしてほしいこと、近所で手助けできること

全体的には「手助けして欲しい」と思う人がいる一方で「手助けしてもいい」と思う人が、それを上回っています。特に、「話し相手や相談相手」は「手助けしてもいい」と回答した方が「手助けしてほしい」方を大きく上回っています。

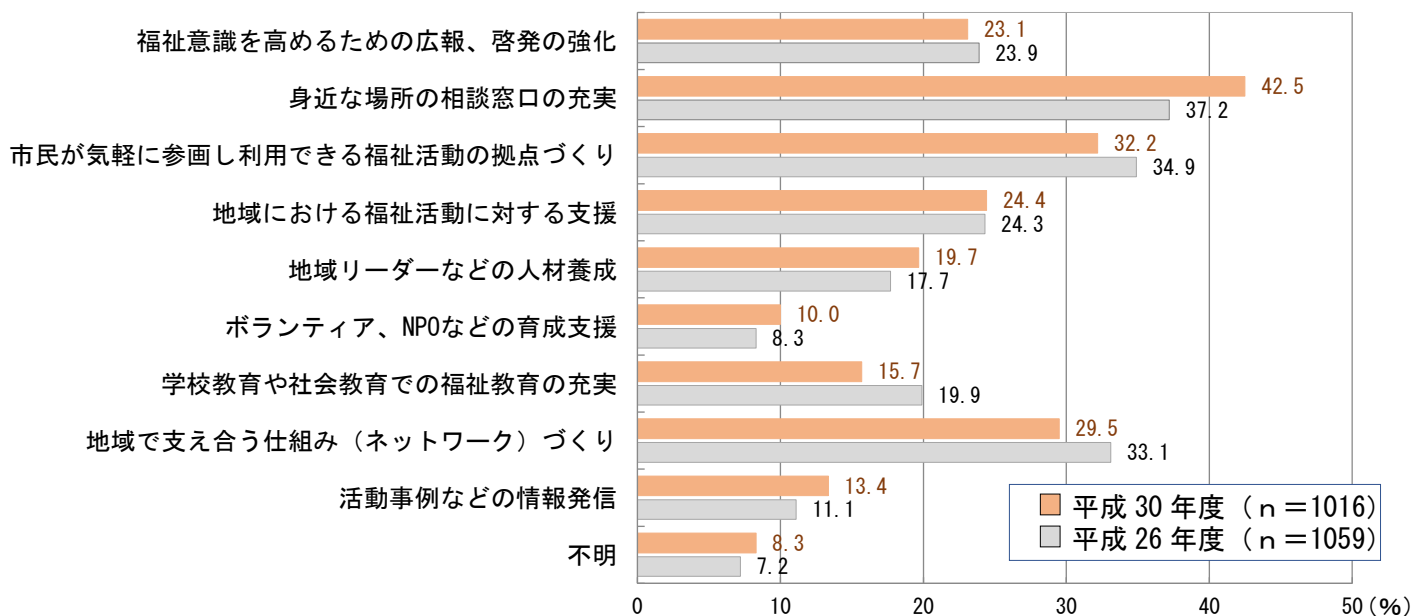
また、見守りや災害時の避難だけでなく、多様な項目に回答が寄せられており、それぞれに応じた「手助け」の仕組みづくりが期待されます。



問. 地域福祉推進のために必要なこと

「身近な場所の相談窓口の充実」が最も多い42.5%、次いで「市民が気軽に参画し利用できる福祉活動の拠点づくり」が32.2%となっています。

ただし、回答は多様な項目に寄せられており、様々な支援等が求められているといえます。



●地域福祉推進のために必要なことの自由回答(抜粋)

- ・高齢化に伴い校区単位で福祉施策支援を考えるのではなく、町内単位で考える時代ではないでしょうか。説明会、行事など出張所まで遠すぎる。(男性:70歳代:二見)
- ・それぞれが支え合えるような、ネットワークづくり。この人に頼んだら大丈夫とそれぞれが思える人が近くにいてくれるようになると良いと思います。(女性:50歳代:八代)
- ・各校区の具体的取組の紹介、モデル校区の選定と組織作りについてのノウハウの紹介(男性:70歳代:麦島)
- ・回覧板の隣組を活用した“困った時の支えあい”のネットワーク造りを行政も含めた中で、押し進めたら実現できるかとも思います。隣組だけで押し進めるのは、個人同士では無理な気がします。(男性:60歳代:八千把)
- ・大きな組織より、小さな組織。おとなり同士の支え合いが必要かと思う。高齢になると身体的にも行動範囲が狭くなります。となり同士なら、お互いに力になれそうです。特に防犯にはいいと思う。(女性:70歳代:太田郷)
- ・色々な地域でリーダー的な人が積極的に動いてくれないと何があって何をしたらいいのかさっぱりわからない(男性:60歳代:八代)
- ・町内自治活動が大規模な為、地域全体での一斉活動に無理があると思う。もっと細かくしてもいいのではないだろうか。経済的支援や、物質的支援が必要な家庭への支援は、社会福祉協議会だけではそういった支援がある事を知らない人が多いと思うので、町内自治会でも、取り組んでいったらどうだろうか。(男性:50歳代:太田郷)

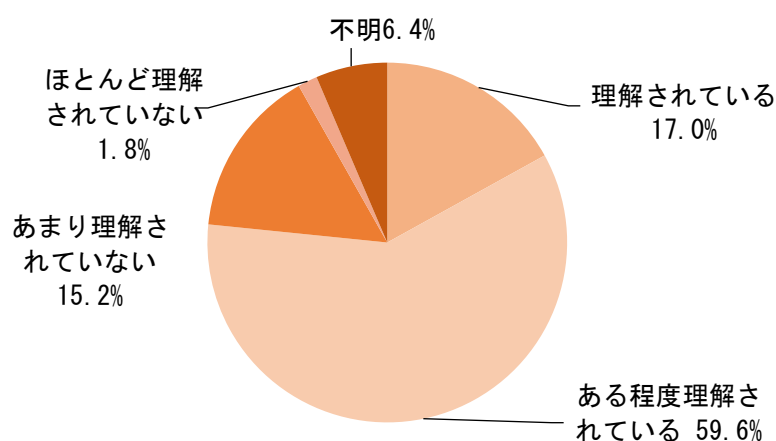
②校区福祉会役員アンケートから

20 校区の福祉会の役員にアンケートを実施し、全体で 171 通の回答をいただきました。

問. 校区福祉会の認知状況について

「理解されている」が 17.0%「ある程度理解されている」が 59.6%と約 8 割の方には認知されているとされました。

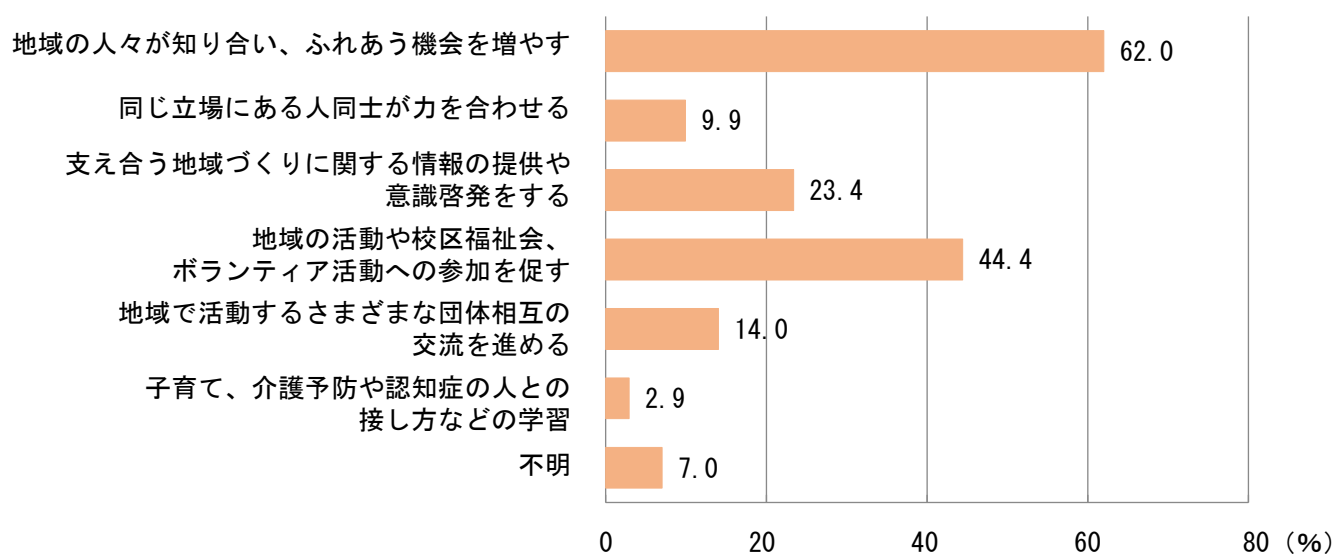
しかし「あまり理解されていない」が 15.2%、「ほとんど理解されていない」が 1.8%となり、あわせて 17%は地区の方に理解されていないと感じている結果となっています。



問. 支え合う地域づくりに必要なこと

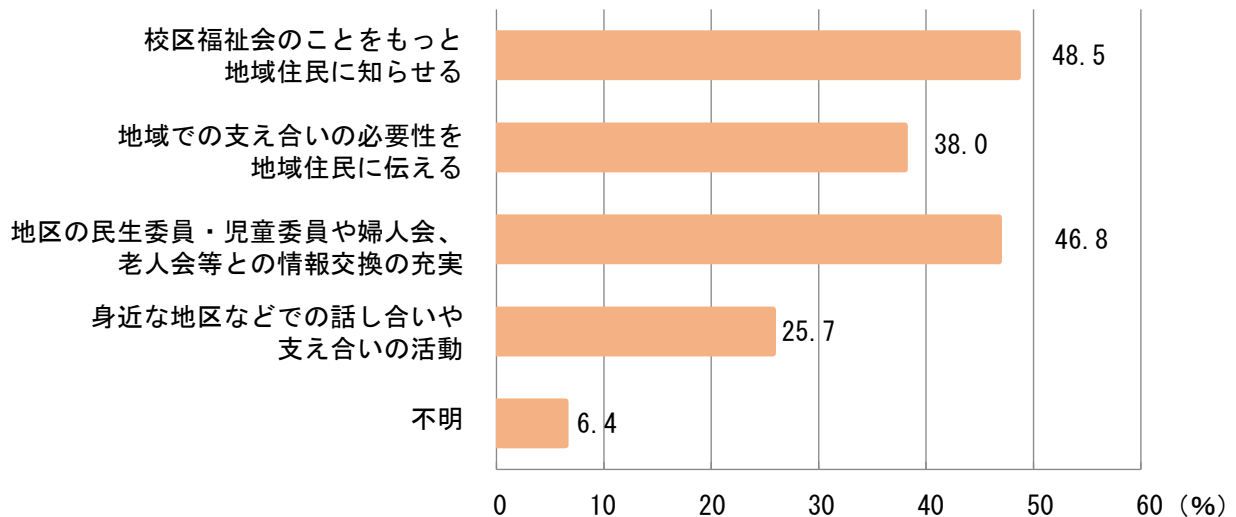
「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やす」が 62.0%と一番回答が多く、次いで「地域の活動や校区福祉会、ボランティア活動への参加を促す」が 44.4%となりました。

支え合うことは人々と知り合い、活動する事が大切だと感じている回答が多いこととなります。



問. 活動をよりしやすくするために必要なこと

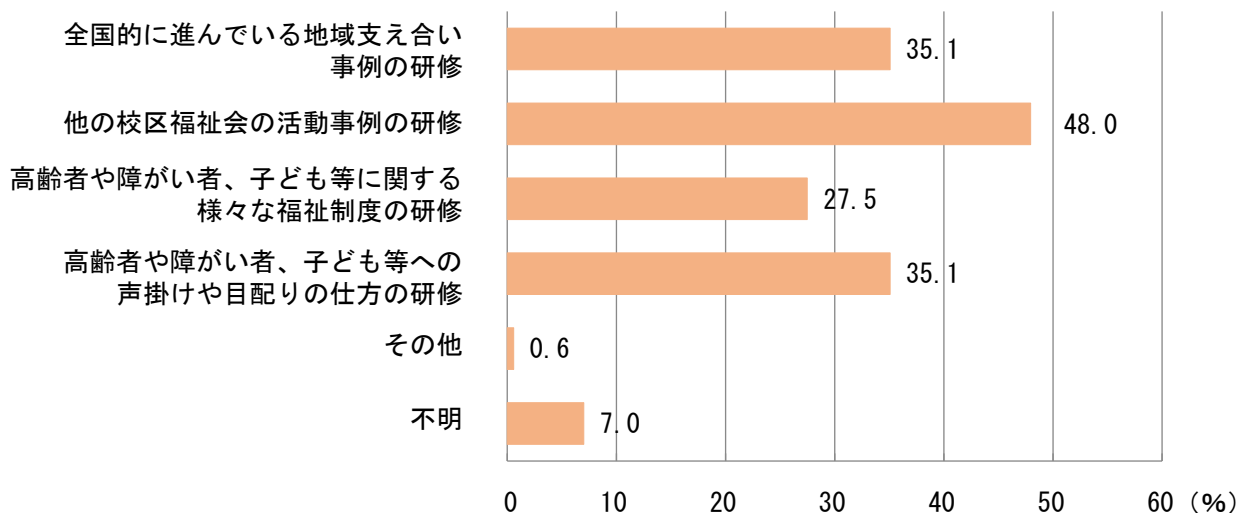
最も回答が多かったのが「校区福祉会のことをもっと地域住民に知らせる」で48.5%となり、校区福祉会の活動を知ってもらう事が重要と考えられます。また「地区の民生委員・児童委員や婦人会、老人会等との情報交換の充実」も46.8%と多い結果となっています。



問. 望まれる研修内容

「他の校区福祉会の活動事例の研修」が48.0%となり一番多い結果となりました。

次いで「全国的に進んでいる地域支え合い事例の研修」「高齢者や障がい者、子ども等への声掛けや目配りの仕方の研修」が35.1%、「高齢者や障がい者、子ども等に関する様々な福祉制度の研修」27.5%となっています。

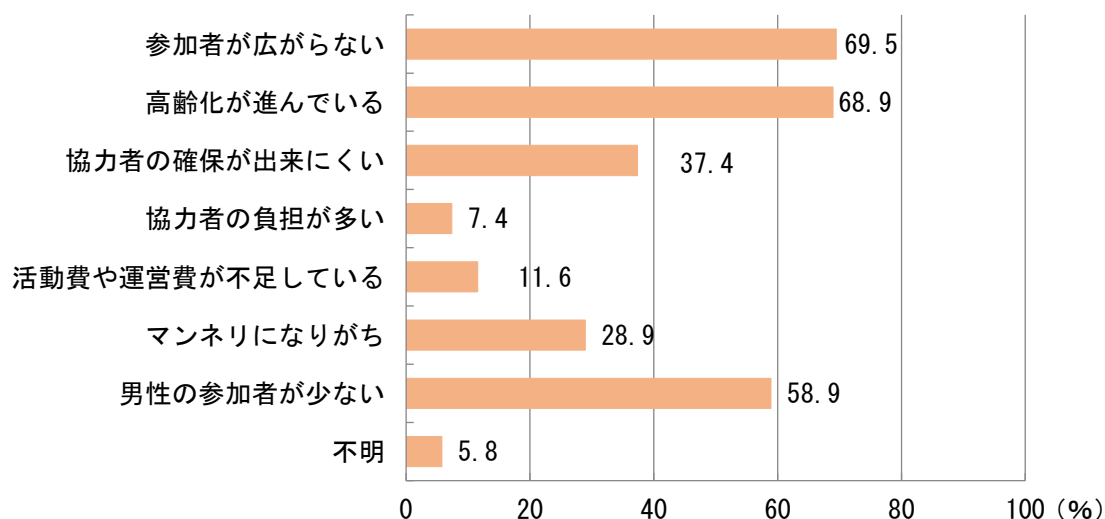


③いきいきサロン協力者アンケートから

228 箇所のいきいきサロンの協力者にアンケートを行い、190 通の回答をいただきました。

問. いきいきサロンに関する困り事

「参加者が広がらない」が69.5%「高齢化が進んでいる」が68.9%と両設問共に、約7割の方が回答しています。また、「男性の参加者が少ない」58.9%、「協力者の確保が出来にくい」37.4%となっており、人員不足がサロンの中でも問題となっている様子がうかがえます。



●いきいきサロンでしたいこと、知りたいこと

他のサロンの取り組みを知りたい・交流の必要性

- ・他のサロンの活動内容の良かった事等、楽しい行事、皆さんに受けた内容等、何かのかたちで知らせて欲しいです。
- ・他のサロンで行なっている事を知りたい。脳トレとか指先を動かす運動等。

専門機関や人材の協力

- ・新聞で熊本市北区の「弓削体操」という体操を三百六十五歩のマーチに合わせて運動するという記事を見ました。そういう簡単な動きの体操を取り入れる事が出来ればいいなと思いました。
- ・消防署等に協力をお願いして、防災についての話、(経験談、簡単な防災用品のつくり方、どのようにして身を守るか等)⇒主旨が違ってもわかりませんが年1～2回は良いのかなとも思います。
- ・サロンのボランティアサポーターの情報が知りたい。メール等連絡手段があったら良いかと思っています。

講習会の充実

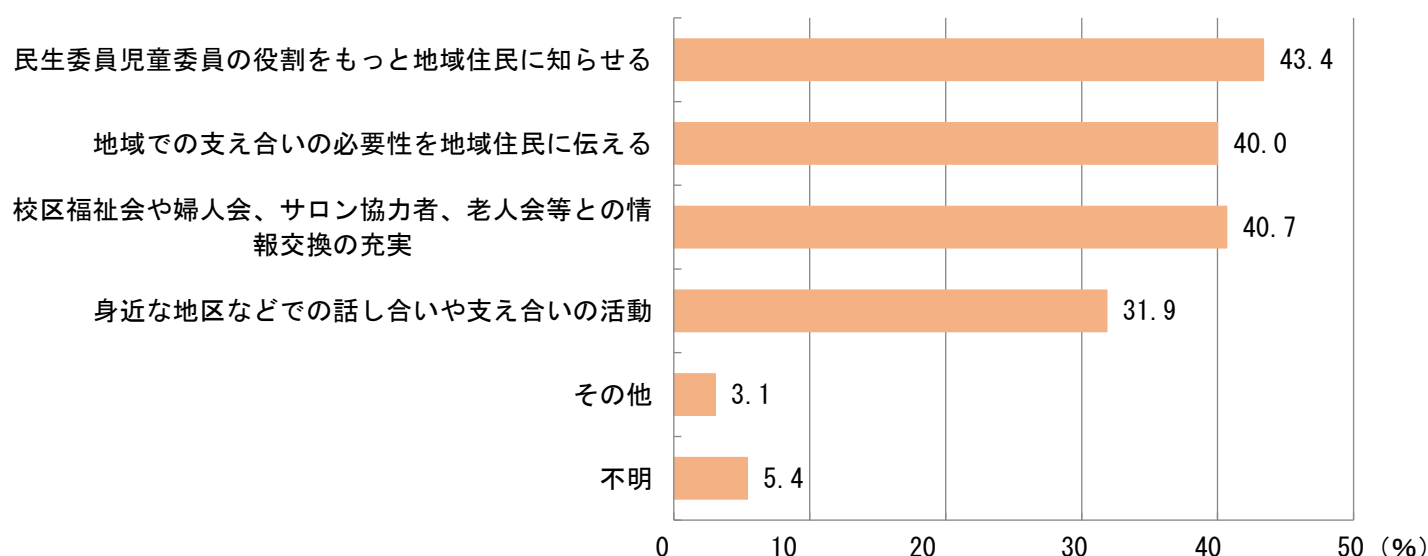
- ・社協の講習会には進んで参加しています。次の老人会の役員(会長、書記、会計)が決まらなるとサロンは消滅します。
- ・10年続けられているサロン等のお話を講習会等の機会に、お話して頂ければ、他の地区も良い所は利用できるのではと思います。
- ・講習会の参加人数を増やしてほしい他のサロンの交流もしたい。

④民生委員・児童委員アンケートから

民生委員・児童委員、主任児童委員の325人にアンケートを行い、295通の回答をいただきました。

問. 活動をよりしやすくするために必要なこと

「民生委員・児童委員の役割をもっと地域住民に知らせる」43.4%が一番多い回答となっていますが、全ての設問に多く回答が寄せられていることから多様な取り組みが必要な事を示しています。



●活動をしやすくするために情報共有

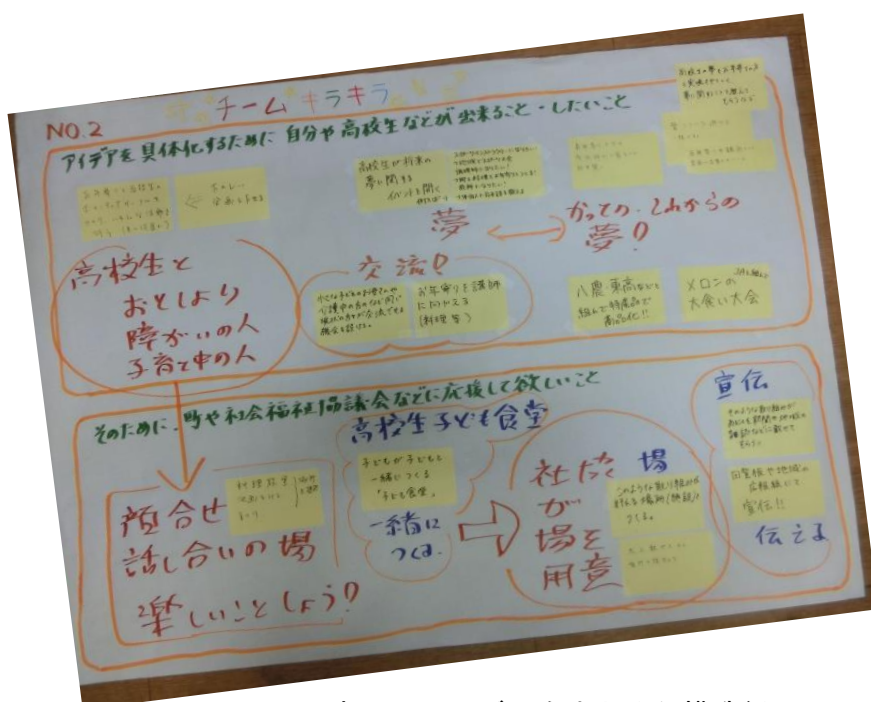
- ・ 民生委員・児童委員、区長、行政が集まり情報を共有し話し合う。
- ・ 福祉会主催のふれあい委員研修会は町内会長、ふれあい、民生と会合を持ってよかった。民生委員・児童委員として町内の役員会に入っていない町内もあり不便。個人の主観(町内長)なのかわかりませんので、市主催での会合で確認して欲しい(民生委員も含むということ)。
- ・ 自治会、市政協力員、民生委員・児童委員の合同会議。
- ・ 包括支援センターとの連携、協力。
- ・ 社会福祉協議会の指導の方々の講話、研修が大変役に立ちます。今後も御指導よろしくお願いします。
- ・ ふれあい委員との情報交換。
- ・ 住民の方の情報が大事なので協力してほしい。
- ・ 交替で民生委員・児童委員をしてもらい、自身で必要性を知ってもらう。
- ・ 各行事への参加回数が多く、地域での活動時間に影響。

⑤高校生・短大生ワークショップから

高校生や短期大学生など、若い人たちの地域福祉に関する関わりの様子や地域での支え合いに関する意見を聞き取り、今後の時代を担う若い世代が地域支え合いに関わる方法を探るなどの目的でワークショップを開催しました。

●八代高校ワークショップ（令和元年5月実施）

福祉体験、福祉の仕事、近所の人との関わりなど	地域の行事に参加することをはじめ、楽しいイベント、食べ物や料理などで、子ども、高齢者、障がい者、外国の人等との交流などが出来たらいいとの意見があった。 具体的には、ハーモニーホール等で高校生も参加する交流の催し等の提案がなされた。
地域支え合いのために、地域で出来たらいいこと・アイデア	部活や課外授業等で忙しい中でも、挨拶をはじめ、親や祖父母の近所とのやりとりを通して、近所との関わりがあることがうかがえる。 交通指導や近所での行事等も、近所を意識することにつながっている。 このような体験・記憶を改めて意識し、近所との関係などに思いを巡らすことが、大人になってからの近所との良い関係の基礎となるものと考えられる。
アイデアを具体化するために私たち高校生が出来ること・したいこと	校内、市内高校生が一緒になり、高齢者や子ども達、地域の団体等と一緒に楽しい企画を考えることがアイデアとして出された。 市内各高校から参加する高校生のボランティアグループを作り活動するアイデアも出された。
そのために、市や社会福祉協議会などに応援して欲しいこと	「楽しい企画」を考え実施できる場や機会、必要な資金等の応援が期待された。 「高校生子ども食堂」など、料理を教えてくれる年配者、食材を提供してくれるJAなどの農業関係者、場を提供してくれる商店街の人、そのような仲介を果たす社会福祉協議会との連携などが考えられた。



意見やアイデアをまとめた模造紙



考察

改めて感想をと聞くと、今回のような地域や暮らしを考える機会が、普段の学校や家庭でほとんどないものの、ちょっとした情報提供や話し合いで、近隣関係や世代間の支え合い・交流などの大切さが意識され、その上で、行動の機会への期待があげられた。具体的な行動の機会を一緒に考え実施することや意識付けの機会を継続的に行うことの大事さが、今回のワークショップから導き出された。

●中九州短期大学ワークショップ（令和元年7月実施）

介護や子育てで、地域で出来たらいいこと・アイデア	・10～20 歳代が地域の行事にもっと参加する。 ・地域の活動に積極的に参加する（10 代・20 代）そのためのきっかけが欲しい。 ・サロンなどがあっていることを知らない。子育てのつどいの広場のことも知らない。 ・学校の中に地域の掲示板を作る。 ・学校に情報を送ってほしい。保育園からの呼びかけがほしい（運動会など）。
感想	・普段、地域のことを考えることは少ないけど、今日の話し合いでいろいろな課題がでて、それに対してアイデアを出せたので良かった。 ・今回、このワークショップで、私たちの地域交流不足を感じた。いつ、どこで、地域の活動が行われているのか分からないので、もっと情報を集めていきたい。 ・子育てにおける地域の様子などを考えてみると、やはり交流が少ない事で周りの人たちの助けがないという実態があると感じた。
まとめ	ワークショップの中で、地域の高齢者と一緒に料理教室をすることや、地域活動に学生がもっと参加できるように、「そのきっかけが欲しい」といった意見が出された。 また、普段、地域のことを振り返ったり、考える機会が少ないものの、今回のような情報提供やワークショップで意見を出し合うことで、改めて地域のことを考えることにつながったことが、感想の記入からうかがえた。 今後、若い世代に地域福祉への関心や関わりを促していくうえで、今回のワークショップで出た意見を活かしていくことが重要と考えられる。



幼児保育学科保育総合コース



経営福祉学科介護福祉士コース

⑥市民ワークショップから

前回計画策定時に行った市民ワークショップを今回も実施し、意見・アイデアをいただきました（令和元年7月、8月、9月の3回開催）。

各メンバーから自由に意見を出していただく中で、テーマを2つ設定し意見を出し合いました。



●専門職、当事者団体等での取り組みの展開

出されたアイデア・意見	
若人（わこうど）ボランティアセンター ワカボラ	・ 中学校の職場体験の場として福祉事業所をあげる。 ・ 中学生に実際の現場を見せる。職場体験のハードワーク化。 ・ 保育園や高齢者施設から学校へのボランティア協力の呼びかけ。 ⇒ 学生も仕事を知ることができ、子どもやお年寄りとのふれあいもできる ・ 事業所などの活動（年間）を広報する。 ・ ボランティアセンター機能の充実のために、広報の方法を改める。 ・ 多少の費用が掛かってもいいのでネット会社などに委託してボランティアセンター機能を持たせる。 ・ 募集を SNS やホームページなどで行う。 今はスマホからの情報収集が多くなっている。 ・ 年齢層が若い世代には、地元情報紙（NAINAI、かじゅめる、やつしろふれす）の方が効果的ではないか。逆に年齢が上がると市報をよく見ている。 ・ ボランティアセンター機能が充実すれば、イベントボランティアスタッフ、学校からの依頼など、市内のボランティア募集と調整を社協が一貫して果たせる。（ボランティア保険なども同様） わこうど 若人ボランティアセンター ワカボラ 活動（年間）を 広報紙、 イベント時の ボランティアへの 呼びかけ 委託し、 いろいろ センター 参加。 活動（年間）を 広報紙、 イベント時の ボランティアへの 呼びかけ 委託し、 いろいろ センター 参加。
大人の職場体験	・ 元気な高齢者の活躍につなげる活動機会の提供。 ・ 各専門機関で機会提供。 ・ 施設での将棋、囲碁、健康マージャンの相手。 ・ 農閑期のちょっとした活動と収入。 ・ 日払い職場体験会⇒日払いシルバー人材センターの創設。 ・ シルバー人材センターのトライアル雇用。 （例）・朝のごみ出し・電球の交換・庭の草取り・お墓のそうじ・障子貼りなど） 職場体験を目的に実施して、日雇いの費用も支給 ・ シルバー人材と別の形での機会提供が可能になれば一つの福祉対策につながる。 ・ 市内事業所の定年前講座（セカンドライフ、サードライフ講座）。

●地域住民で支え合いを進めるために

出されたアイデア・意見	
学校を対象に！	・福祉教育を年間計画で行う。市から各学校・校長へPR。 ・認知症サポーターなど、小・中学生にも定期的に受けてもらう。 ・子どもたちのボランティア参加。保育体験をする。 ・子ども民生委員（民児協の活動へ参加）の実現。 ・学校の授業で「サロン、運動会」などのボランティアを入れる。 ・高齢者による宿題などの見守り、夏休みの自由研究などの場を設ける。 ・校区によっては地域との世代間交流を目的に実施しているので、地域からのアプローチと学校からのアプローチが相互にできる仕組みがあればよいのではないか。 ・社協メニューとして子ども版「出前講座」の実施。 ・小学生へのボランティア（高校生や大学生がサポートできる体制づくり）参加者へスタンプを押す等、達成感を喚起する。 ・ボランティアポイントや証明書発行が必要。（進学に必要な時がある） ・各学校のJRC（※）などの交流。ふれあいフェスタなどで自分たちが企画してブースを設ける。 ・学校に協力依頼をすれば、地域からの依頼ということで動きやすい。 ・行政や社会福祉協議会からの依頼となれば構えるかもしれないので、町内会や校区福祉会などの地域団体からのアプローチが効果的ではないか。
地域活動への参加の方法	・地域の行事に高校生や大学生に参加してもらうために学校にお知らせを掲示してもらう。 ・校区行事でも出来るだけ若い人達の参加を促し、ボランティアの事など、皆で話し合う。人材源にもなると思う。 ・支援学校の体育祭に、市内の高校生や中学生がボランティア協力に来てくれる。支援学校から各学校へボランティア募集をやっている。 ・仮に社協が各学校へ依頼した際に、学校側は依頼をしっかりと受け止めてくれるか不安だが、支援学校の依頼となれば学校側は依頼を受け止めてくれると思う。 ・社協が支援学校と共同でボランティア募集をすれば集まるのではないか。 ・地区の事業（まつり）にボランティアとして行ってもらうことが、きっかけになる。
活動の事例を広報	・他の地区の取り組みの紹介。（情報共有） ・校区ごとの顔合わせ、情報交換。（松高校区では実施している） ・校区全体、子どもから大人迄「ふれあいまつり」等を取り組んではどうか。（8月） ・「福祉まつり」を植柳校区全体でやっている。（11月） ・南松江では公園で運動会をしている。 ・20校区からさらに小さな区域でのつながり（顔が見える関係）を作る。
生活支援（お互いさま）の推進	・ヘルプの旗を作って玄関の所に出す制度を作ってみる⇒気付いた人が声かけ。 ・各自もボランティア精神でお隣の草取りを手伝うとか、人に役立つ、ほめられるとか「いいことをしよう」という気持ちが出れば、他人と仲良くなれるきっかけが掴める。 ・市報配布と町内費集めは月払いが良い。【理由】一軒ずつの声かけになるので、所在確認につながる。 ・校区で話し合える場を設けて、「お互いさまの日」を実施できるように人材を確保してほしい。



※Junior Red Cross 青少年赤十字（赤十字の理念を実践する学生組織）

4. 調査の分析と課題

社会状況や人口等の動向、市民アンケート調査等から、計画を立案するうえでの課題を整理します。

課題 1. 共助、地域支え合いの大切さへの啓発の必要性

少子高齢化や人口減少が進む中、福祉制度だけでなく地域での相互扶助など地域支え合いが従来にも増して必要になっています。

また、地域支え合い自体が、地域の豊かさの基本であることを理解し、自助や共助の充実が望まれます。

課題 2. ボランティア意欲の引き出しが不足

市民アンケートでは、ボランティアに関して「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」との回答が57%と6割近くあり、このようなボランティアに関する意欲を引き出すことが望まれます。

また、ボランティア活動の活発化のためには、「活動できる機会の提供」、「募集情報を伝える」などの回答が多く、ボランティアや地域支え合いに関する参加の機会をわかりやすく示し、参加を促す必要があります。

課題 3. 若い人の地域に関わる意識の引き出しが不足

一般的に、高校生・短大生などは、普段地域とかかわることが少なく、地域福祉への関心は薄いものと考えられがちですが、高校生ワークショップでは、小中学校等での福祉体験等をもとに、地域支え合いに関しても様々な意見・アイデアが出され、基本的には近隣での支え合いに関する意識や必要性が感じられました。

特に、次の世代に地域支え合いの意識を伝えていくことは重要で、若い世代の、このような地域支え合いの意識や思いを引き出す取り組みを進める必要があります。

課題 4. 防災や防犯への不安

市民アンケートでは地域での困りごとのひとつとして「災害や防犯のこと」への回答が比較的高く、さらに、若い世代も含めて幅広い年代で「災害時の避難や備えについて」不安とする回答が52%となっています。

防災・防犯に地域で取り組み、不安を少なくしていくとともに、それを通して、高齢者・障がい者、子どもの見守りや普段の目配りを広げていくことが考えられ、また、地域の若い世代の地域との関わりにもつなげられることから、防災や防犯活動をととした地域支え合いの推進が期待されます。

課題 5. 地域における生活支援活動充実の必要性

市民アンケートでは、「近所で手助けしてほしいこと」と「手助け出来ること」の回答を見ると「手助け出来る」との回答が、「してほしいこと」を上回っており、高齢者等への生活支援への関心は高いことがうかがえます。

高齢だけの世帯やひとり暮らし高齢者が多くなる中、近所でのちょっとした手助けの出来る取り組みを、今まで以上に工夫することが必要とされています。

課題 6. 低い校区福祉会活動の認知度

住民に身近な圏域である校区福祉会での活動は、地域福祉推進の基本となるものです、しかし、市民アンケート調査では、校区福祉会やふれあい委員、いきいきサロン等の活動を「あまり知らない」または「ほとんど知らない」とする回答も多い結果となっています。

少子高齢化や過疎化の進行、生活課題の深刻化などが進む中、校区福祉会やふれあい委員などの活動は八代市での地域支え合いの基本の仕組みであり、その役割の周知と、それによる地域住民の地域支え合いへの関わりをより高めていくことが必要です。

課題 7. 健康維持や介護予防の必要性

少子高齢化が進む中、医療費や介護費用の節減が必要となっており、健康増進、認知症や介護予防を進めることが財政面でも不可欠となっています。

地域でのふれあいいきいきサロンや福祉座談会などで、健康への意識づくりや介護予防等の取り組みが必要です。

課題 8. 生活課題の多様化、複雑化

経済的困窮、虐待、ひきこもりや精神的課題など、様々な生活課題の深刻化や複雑化が進んでいます。

総合的な相談対応・支援など、関係機関・事業所・団体や地域住民等の連携が、今後一層、必要とされます。

課題 9. 課題を抱える人や世帯から専門機関への「つなぎ」が不足

課題を抱える人が自分から専門機関に相談に行かれないことが多くあります。一方、市民アンケートでは「近所に気になる人・世帯がある」とする回答が約8人にひとりの割合で出されていますが、そのことを専門機関等への相談はあまりされていない状態です。

生活課題を抱える人や世帯を地域で「気づき」、必要に応じて専門機関に「つなぎ」、それを通して総合相談・対応につなげる必要があります。

課題 10. 高齢化過疎化、地域活力の低下等への対応の必要性

市民アンケートの自由回答への記述からは、地域に若者がいない、移動が出来ないなど高齢化過疎化による地域活力の低下や生活利便性への不安が、以前より深刻になっている様子がうかがえます。

このような不安の軽減など、高齢化過疎化が進む中で地域の活力や生活利便性の維持などの地域課題への取り組みが必要となっています。

課題 11. 「我が事・丸ごと」地域共生社会への対応の必要性

今日の社会状況から、国が示している「我が事・丸ごと」地域共生社会や「地域福祉計画策定のガイドライン」では、地域全体での活力維持や生活環境の維持、課題を抱える人や世帯への配慮などが、一層求められています。

地域共生社会の実現に向けて地域人材の活動支援など、地域力を高める支援が必要とされます。

第3章 計画の基本的な考え方

第2章でまとめた課題を踏まえ、計画を定めます。

まず、計画の基本的な考えを整理し、計画の基本理念と、それを実現するための計画の柱を設定します。

さらに、計画の重要事項を設定するとともに、具体的な施策をまとめます。

1. 計画の基本理念と全体構成

2. 重要事項

3. 施策

1. 計画の基本理念と全体構成

●計画の前提

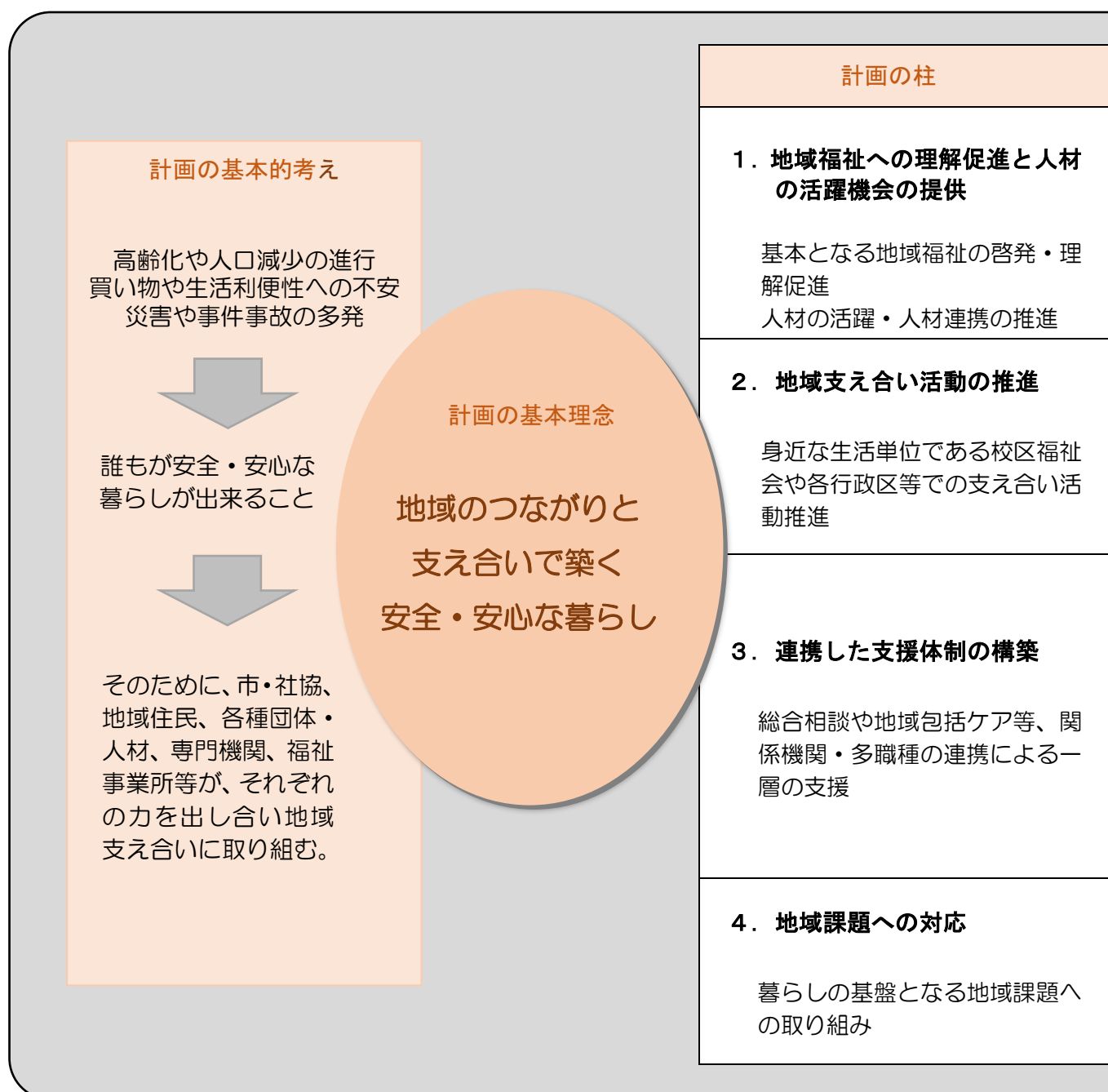
第2章での地域状況や各種アンケート調査等からは、高齢化や人口減少が進む中、また、自然災害や事件・事故の多発などにより、日常生活に不安や心配事を抱えざるを得ない状況がうかがえます。

●つながり・連携の必要性

安全・安心な地域のために、誰もが孤立することなく、また市や社会福祉協議会、地域住民や関係事業所等の連携と協力が必要です。

●計画の基本理念

以上のことから、「地域のつながりと支え合いで築く 安全・安心な暮らし」を計画の基本理念とします。



●計画の柱

計画の基本理念の実現に向けて、以下の4つを計画の柱として定めます。

1. 地域福祉への理解促進と人材の活躍機会の提供
2. 地域支え合い活動の推進
3. 連携した支援体制の構築
4. 地域課題への対応

●重要事項と施策

計画の柱に沿って、重点的に取り組む内容として重要事項を設定します。

また、重要事項ごとに施策を定め、市と社会福祉協議会の具体的な取り組みを整理します。

重要事項	施策
●広報、情報交換の充実 ●人材参画の機会づくり	①地域福祉に関する広報・啓発の充実 ②校区福祉会、民生委員・児童委員、ふれあい委員等の広報 ③子どもたちの福祉の意識づくり ④生涯学習での意識づくり ⑤ボランティアの育成と活躍機会の提供 ⑥災害ボランティアの育成 ⑦福祉団体活動の支援と連携
●身近な安全・安心への取り組み ●住民参加型生活支援サービスの充実 ●地域福祉活動への支援	⑧校区福祉会活動の充実 ⑨見守りネットワークの充実 ⑩いきいきサロン活動の推進 ⑪福祉座談会の開催 ⑫生活支援の推進 ⑬地域での防災・防犯活動の推進
●専門機関連携による課題解決 ●地域での「気づき」と相談・支援	⑭総合相談・総合対応の充実 ⑮地域包括ケアへの地域福祉としての寄与 ⑯地域での子育て支援 ⑰障がい者地域共生 ⑱地域での健康づくり・介護予防 ⑲地域での認知症対応 ⑳避難行動要支援者への支援 ㉑権利擁護の推進 ㉒生活困窮等への対応 ㉓自殺対策の推進 ㉔各種団体・福祉関連事業所の連携・構築
●「我が事・丸ごと」地域共生社会による地域課題への取り組み	㉕地域の活力づくり ㉖地域の縁がわ等福祉拠点機能の充実 ㉗移動・買い物手段等生活基盤の確保 ㉘住宅・自治公民館等改修の推進

2. 重要事項

1. 地域福祉への理解促進と人材の活躍機会の提供

●広報、情報交換の充実

地域福祉そのものの啓発・情報発信や地域での取り組み事例などを広報し、周知を図ります。

また、校区や行政区での活動情報など身近な話題やボランティア募集などの情報を提供していきます。

特に、活動されている校区福祉会役員やいきいきサロンサポーター、民生委員・児童委員をはじめ、福祉関連事業所等での様々な活動や改善の工夫を提供するなどして、相互の交流や連携につなげます。

展開方策

共助の啓発 各種広報媒体の活用

共助（ともに支え合う）意識啓発推進。
ホームページ、広報誌をはじめ SNS、
タウン情報誌等の活用など幅広く実施。

情報発信に関する高校生や大学生等の
参加・協力。

社会福祉協議会がいきいきサロンや地
域座談会等に出向いた際の広報。

市の出前講座等での広報（関係課等の広
報も実施）。



身近な活動事例等の紹介 福祉関係者相互の情報交換

校区や行政区など、身近な情報を提供
し、親近感を伝える。

特に校区福祉会、ふれあい委員、民生
委員・児童委員、いきいきサロン協力
者、福祉事業所や福祉関係人材等の活
動事例などの情報収集と情報発信。

また、関係者間の情報共有による相互
交流から、連携した活動などへの広が
りのコーディネート。



区分	求められる役割
市民	地域福祉活動に関心を持つとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加します。
福祉事業所等	近隣住民との交流などを通じて、地域福祉の重要性について啓発を行います。
社会福祉協議会	校区福祉会やふれあい委員、いきいきサロンなどの活動事例の収集と情報発信を図るとともに、相互の交流や連携を支援します。
市	広報誌やホームページ、出前講座などで地域福祉活動について周知を行うことで、市民の福祉に対する意識啓発を図ります。

●人材参画の機会づくり

学校教育の中で、認知症や障がい者に関する学習、乳幼児・高齢者等との交流など福祉体験・教育を進めます。

また、市民ワークショップで出された「若人ボランティアセンター」や元気な高齢者に対しての技術や経験等を活かし、活動の機会提供などを検討していきます。

関心の高い災害ボランティア養成講座を実施し、それをきっかけとして、地域での防災や防犯活動につながる支援を進めます。

展開方策

学校での福祉体験学習 ボランティア活動への 参加の機会

小中学校での福祉学習や福祉施設での職場体験、地域の乳幼児や高齢者との交流、認知症サポーター及び障がい者サポーター養成講座の受講等を進めていく。

また、中高校生や大学生等にボランティア情報を伝える。

校区福祉会等での子どもたちとの交流事業の支援、地域の行事への参加の依頼なども行っていく。



ボランティア情報発信 人材の発掘と活用

市や社会福祉協議会、各種福祉団体等で、各種のボランティアに協力を得ている。

このようなボランティア人材に活動情報を提供し、各種ボランティアの相互交流や連携を高め、活動の活発化を図る。

災害ボランティア養成講座を人材育成の一環として実施。受講し登録した人にボランティア情報等の伝達、各種協力要請、活動調整を行う。



区分	求められる役割
市民	福祉に関する各種講座や災害ボランティア養成講座などを受講し、その経験を日常生活で活かすことで、支え合いの輪を広げます。
福祉事業所等	学校の職場体験研修やボランティアの受け入れを積極的に行い、人材の育成支援に努めます。
社会福祉協議会	ボランティア養成講座の開催による人材育成、及びボランティアセンターの機能充実によるボランティア情報と参加機会の提供推進を図ります。
市	高齢者や障がい者、ボランティア等に対する理解が深まるよう学習・教育機会の充実を図ります。

2. 地域支え合い活動の推進

●身近な安全・安心への取り組み

生活の基本単位である近所、校区や行政区等で、相互に支え合いを深めることが基本です。

そのため、市民アンケート等で世代を超えて関心事とされる防犯や防災を地域で取り組み、それを通して、高齢者・障がい者、子どもの見守りや普段の目配りと各世代の交流を広げていきます。

展開方策

防災安心マップ
見守りマップ
見守り台帳（名簿）の
作成と自主防災の取り組み

凡 例

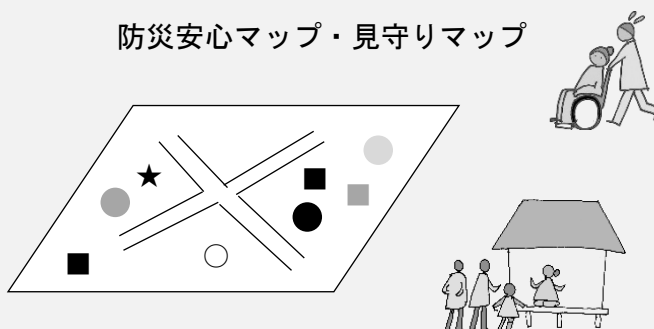
- ひとり暮らし高齢者（女性）
- ひとり暮らし高齢者（男性）
- 高齢者だけの世帯
- 障がい者
- その他（日中ひとりの高齢者）
- 消火栓
- 防火水槽
- ★避難場所
- 危険箇所

これまで行われている見守り名簿の作成などの見守り活動と、地域での自主防災組織等との連携を図る。

そして、地区の危険箇所の点検や避難訓練、消火訓練、自力で避難ができにくい人の確認などを実施。

また、学校での防犯教室の開催や、子どもたちの登下校時をはじめとする見守りパトロールなどを通して、若い世代との顔合わせや交流につなげていく。

防災安心マップ・見守りマップ

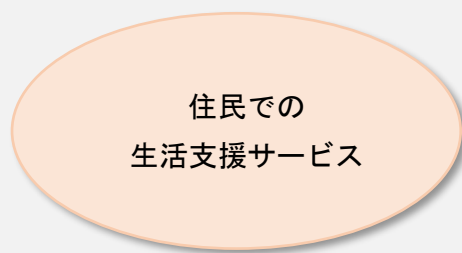


区分	求められる役割
市民	生活に困難を抱えた方などに対して、声かけや見守りを行うとともに、地域における防災訓練や避難訓練に参加するよう努めます。
福祉事業所等	地域の避難所としての役割などについて広報・周知を図ります。
社会福祉協議会	校区福祉会や行政区での見守り活動や見守りマップ・見守り台帳（名簿）作成などの支援を行います。
市	防犯教室の開催、自主防災組織の育成や避難行動要支援者登録制度の周知など、地域における防犯・防災体制の充実を図ります。

●住民参加型生活支援サービスの充実

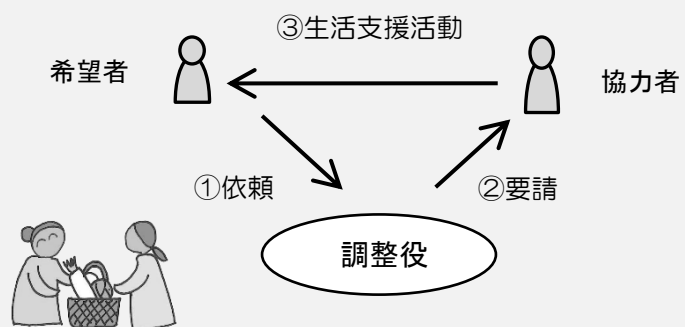
市民アンケート調査では、日常生活に「困りごと」を抱える高齢者もみられる一方で、支え合いに取り組めるとする回答も多く、日奈久校区福祉会での「お互いさまの日」など、通常の地域での支え合いに工夫を加え、生活支援活動を支援していきます。

展開方策



日奈久校区での「お互いさま活動」や坂本中津道での「高齢者支援隊」等の事例をもとに、他校区や地区での検討を支援していく。

また、他市町村等で行われている有償（利用料金を支払う）での支援提供も検討資料とし、各校区福祉会の状況に対応した支援を進める。



区分	求められる役割
市民	地域でできる支え合い活動について検討するとともに、自分にできることから行動に移します。
福祉事業所等	地域の交流や地域貢献の一環として、支援方策の検討を行います。
社会福祉協議会	現在行われている「お互いさま活動」などの住民による生活支援サービスに関する啓発、及び他の地域への拡大を支援します。
市	地域の特性や資源に応じた住民による生活支援サービスの推進を支援します。

●地域福祉活動への支援

各校区福祉会が行う見守りやふれあいいきいきサロン活動、世代間交流などの一層の充実が図られるよう、活動の支援を行います。

	項目	活動の目的と主な内容
共通事業	ふれあい委員活動の充実	高齢者等の「孤立死」や親族・地域との関わりを持たない「社会的孤立」を防ぐことを目的に、ふれあい委員による日常的な見守り・声かけを行う 現在、自治会や町内会等を単位としてふれあい委員が配置され、地域の特性に応じた見守り活動が展開されている
	ふれあいいきいきサロン活動の拡充	誰でもが気軽に安心して自由に参加でき楽しい時間を過ごす地域活動の場。参加者が歩いて通える身近な公民館や集会所などを利用し開催し、参加者と地域のボランティアが共同で企画・運営する ①生きがいつくり②健康づくり③仲間づくり④学びの場づくり⑤ふれあいの場づくりといった、5つの目的をもって月1回程度開催されている
	広報紙発行	ふれあい委員活動をはじめ校区福祉会活動の発信や各種福祉情報を定期的に行っている
	福祉座談会の開催	見守り活動についての情報交換等を中心とした福祉座談会がいくつかの校区ですでに実践されており、今後は全ての校区において福祉課題発見の場として開催する
	地域で支えあう仕組みづくり	ふれあい委員活動等で見えてきた高齢者等へのちょっとした日常の支援について、お互い様の精神による支え合い活動を拡げていくため担い手の育成を行う
独自事業 (例)	住民・世代間交流	住民みんなが助け合い安心して暮らせるよう、地域特性に応じたふれあい交流の場として地域住民が主体となって開催している
	ひとり暮らし高齢者の集い等	安否確認や見守り活動の一環として、交流会や食事会等を開催している



住民参加型支え合い活動



地域福祉推進フォーラム

市内活動事例	社会福祉協議会の支援
・小地域単位で見守り活動について定期的な情報交換を開催 ・ふれあい委員の資質向上を図るため各種研修会等の開催（認知症・消費生活等） ・ふれあい委員 1,688名(平成 30 年度末日時点) ・見守り対象者 4,078 名(平成 30 年度末日時点)	・地域福祉推進フォーラム等の研修・情報交換 ・ふれあい委員未設置地区への啓発 ・継続した活動者としての人材育成 ・地域包括支援センターとの連携強化
・サロンサポーター（※1）研修会の開催 ・助成金交付や備品貸出 ・校区サロン大会の開催 ・広報活動 ・サロン設置数 228か所、延べ 41,624 人参加（平成 30 年度）	・既存サロンの自主開催の促進 ・プログラムボランティア（※2）の発掘・育成 ・サロンサポーター研修会の開催 ・未設置地区への啓発（お試しサロン開催） ・八代市いきいきサロン大会の開催
・編集委員を配置し定期的な編集会議を開催している	・校区福祉会と連携し、広報紙発行の支援 ・校区外の住民へ周知を図るため社協窓口等に設置
・地域課題に関する話し合い	・地域の課題把握に努め、課題解決に向け専門職や関係機関へつなぐ
・地区住民有志によるひとり暮らし高齢者への手伝い等 	・ニーズ調査と併せて担い手の情報収集（人材バンク） ・ボランティアの発掘・育成 ・ボランティア養成講座の開催
・小中学生等との交流 ・児童や生徒といきいきサロンの交流	・地域住民の参加促進 ・活動に必要なノウハウや情報などの提供
・婦人会手作りの料理でのもてなし ・年末友愛訪問 	・講師派遣や備品の貸し出し ・関係機関と連携・協力し、防犯教室等の啓発

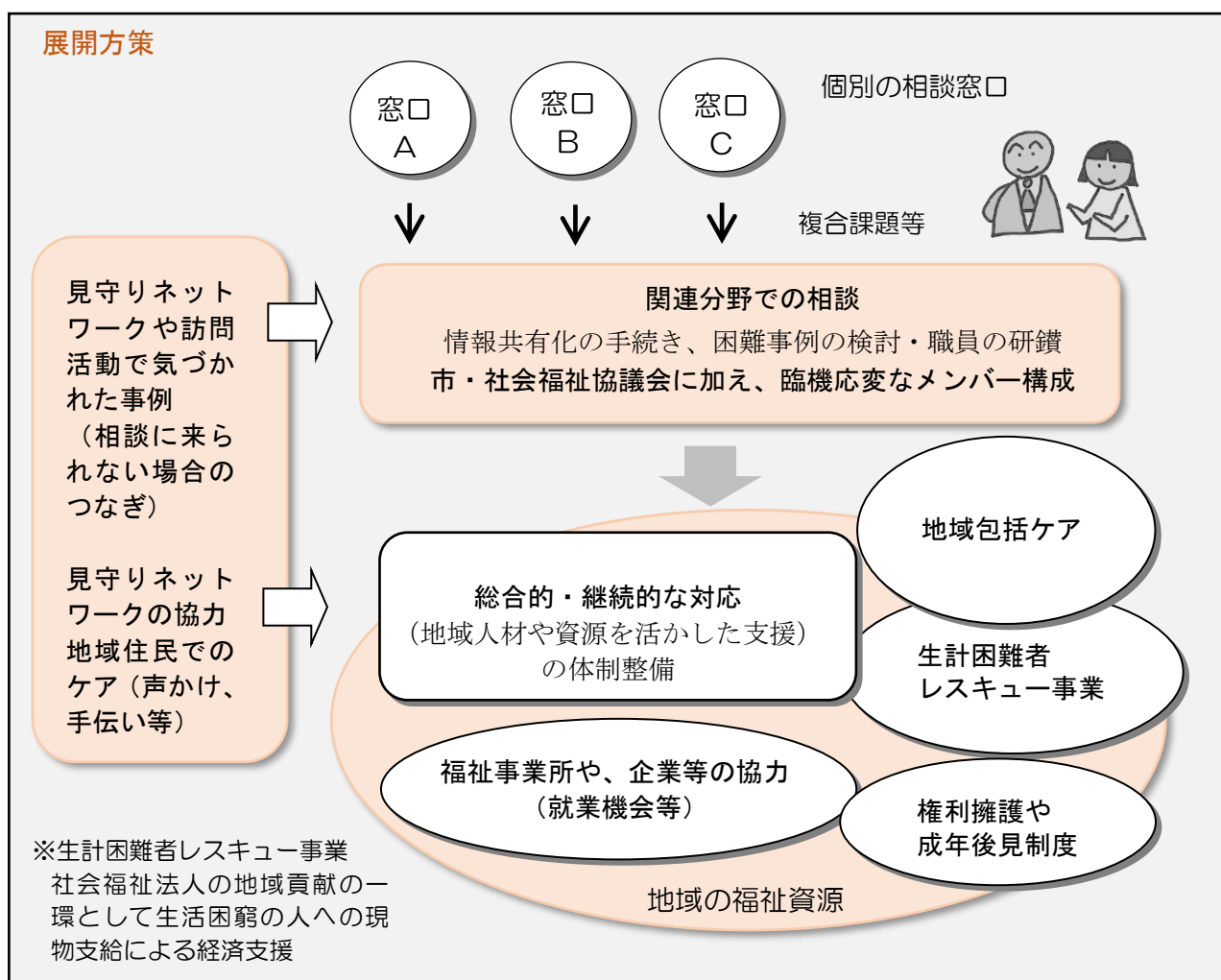
※1 サロンのお世話役

※2 サロンのプログラムを指導・支援するボランティア

3. 連携した支援体制の構築

●専門機関連携による課題解決

生活困窮や障がい、介護などに複合的課題を抱える世帯へ関係部署・機関が情報を共有し総合的な対応にあたります。また、地域見守りネットワークでは、何らかの事情で福祉サービスや公的な支援につながっていないような事例を市や社会福祉協議会につなぐ役割が必要となります。



区分	求められる役割
市民	地域が抱える様々な問題を解決できるよう話し合いを行います。
福祉事業所等	多職種の連携や情報共有化による課題解決を推進します。
社会福祉協議会	相談に来られない方などに対しても、アウトリーチを活かした身近な相談対応を行います。
市	多機関の連携・協力による包括的な相談支援体制の構築を図ります。

●地域での「気づき」と相談・支援

課題を抱えつつも相談に来られない人や世帯に対して、近隣での「気づき」をもとに専門機関への相談・支援につなげていきます。難病や多様な障がい、精神面での不安定、経済的な課題などへの理解も必要です。

また、日頃の見守りや声かけなど、近隣ならではの支援を推進していきます。

展開方策

見守りのネットワーク

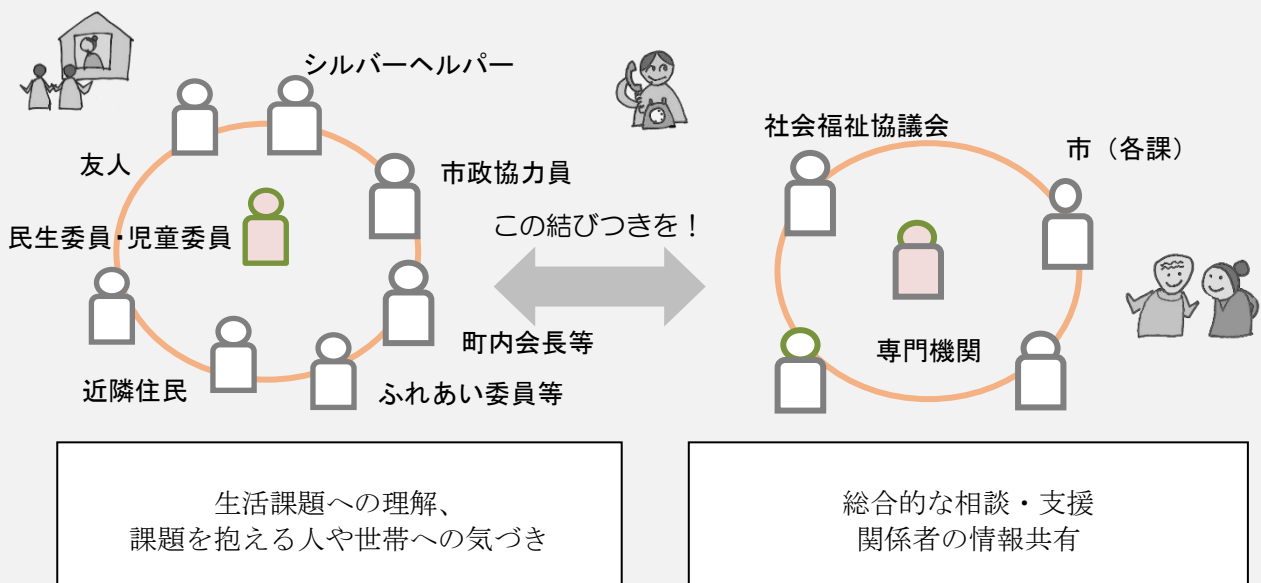
近隣ならではの気づきと
専門機関へのつなぎ

例：虐待やドメスティックバイオレンス（身内間での暴力）、ひきこもり、生活困窮、精神的課題、消費生活トラブル、住居の不安定等

相談・支援

専門機関での対応検討
専門機関でしかできないこと

近隣での目配り等の依頼



区分	求められる役割
市民	近隣において困っている方に気づいたら、専門機関への連絡を行います。
福祉事業所等	見守りネットワーク（高齢者等見守り活動に関する協定など）への協力を行います。
社会福祉協議会	校区福祉会や民生委員・児童委員など住民に身近な相談機関に対して、気づき方の啓発を行うとともに、課題解決に向けた相談・支援を行います。
市	課題に応じた相談機関の周知を行うとともに、地域の生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の構築を図ります。

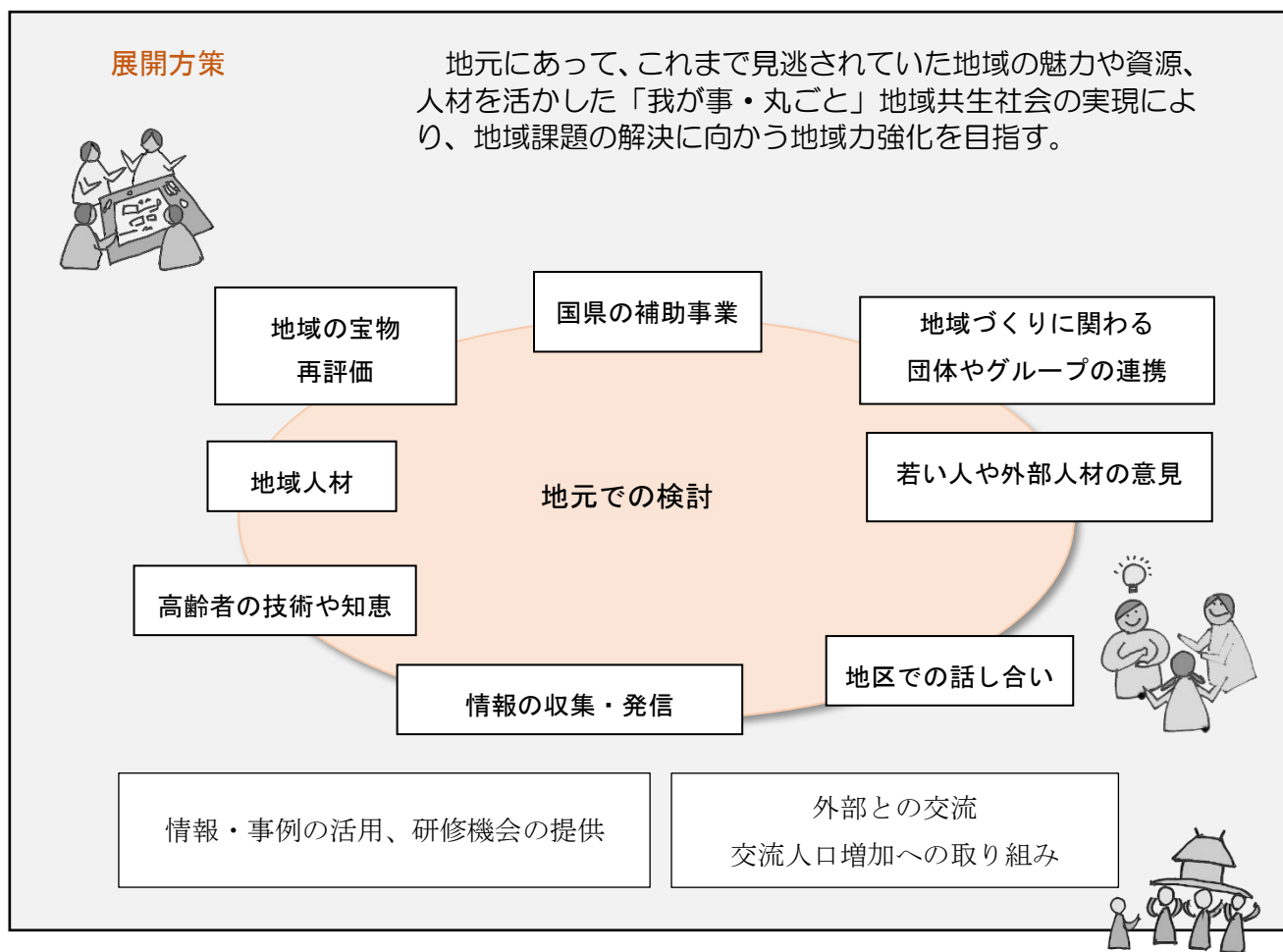
4. 地域課題への対応

●「我が事・丸ごと」地域共生社会による地域課題への取り組み

地域の今後に関して、地域に暮らす全ての人が、地域の課題を考え役割を担っていくことが今後の地域づくりに必要です。

市民アンケート調査や地域での話し合いでは、地域に若者がいないことや高齢化・過疎化によって地域自体の活力が失われるなど、今後への不安が以前より深刻になっている様子がうかがえます。

「地域の福祉力」を高めていくことを地域全体で取り組むことを目指します。



区分	求められる役割
市民	地域行事や地域での話し合い、福祉に関する講座などに積極的に参加します。
福祉事業所等	地域の一員として、地域運営に積極的に参加します。
社会福祉協議会	地域人材の把握や地域での支え合い活動のコーディネートを行います。
市	「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、先進事例の研究や情報収集を行い、必要な体制の構築を図ります。

移動・買い物手段の確保、地域活性化など具体的な生活課題について、地域住民と市や関係機関等で対応を進めます。

活動事例の紹介や地域外人材の協力などにより、地域や外部との連携による取り組みを支援していきます。

展開方策

地域の個別の課題に、地域だけでなく外部人材等の協力を加えて、解決に向けての取り組みを支援。

移動・買い物手段の確保
住民参加型生活支援サービス
の工夫
移動手段、移動販売への支援

健康維持、介護予防
いきいきふれあいサロン
健康運動教室、出前講座での
介護予防



地域の活力づくり
移住・転入の促進、
交流人口・関係人口の拡大
地域おこしに関する取り組み支援
地域での行事や催事の支援



区分	求められる役割
市民	地域の課題解決に向けた話し合いや取り組みを実施します。
福祉事業所等	地域の福祉資源として、健康づくりや介護予防などへの支援を行います。
社会福祉協議会	地域における福祉資源や人材の情報収集や情報提供を行うとともに、課題解決に必要なアドバイスやコーディネートを行います。
市	移動や買い物手段の確保など様々な生活課題の解決に向けて必要な取り組みを支援します。

3. 施策

計画の柱その1. 地域福祉への理解促進と人材の活躍機会の提供

施策	方針	現状と課題
①地域福祉に関する広報・啓発の充実	地域支え合いの基本であり、安全・安心な暮らしづくりをめざし、共助の必要性や大切さへの理解を進め支え合い意識を市全体で高めていきます。	公的サービスではなく、共助によって暮らしやすさを高めていく地域福祉の視点の周知と理解を図り、近隣での支え合いを広げていくことが、まず必要とされます。
②校区福祉会、民生委員児童委員、ふれあい委員等の広報	地域福祉に重要な役割を果たしていることを市民に広報し周知を進めます。	市民アンケート調査では、校区福祉会やふれあい委員、いきいきサロン等に対して、認知度が低い状況にあり、活動の広報と周知が必要とされます。
③子どもたちの福祉の意識づくり	小中学校での福祉体験や、お年寄りや障がい者との交流など、子どもの時からの福祉体験・教育を進め、次代を担う若い世代での支え合いの意識づくりを進めます。	子どもの時の共助の経験が大人になっての近隣での支え合いにつながることで、高校生ワークショップで示されています。 小中学校での福祉の体験や学習をより充実していくことが望まれます。

学校での認知症サポーター養成講座

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	3 校	4 校	2 校	5 校
中学校	3 校	—	—	1 校
高校	—	1 校	2 校	2 校
専門学校等	—	—	2 校	—

ゲストティーチャーによる福祉学習

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校数	9 校	13 校	14 校	14 校
件数	11 件	16 件	17 件	15 件

市の主な取り組み	社会福祉協議会の主な取り組み
• 様々な広報媒体や各種会合等での地域福祉について情報の提供や啓発 • 市政協力員等のキーパーソンへの啓発 • 地域福祉計画、地域福祉活動計画及び策定・評価委員会記録のホームページでの周知	• 各種催しでの広報や研修 • 社協だよりを学校や郵便局、病院等に設置 • ホームページ、小冊子、SNS 等による啓発や広報 • 地元情報紙等のメディア活用 • 校区等に身近な活動状況の広報
• 民生委員・児童委員、校区福祉会、ふれあい委員、いきいきサロン協力者等の活動の市民への周知	• 校区福祉会、ふれあい委員、いきいきサロン等の活動状況の広報 • 校区行事等での地域住民との交流と活動情報の伝達
• 総合的な学習等の中で地域福祉の意識づくりや、認知症サポーター及び障がい者サポーター養成講座等の開催など学校での福祉学習の推進 • 放課後児童クラブや子育て支援センター等での地域との交流	• 学校での福祉体験学習の実施 • いきいきサロンや校区福祉会が取り組む世代間交流などの支援 • 学習メニューの提示及び周知と活用

福祉学習例示（メニュー例示）

- 車椅子体験
- 肢体不自由者や視覚障がい者介助体験
- 高齢者疑似体験
- 認知症や障がいへの理解を深める学習
- 点字学習
- など



車椅子体験



点字学習

計画の柱その１．地域福祉への理解促進と人材の活躍機会の提供（つづき）

施策	方針	現状と課題
④生涯学習での意識づくり	各年代に応じた啓発を進め、健康づくり・介護予防、地域支え合いへの意識づくりを進めます。	地域住民のニーズを踏まえた「おでかけ公民館講座」等を開催し、市民の福祉や健康に対する意識向上を進めていますが、今後も高齢化が進む中、市民の健康づくりに対する意識づくりが望まれます。
⑤ボランティアの育成と活躍機会の提供	ボランティア意識の啓発と活動へ参加機会の提供を進めます。 また、既存の各種活動にボランティアとして参加している人材に、ボランティア情報を提供し参加機会の提供を行います。	市民アンケート調査では、「ボランティアに関心がある」とする割合が６割近い回答となっています。 また、ボランティアを盛んにするために「情報や活動の機会や場の提供」などの回答が多く、ボランティアに関する情報や参加機会の提供が望まれます。
⑥災害ボランティアの育成	災害への備えとして災害ボランティアの育成を通して、地域の安全や安心を担う人材育成を進めます。	市民アンケート調査では、半数以上が災害時に不安があると回答しており、災害ボランティアに関わる人材育成を通して、防災や防犯への対応が求められています。
⑦福祉団体活動の支援と連携	老人会、婦人会、食生活改善推進員、更生保護女性の会や保護司など、各種団体や関係者の活動を支援するとともに、地域での役割の周知を進めます。	各種団体が行っている活動を市民に伝え理解を広げていくことが活動の円滑化に必要です。 また、関係団体間で情報交換を進め、活動の連携も望まれます。



市の主な取り組み	社会福祉協議会の主な取り組み
健康や防災等の福祉の増進に関する地域の要望を踏まえた「おでかけ公民館講座」等の充実と受講啓発	- いきいきサロン等での出前講座の広報 - いきいきサロンや福祉座談会や各種研修の実施 - 職場や各種団体等での研修への出前講座
- ボランティア活動の啓発。参加や活動の支援 - ボランティアや市民活動団体等の人材養成 - 人材養成後の活動機会の提供	- ボランティアセンターでの相談・登録の推進、需給調整機能の推進及び情報発信の強化 - 各種ボランティア団体の相互交流や協働の取り組みの推進 - 学校等（小中高生、大学生等）・若者等へのボランティア情報の提供や参加機会の提供
- 地域防災計画の中での市民の果たす役割の位置づけ - 災害ボランティアセンター設置訓練や災害ボランティア、避難所運営ボランティア等の啓発	- 災害ボランティアセンター設置訓練とボランティアの養成 - 研修を契機として、防災・防犯活動等へのつなぎ
- 各種団体の役割や活動の広報・周知 - 各団体の活動支援	校区福祉会において、地域の老人クラブ、障がい者団体、婦人会をはじめ、各種団体や福祉関係者との相互交流の機会設定と連携の支援

ボランティアセンター登録数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	70 名	89 名	91 名	96 名
登録団体数	43 団体	39 団体	38 団体	41 団体

計画の柱その2. 地域支え合い活動の推進

施策	方針	現状と課題
⑧ 校区福祉会活動の充実	地域住民の自主的・主体的な支え合い活動の母体として活動の支援を行います。 校区や行政区等で地域住民が地域の福祉課題やその解決について話し合う主体的な取り組みを進めていきます。	小学校区や旧町村を単位に20の校区福祉会が、見守り活動やいきいきサロン活動をはじめ、それぞれの状況に応じた取り組みを行っており、本市における地域住民活動の基本となっています。 市民アンケートからは、福祉会活動をもっと市民に周知する必要があります。 役員の世代交代が必要ですが、人材不足の地区があるなど課題となっています。
⑨ 見守りネットワークの充実	民生委員・児童委員、ふれあい委員をはじめ、誰もが近隣での目配りや声かけなどに取り組めるよう啓発や広報を進めます。	各行政区では民生委員・児童委員やふれあい委員により見守りにあたっていますが、ふれあい委員未設置地区があります。 課題を抱える世帯を見逃すことなく、また、声掛け等の継続的な活動を進めていく必要があります。 また、民間事業所には、日常の業務中での異変への気づき「高齢者等見守り活動に関する協定」への協力を進めています。

見守りネットワークの状況

年度	ふれあい委員	見守り対象者	未設置地区
平成27年	1,696名	4,056名	11地区
平成28年	1,678名	4,049名	11地区
平成29年	1,675名	4,132名	9地区
平成30年	1,688名	4,078名	9地区



太田郷校区ふれあい委員研修会
(認知症サポーター養成研修)

市の主な取り組み	社会福祉協議会の主な取り組み
・校区福祉会活動の取り組みの広報 ・市政協力員や各種団体への校区福祉会活動への協力要請 ・校区福祉会活動と連携した健康づくりや介護予防、防災防犯活動の推進	・校区福祉会担当職員による各種連絡や情報の共有 ・校区福祉会への情報提供と連絡調整機能の強化 ・校区福祉会で地区の状況に応じた福祉座談会・研修会等の開催支援 ・校区福祉会活動状況や事例等の広報
・見守りネットワークづくりの支援 ・民生委員・児童委員の見守り活動支援 ・民間事業所等の日常業務の中での見守り活動への協力要請・啓発（高齢者等見守り活動に関する協定への協力）	・ふれあい委員未設置地区の解消または、別途方法の検討 ・ふれあい委員による見守り活動の支援 ・見守りマップや見守り台帳（名簿）の作成・更新によるネットワークの確認 ・普段の生活の中での異変への気づきの啓発

ふれあい委員研修会等の状況

ふれあい委員研修会・連絡会			福祉座談会	
年度	校区	参加人数	校区	参加人数
平成 27 年	20 校区	延べ 2,385 名	12 校区	延べ 1,097 名
平成 28 年	20 校区	延べ 1,654 名	12 校区	延べ 1,290 名
平成 29 年	20 校区	延べ 2,093 名	11 校区	延べ 869 名
平成 30 年	20 校区	延べ 2,166 名	13 校区	延べ 841 名



日奈久校区での見守り会議



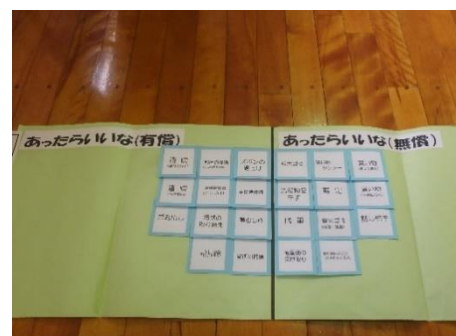
宮地地区での福祉会会議

計画の柱その2. 地域支え合い活動の推進（つづき）

施策	方針	現状と課題
⑩いきいきサロン活動の推進	生きがい、健康づくり、仲間づくり等を目的に、各地区の自主性や工夫で推進します。	いきいきサロン設置数 228 か所（平成 30 年度末時点）で実施されています。 高齢化による参加者や協力者の減少などの課題もありますが、様々な工夫やサロンボランティアの協力なども行われています。
⑪福祉座談会の開催	校区や行政区等で地域住民が地域の福祉課題やその解決について話し合う主体的な取り組みとして進めていきます。	校区福祉会活動の一環として地域の状況に応じて開催されています。
⑫生活支援の推進	公的なサービスだけでなく、近隣での生活支援の取り組みを、市、社会福祉協議会、地域住民や各種事業所等とともに進めていきます。	ひとり暮らし高齢者が増えており、通常の近隣での支え合い活動や公的サービスとの、すき間にある生活課題に対応する必要があります。 校区福祉会でも地域の状況に応じた検討を進めており、日奈久や千丁校区での実施、鏡地域での検討など、このような活動を広げていくことが望まれます。
⑬地域での防災・防犯活動の推進	防災や防犯に強い安全・安心のまちづくりを、地域住民の支え合い活動で進めます。	災害や事件事故の多発化等を背景に、防災・防犯については若い世代を含めて地域住民の大きな関心事であり、活動の充実が必要とされています。

いきいきサロンの状況

年度	設置数	開催回数	参加人数
平成 27 年	221 か所	延べ 3,379 回	延べ 44,998 名
平成 28 年	223 か所	延べ 3,269 回	延べ 41,622 名
平成 29 年	228 か所	延べ 3,363 回	延べ 41,881 名
平成 30 年	228 か所	延べ 3,459 回	延べ 41,624 名



鏡地域での「おたがいさま活動の」検討

市の主な取り組み	社会福祉協議会の主な取り組み
いきいきサロン事業の推進 (社会福祉協議会に事業委託)	- いきいきサロン設置数の拡充、内容の充実 - いきいきサロン活動情報の発信、研修会やいきいきサロン大会等での人材育成、人材交流等の推進 - 各地区のいきいきサロンにボランティアとして協力出来る人材への協力要請
座談会で必要とされる情報の提供	- 校区福祉会で地区の状況に応じた開催の推進 - 資料提供や活動へのアドバイス等 - 座談会での話し合いを活かした支え合い活動の支援
- 地域特性や地域資源に応じた住民参加型生活支援サービスの検討 - 生活支援コーディネーター事業 (社会福祉協議会に事業委託)	- 生活支援コーディネーター事業の実施 - 校区福祉会での生活支援に関する検討や、市内外の取り組み事例の情報提供等
- 自主防災組織活動や登下校等の子どもの見守り活動等の推進 - 防災と見守りとの一体的な啓発・広報	- いきいきサロンや福祉座談会等での防犯に関する啓発 - 災害ボランティア養成講座を活かし、日ごろの防災・防犯、見守り活動等への協力要請



日奈久校区での「お互いさまの日」

生活支援活動の事例

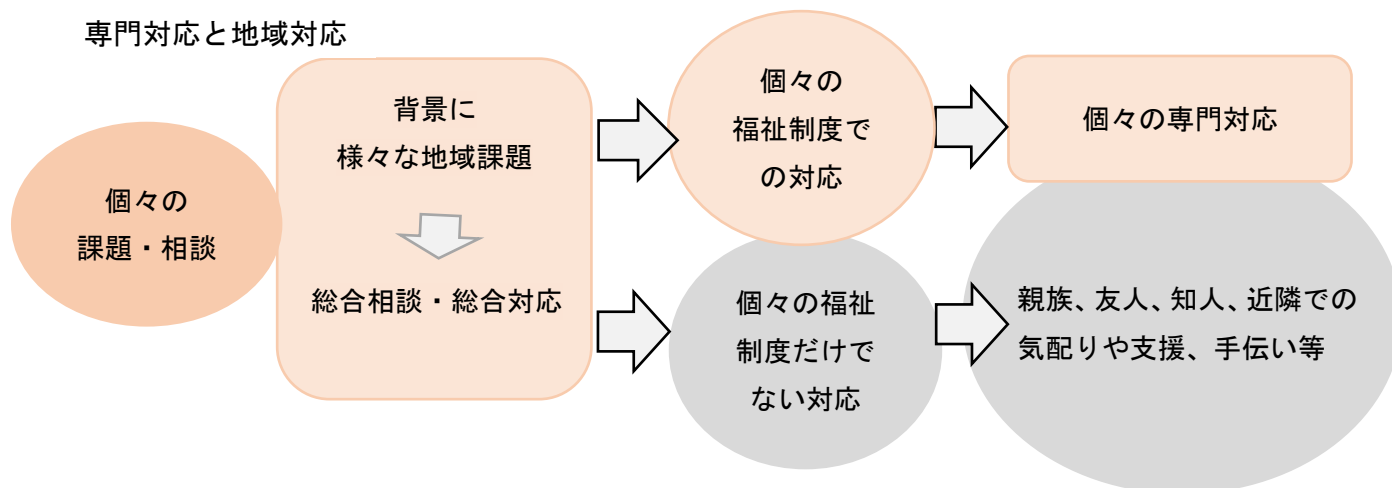
地区	名称	内容
千丁校区	ふれあいの日	令和元年 12 月に実施
日奈久校区	お互いさまの日	4～5名でグループを編成し地区内のひとり暮らし高齢者宅に伺い、当事者では日頃出来ない掃除や片付け、庭木の剪定などを手伝い
坂本中津道地区	高齢者支援隊	地区の高齢者の困りごとの解消の手伝い
東陽栗林地区	お助け隊	地区の高齢者の困りごとの解消の手伝い

計画の柱その3. 連携した支援体制の構築

施策	方針	現状と課題
⑭総合相談・総合対応の充実	複合的な生活課題を抱える人や世帯に対して関係機関が連携し、総合的な対応や支援を行います。	複数の分野にまたがる生活課題を抱える人や世帯が増加しています。 そのため、身近な相談窓口を通して、総合的に課題解決にあたる総合相談・総合対応の充実が必要とされています。
⑮地域包括ケアへの地域福祉としての寄与	地域包括ケアの充実を、地域支え合いや地域住民の参加で進めるなど、地域福祉の立場で役割を果たしていきます。	本人や家族での健康づくりや介護への備え、地域での見守りや声かけ、近隣で出来る生活支援サービスの実施など、地域住民の取り組みが望まれます。
⑯地域での子育て支援	子どもの安全確保や子育ての不安・悩みを支え、地域で子どもを見守り、育む環境づくりを進めます。	子どもが巻き込まれる事故や事件、また児童虐待などの課題があります。 子育ての不安や悩みを少しでも解消できるよう、子どもを見守り、子育てを応援する地域づくりが望まれます。
⑰障がい者地域共生	障がい者が安心して暮らせる地域づくりを、近隣や市民の理解と協力で進めます。	発達障がいや外見からは分かりにくい障がいについても、理解を深めることが必要となっています。 また、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し共に生きる地域づくりが必要とされています。
⑱地域での健康づくり・介護予防	地域活動の中で生活習慣病予防、介護予防をはじめ、生涯にわたる健康づくりを進めます。	健康寿命の延伸に向けた予防・健康インセンティブの強化とともに、地域と共同した介護予防や生活習慣病予防の推進が求められています。 また、医療費や介護費用の増加への対策など財政面でも必要となっています。



専門対応と地域対応



市の主な取り組み	社会福祉協議会の主な取り組み
- 身近な相談窓口の周知広報と総合相談へのつなぎ - 市内部での情報の共有化や関係機関との連携による総合相談と支援	- 課題を抱える世帯等の情報を地域住民からつないでいただくことの周知・啓発 - 市や関係機関と連携した相談対応内容の一層の深化
- 地域包括ケアの市民への周知や啓発 - 多様な支え合いの推進など地域福祉に関わる取り組み	- 住民による地域支え合いで課題を抱える人や世帯を近隣で支えることの推進 - ニーズの把握や地域資源を活用した住民による生活支援サービスの工夫支援
- 子育て世代包括支援センターの設置による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援 - 子ども家庭総合支援拠点の設置による児童虐待防止及び支援体制の強化 - 子どもの安全の見守りや子育てを地域で支える機運づくり - 保育所や子育て支援センター等における地域住民と子どもたちとの交流活動や地域との協力などの推進	- いきいきサロン等での高齢者や地域住民と保護者や子ども達との交流支援 - 地域で子ども達への声かけや防犯パトロールの推進支援
- 障がい者サポーター養成講座の開催など - 障がいへの理解やノーマライゼーションの推進 - 障がい者と地域住民や学校等との交流活動の推進 - 就労支援に関する地域企業等への協力要請	- 障がい者施設や団体と地域住民との交流活動支援 - 学校での障がいへの理解を促す福祉教育プログラムの支援
- 地域で活動する各種団体（食生活改善推進員、サロンサポーター等）の研修の開催 - 生活習慣病や介護予防に関する啓発 - 健康づくり応援ポイントの事業の地域での取り組み推進	- いきいきサロン等を活用した健康づくりや介護予防 - 高齢者が安全に出来る軽体操等の紹介

地域包括ケア

多職種連携

（地域ケア会議等）

住まいの確保
高齢者向け住宅
住宅改修の支援

健康づくりや介護への備え啓発活動



関係課・機関の連携

公的サービス以外の支え合い
住民参加型生活支援サービス

地域での見守り活動
「気づき」と「つなぎ」の充実

計画の柱その3. 連携した支援体制の構築（つづき）

施策	方針	現状と課題
⑱ 地域での認知症対応	認知症への理解や予防、介護の仕方の広報に加え、認知症の人を地域で支える意識・仕組みづくりを進めます。	介護保険認定状況から65歳以上で認知症の症状のある人は5,393人で、65歳以上人口の12.7%となっています。（令和元年9月末）。年齢の高い高齢者が多くなることが見込まれ、今後も、予防、早期発見等を進めるとともに、認知症の人を地域で支援することが必要となっています。
⑳ 避難行動要支援者への支援	災害時において、自力での避難が難しい人を地域で確認（登録）しておくとともに、避難支援の方法を定めます。	甚大な被害をもたらす災害発生が多発しており、体制の整備が必要とされています。現在の登録者は対象となる人の27.3%となっています（平成31年2月時点）。
㉑ 権利擁護の推進	成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等に関して、今後のニーズ増加に対応した取り組みを進めます。	成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用については、契約件数、相談件数ともに増加しており、今後とも増加が見込まれることから、その対応が必要とされます。
㉒ 生活困窮等への対応	様々な事情で経済的に課題を抱える世帯等へ、地域福祉としての支援を行います。	病気や仕事先の状況等から、経済的に課題を抱える状況が生じています。また、そのことが子育てや介護等の課題につながり、貧困が連鎖していくことも課題です。
㉓ 自殺対策の推進	自殺に至る各種要因の解消を進めるとともに、自殺に追い込まれることのないよう、周りからの支えに取り組みます。	様々な要因で自殺に至る事例が生じています。自殺を防ぐための取り組みを進めるとともに、家庭や地域での配慮や支えの充実に取り組む必要があります。
㉔ 各種団体・福祉関連事業所の連携・構築	地域福祉活動に関わる団体や事業所が参加する地域福祉ネットワークの構築を目指します。	それぞれの情報発信だけでなく、福祉に携わる様々な分野の事業所等がネットワークを整え、連携を図ることが福祉活動全体の活性化につながることを期待されます。

地域福祉権利擁護事業 利用件数の推移（平成27年度～平成30年度）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
契約件数	38	48	66	80
新規契約件数	16	28	30	32
解約件数	6	10	16	15
現契約件数	48	66	80	97
相談件数	2,260	1,794	2,508	2,907

市の主な取り組み	社会福祉協議会の主な取り組み
- 認知症の人を地域・近隣で支えること（認知症フレンドリー社会）の啓発や仕組みの推進 - 小中学校や地域、職域等での認知症サポーター養成講座の開催 - 認知症応援ネットワークへの各種事業所や団体の協力要請	- 見守り活動をはじめ認知症の人を支える地域づくりの啓発・支援 - いきいきサロン等での早期発見や予防等の支援
- 要支援者への登録の働きかけ、支援への協力の啓発 市、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び関係機関における要支援者登録情報の共有と実働への備え - 福祉避難所の協定	- 地域での見守りマップ作成等の見守りネットワークによる要支援者確認の支援 - 避難支援の準備や訓練等の実施支援
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携した事業や制度の周知 - 成年後見制度の利用促進	- 権利擁護の必要性の啓発 - 法人後見制度への取り組み、地域福祉権利擁護事業の実施 - 生活支援員の確保と研修 - 増加する相談契約に対する人材・財源の確保
- 経済的に課題を抱える世帯等の自立支援への市民の理解と協力の啓発 - 課題を抱える世帯への気づきと専門機関へのつながりの啓発	自立相談支援事業への市民や企業等の協力要請
- 自殺対策計画の中で市民の果たす役割等の啓発 - 心の健康づくり相談会・講演会、ゲートキーパーの養成講座の開催	- 地域での気づき、見守り、声かけの仕方などの啓発 - 地域活動などにより、社会的孤立に陥らない顔の見える関係づくりの支援
- 地域活動に係る団体、事業所が横断的に参加するネットワークの構築 - 事業者や地域団体との交流の橋渡しの推進	- 地域の福祉資源である各種機関、福祉関連事業所と校区福祉会などとの交流事業等のコーディネート役割 - 全体での情報発信や各種研修等の実施 - 地域の福祉資源となる店舗や事業所等の把握と情報の活用 - 小規模法人ネットワーク化協働推進事業（※）での地域貢献の推進

避難行動要支援者登録状況

※小規模事業所が協働で地域貢献に取り組む事業

	平成 29 年度	平成 30 年度
名簿対象者数	4,919 人	4,873 人
同意者数（累計）	1,259 人	1,330 人
同意率	25.6%	27.3%

計画の柱その4. 地域課題への対応

施策	方針	現状と課題
②⑤地域の活力づくり	地域人材や地域の魅力等を活かし、地域に活力がわくような地域運営力を高める支援に取り組めます。	特に山間部では、人口・世帯減少と高齢化による地域活力の低下や地域の存続自体の不安が生じています。 地域で地域の課題に取り組む地域運営、地域の資源や人材、外部との連携等による地域活力、基本的な生活基盤の確保などへの取り組みを進める必要があります。
②⑥地域の縁がわ等福祉拠点機能の充実	地域住民の交流の場として、気軽に集える福祉の拠点となる地域の縁がわ事業の推進を図ります。	熊本県の地域福祉推進の一環として事業が位置付けられ、他県からも注目されています。 地域の縁がわの取り組み団体は年々増加しており、平成31年3月時点で市内に29か所が登録されています。 また、今後は、認知症カフェや子ども食堂等の役割も期待されます。
②⑦移動・買い物手段等生活基盤の確保	生活の基本として不可欠な移動や買い物をはじめとする防災や地域活力維持などへの取り組みを進めます。	アンケート調査において、現在でも移動や買い物が出来にくいとされる回答が多く出されています。 特に、高齢者の交通事故が多発しており、今後について懸念されています。 基本的な生活基盤の維持が必要とされます。
②⑧住宅・自治公民館等改修の推進	手すり設置や段差解消など転倒の未然防止につなげるなど安全な住環境につなげます。	転落や溺死など住宅内での死亡事故は高齢者を中心に年間1万件以上発生しています。 また、転倒等による骨折、入院、要介護状態への進行などの事例も多くあり、家庭内での段差解消や手すりの設置などの啓発が望まれます。

二見地区

閉店した店舗を地域住民で出資し生活用品や物産販売を運営



市の主な取り組み	社会福祉協議会の主な取り組み
・市民活動団体との協働による地域の課題解決 ・地域協議会等による地域おこし活動の支援	・校区福祉会や地域グループへの事例紹介等のアドバイス ・生活支援コーディネートの一環として地域資源の再評価
・熊本県の縁がわ事業の主旨の紹介や実施事例の広報、申請等への協力 ・市の福祉関連施設や指定管理施設で縁がわ機能の役割の推進	・福祉事業所での地域の縁がわ等と地域住民とのコーディネート ・市内にある「地域の縁がわ」の紹介 ・いきいきサロンの活動を元に、誰もが集える縁がわ活動への広がり支援 ・ひなたぼっこやひなたでカフェ（生活困窮者のつどい）等の開催継続
・公共交通や移動販売等に関する調査や対策の検討	・住民参加型生活支援サービスでの対応の工夫 ・地域での公共交通や移動販売等への要望等の取りまとめの支援
・転倒防止等に備える住宅改修に関する啓発・広報活動 ・自治公民館での洋式トイレや段差解消、手すり設置等の改修への財政支援	・手すり設置や段差解消等の住宅内事故軽減に関する啓発

坂本地区での移動販売



資料 地域福祉に関わる各分野での基本的な役割

各分野	地域福祉での基本的な役割(例示)
地域福祉全般	・地域支え合いの必要性や大切さなど地域福祉の啓発・広報活動 ・市関係課業務で、高齢や障がい子育てのほか、多様な課題を抱えがちな人への「地域支え合い」による支援の推進 ・各種団体、市民等への啓発と地域福祉での協働
地域づくり	・地域づくりや地域運営に関する地域人材の活動支援 ・山間部等の交通・移動手段確保、移動販売等の生活基盤の確保への住民活動支援 ・空き家バンクやＩＪターン支援等の推進において、受け入れ先や、地元への溶け込みへの地元の支援への理解と協力 ・地域での交流人口・関係人口を増やす取り組み ・福祉コミュニティビジネスでの高齢者や地域人材の活躍
障がい福祉	・障がい者サポーターの養成 ・障がい者や障がい関連施設と地域との交流促進 ・障がいへの理解促進や自立支援へ向けた地域の見守りと支援
高齢者福祉	・地域包括ケアシステム充実に果たす住民活動の支援 ・民間事業所の協力（福祉避難所の協定や見守り活動等） ・高齢者の生きがい・健康づくり（元気体操や社会貢献等）の活動支援 ・認知症サポーター、アドバイザー協力店、ボランティア等の地域での取り組み
児童福祉 子育て支援	・地域での子どもの見守りや世代間交流による子育て支援の推進 ・子育て支援事業への地域人材の協力や交流 ・子ども食堂や学校での朝食提供等への地域ボランティア
生活援護・保護	・生活困窮世帯、多問題世帯への地域の気づきと専門機関へつなぐことの広報活動 ・フードバンク、福祉事業所による生計困難者レスキュー事業等への市民の協力等
健康づくり	・生活習慣病予防や特定健診等受診率向上など健康づくりに関する地域での啓発活動 ・健康寿命を延ばすため、子どもの頃からの健康づくりの推進 ・サロンでの体操や健康講座の実施支援
住民活動	・まちづくり協議会での福祉の視点での活動支援 ・福祉に関する市民活動団体や各団体等の地域福祉資源としての活用や支援
危機管理	・避難行動時要支援について、見守りマップの作製や避難が困難な人の把握と避難支援への地域の協力 ・自主防災組織支援、防災ボランティア養成や養成後の活躍機会や情報の提供
子どもの教育	・小中学校での福祉体験・学習、食育、防犯教室等に取り組む地域での環境づくり ・障がいへの子ども、保護者、地域住民等の理解や交流の促進 ・福祉体験・学習等に地域住民や福祉関連事業所等の協力
生涯学習 職場や団体等	・高齢者の余暇を活用した生涯学習の促進 ・誰もが使いやすい、手すりやスロープ、洋式トイレ等の自治公民館改修支援 ・市民への健康維持や地域の防災等の啓発 ・職域での認知症サポーター養成講座の受講や地域福祉に関する研修等の推進
公共空間、住まい等の整備	・ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーションの推進・啓発 ・転倒等の住宅内事故の防止に関する改修や補助器具設置の啓発

第4章 校区福祉会計画

20 地区の福祉会は本市の地域での支え合い活動の基本を担っています。

各地区のこの間の取り組みや評価を踏まえ、今後の計画をまとめます。

1. 校区福祉会計画の位置づけ

2. 校区福祉会計画

・代陽校区福祉推進協議会	66
・八代校区福祉推進協議会	67
・太田郷校区福祉推進協議会	68
・植柳校区福祉推進協議会	69
・麦島校区福祉推進協議会	70
・松高校区福祉推進協議会	71
・八千把校区福祉推進協議会	72
・高田校区福祉推進協議会	73
・金剛校区福祉推進協議会	74
・郡築校区福祉推進協議会	75
・昭和校区福祉推進協議会	76
・宮地地区福祉推進協議会	77
・龍峯校区福祉推進協議会	78
・日奈久校区福祉推進協議会	79
・二見校区福祉推進協議会	80
・坂本校区福祉推進協議会	81
・千丁校区福祉推進協議会	82
・鏡地域福祉推進協議会	83
・東陽校区福祉推進協議会	84
・泉校区福祉推進協議会	85

1. 校区福祉社会計画の位置づけ

●校区福祉社会（校区福祉推進協議会）の経緯

旧八代市では平成4年から、小学校区を単位とする地域住民による校区福祉会の設立を進め、見守り活動やふれあいいきいきサロン等に取り組んできました。そして、平成17年の新市・新市社会福祉協議会の発足を受けて、旧町村ごとにも設置しています。

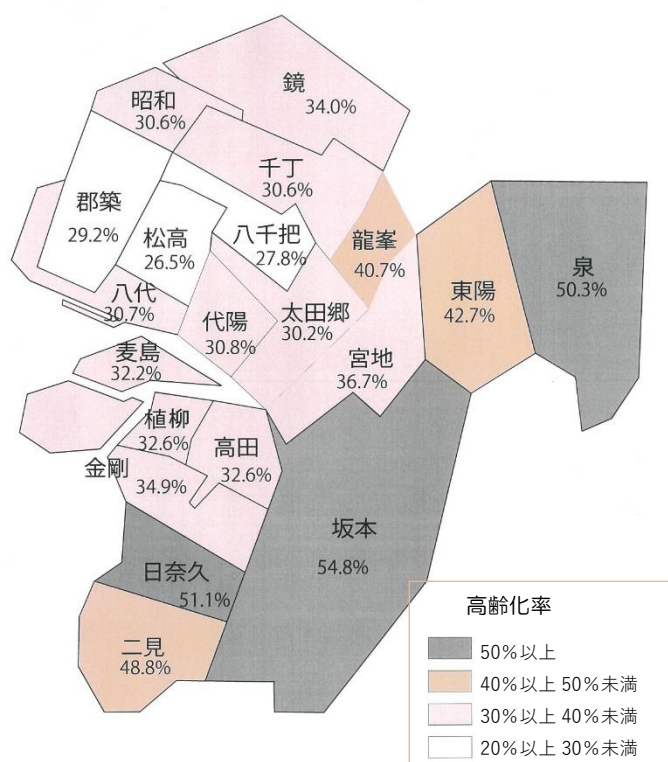
社会福祉協議会では、校区担当コーディネーターを配置し、地域の特性や人材をいかした地域での工夫の支援にあたっています。

特に、今後とも地域の自主性が発揮できるよう支援を行っていきます。

●校区福祉社会計画の位置づけ

平成22年度以来、20校区ごとの校区地域福祉活動計画を策定しています。

平成27年の見直し以降の状況を踏まえ、今回さらに見直しを行います。



20校区の状況

臨港線沿線での宅地化の進行で、松高、八千把での世帯数増が顕著な一方、人口減少とともに、坂本、日奈久、泉では高齢化率が50%を超えるなど、高齢化や人口減少が極端に進んでいる地区があります。

そのため、地区の状況に応じた取り組みの支援を、地域福祉での取り組みだけでなく、地域振興や生活環境の整備など幅広い点で進めます。

●各種調査からの計画の見直し

これまで、各区で共通に取り組み事業として「共通事業」、地区に応じた取り組みの「独自事業」に分けて計画してきました。

この間の取り組みの振り返りから、特に活動の地区住民への広報や、ちょっとした生活支援等を、いっそう推進し、一方で見直しが必要な事業や新規に取り組む事業等を整理します。

●校区福祉会ごとの人口等の状況

地区によっては、高齢化率が50%を越えています。また、人口・世帯数が大きく減少していることから、地区全体での取り組みが必要とされます。

校区	総人口				世帯数				高齢者人口率			
	平成 20年	平成 26年	平成 30年	20年から 30年の増 減率(%)	平成 20年	平成 26年	平成 30年	20年から 30年の増 減率(%)	平成 20年	平成 26年	平成 30年	20年から 30年の増 減ポイント
代陽	7,969	7,865	7,819	▲ 1.9	3,504	3,628	3,807	8.6	24.9%	27.9%	30.8%	5.9
八代	6,125	5,638	5,318	▲ 13.2	2,605	2,534	2,554	▲ 2.0	23.9%	27.6%	30.7%	6.8
太田郷	15,277	15,529	15,057	▲ 1.4	6,280	6,805	6,836	8.9	26.9%	28.7%	30.2%	3.3
植柳	5,312	5,003	4,924	▲ 7.3	2,089	2,077	2,146	2.7	25.3%	29.7%	32.6%	7.3
麦島	8,382	8,322	7,962	▲ 5.0	3,491	3,618	3,604	3.2	25.6%	28.7%	32.2%	6.6
松高	11,362	11,529	13,004	14.5	4,217	4,600	5,462	29.5	20.1%	23.9%	26.5%	6.4
八千把	15,196	15,369	14,558	▲ 4.2	5,850	6,434	6,365	8.8	21.5%	24.9%	27.8%	6.3
高田	9,477	8,915	8,637	▲ 8.9	3,697	3,796	3,955	7.0	24.1%	29.2%	32.6%	8.5
金剛	6,229	5,944	5,771	▲ 7.4	1,942	2,081	2,254	16.1	27.2%	30.7%	34.9%	7.7
郡築	4,809	4,850	4,836	0.6	1,461	1,898	2,148	47.0	25.5%	27.4%	29.2%	3.7
昭和	1,266	1,254	1,234	▲ 2.5	325	410	479	47.4	26.9%	27.9%	30.6%	3.7
宮地	3,767	3,556	3,346	▲ 11.2	1,495	1,524	1,488	▲ 0.5	30.7%	34.4%	36.7%	6.0
龍峯	2,017	1,848	1,666	▲ 17.4	664	681	666	0.3	31.0%	34.9%	40.7%	9.7
日奈久	3,576	3,084	2,729	▲ 23.7	1,582	1,477	1,377	▲ 13.0	40.5%	45.8%	51.1%	10.6
二見	2,268	1,966	1,718	▲ 24.3	871	849	810	▲ 7.0	36.2%	41.5%	48.8%	12.6
坂本	5,072	4,197	3,618	▲ 28.7	1,964	1,863	1,730	▲ 11.9	44.2%	48.9%	54.8%	10.6
千丁	7,171	7,088	7,218	0.7	2,232	2,469	2,677	19.9	25.3%	29.4%	30.6%	5.3
鏡	15,781	15,331	14,685	▲ 6.9	5,216	5,678	5,858	12.3	29.1%	31.7%	34.0%	4.9
東陽	2,647	2,383	2,136	▲ 19.3	856	831	817	▲ 4.6	35.7%	38.9%	42.7%	7.0
泉	2,474	2,118	1,884	▲ 23.8	858	820	805	▲ 6.2	38.7%	45.3%	50.3%	11.6
全体計	136,177	131,789	128,120	▲ 5.9	51,199	54,073	55,838	9.1	27.0%	30.2%	32.8%	5.8

2. 校区福祉会計画

代陽校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。	ふれあい委員	町内会長 民児協（※） 婦人会 老人クラブ ふれあい委員
	広報紙発行	継続	年2回発行。 編集委員の研修の実施。	校区住民	広報委員 町内会長
	サロンサポーター研修会開催	継続	年1回実施。 自主活動の推進。 サロン設置と参加者の拡大。	サロンサポーター	町内会長 民児協 婦人会 老人クラブ
	サロン助成金交付	継続	各サロンへの活動費を助成。	各サロン	市政協力員
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。	ふれあい委員 民児協	ふれあい委員 民児協
	福祉座談会	継続	住民の困りごとや、気になることを吸い上げる。	町内会長 民児協	市政協力員 民児協
独自事業	男性料理教室	見直し	住民自治協議会と連携して実施。	校区男性	まちづくり協議会
	養護老人ホーム訪問	見直し	入所者との交流会を実施。	養護老人ホーム入所者	婦人会 校区福祉会
	校区ふれあい祭り協力	継続	住民自治協議会への協力支援。	校区住民	住民自治会
	グラウンドゴルフ大会	継続	三世代参加のグラウンドゴルフ大会を交流事業として実施。	校区住民	校区体協
	校区敬老会事業協力	継続	住民自治協議会への協力支援。	校区敬老者	住民自治会
	学校との連携	継続	文化祭や学校行事への協力。	第一中学校 三年生	婦人会

※民児協：民生委員・児童委員連絡協議会の略称

いきいきサロン研修会



八代校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会（全体）	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。	ふれあい委員	町内会長 婦人会 老人会 民児協 ふれあい委員 サロンサポーター
	広報紙の発行	継続	年1回広報誌を発行する。 ふれあい委員活動をPRする。	全校区世帯	
	サロンサポーター研修会	継続	年1回実施。自主活動の推進。 設置と参加者の拡大。	サロン	
	サロン助成金交付	継続	各サロンへの活動費を助成。	サロン	
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査、支援者の発掘。	校区住民	町内会長 婦人会 老人会 民児協 ふれあい委員 サロンサポーター
	福祉座談会	継続	令和元年度から実施。	一般を含む福祉活動に関わる関係者	
	福祉講演会	拡充	福祉協議会総会での研修会。	校区住民	
独自事業	在宅ひとり暮らし高齢者見舞事業	新規	65歳以上の在宅ひとり暮らしへの訪問。	65歳以上ひとり暮らし	
	くま川教室（※）との交流会（年2回）	継続	一緒にゲームや食事をして不登校児童との交流を深める。	くま川教室生徒、保護者	民児協 児童委員
	校区事業への協力 八代小白鳥祭 第一中学校文化祭 校区ふれあい祭り（各種団体）	継続	他団体との連携を密にし、より多くの事業に参画して福祉会の存在感をアピールする。	校区住民	くま川教室 婦人会 主任児童委員 八代小学校 第一中学校 八代校区 町内会長 老人会 民児協 体協
	福祉年賀状	継続	八代小1・2年生による福祉年賀状の作成送付を行う。	ひとり暮らし高齢者	

※くま川教室：不登校児童等の教室

福祉座談会



太田郷校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員連絡会（全体）	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。	ふれあい委員 町内会長 民児協	町内会長 民児協 包括支援センター
	ふれあい委員町内別連絡会議への支援（福祉座談会含）	見直し	町内でのふれあい委員の連絡会議。 見守り対象者の情報交換。	福祉に関する関係者	町内会長 民児協 ふれあい委員 老人会 包括支援センター サロンサポーター
	広報紙の発行	継続	年2回発行。 福祉会の活動を広報する。 サロン活動状況の周知。	校区全世帯	町内会長
	サロンサポーター研修	継続	年1回情報交換を行う。 自主活動の推進。	サロンサポーター 町内会長 民児協	町内会長 民児協
	サロン助成金交付	継続	各サロンへ活動費を助成。	各町内サロン	各町内サロン
	サロン活動状況の周知	継続	全町内設置を目指し広報活動を行う。	校区住民	各町内サロン
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。	校区住民	町内会長 民児協 ふれあい委員 老人会 包括支援センター サロンサポーター
独自事業	町内福祉事業への助成（町内ふれあい交流会）	継続	世代間交流を通し住民同士の親睦を図るため助成。	町内	町内
	年末友愛訪問	継続	年に1回訪問。 対象者の近況把握のため実施。	75歳以上のひとり暮らし、65歳以上の寝たきり高齢者	小学校 民児協 ふれあい委員

いきいきサロン研修会



植柳校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会（全体会を兼ねる）	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。	ふれあい委員	民児協 町内自治会 社協
	ふれあい委員連絡会	継続	ふれあい委員と要支援者とのペアリング強化。	ふれあい委員	民児協 町内自治会
	広報紙の発行	継続	年2回発行する。	校区全世帯	民児協
	サロンサポーター研修会	継続	年1回実施。自主活動の推進 設置と参加者の拡大。	概ね60歳以上の高齢者	民児協
	サロン助成金の交付	継続	各サロンへの活動費を助成。	概ね60歳以上の高齢者	社協 町内会等
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査、支援者の発掘。	ふれあい委員	民児協 町内自治会
	福祉座談会	継続	要支援者情報の共有。 未実施町内で開催。	福祉会、民児協 各町内会 校区住民	社協 包括支援センター
独自事業	異世代間交流の支援	継続	異世代間の交流を深め、全町内で特性を生かした独自の取り組みをする。	子どもと高齢者 町内会	民児協 町内自治会
	七夕の集い 子ども間の交流	継続	七夕飾りづくり・読み聞かせ等で児童間の交流を深める。幼児童の実情を知る。	幼児・児童 生徒 保護者	民児協
	カルタ会 子ども間の交流	継続	カルタ会、読み聞かせ、ぜんざい会を通して、児童間の交流を深める。	幼児・児童 生徒 保護者	民児協
	敬老会	継続	校区住民自治会と協力して開催。	77歳以上高齢者	校区住民自治会
	男性料理教室	継続	内容を検討し実施する。	男性高齢者	公民館
	高齢者の健康	継続	シルバーピンポン会。 高齢者の健康維持・増進、親睦。	高齢者	校区住民自治会
		継続	グラウンドゴルフ等、健康維持・親睦の集いを開催。 ふれあい祭りを開催し、校区住民の親睦を図り福祉への関心度を高める。	校区住民	

第三中学校生徒とサロン交流会



麦島校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。 先進地において研修する。	ふれあい委員	町内会長会 民児協
	ふれあい委員連絡会	継続	年1回開催。(5月) ふれあい委員研修会と併せて実施。 見守り対象者台帳見直し作業の実施 全町内の町内会長、民児協、ふれあい委員の三者の参加を増やす。	ふれあい委員 町内会長 民児協	町内会長会 民児協
	認知症を理解する研修会	継続	年1回開催。(総会終了後) 何度研修してもいいという意識を醸成し、またより広範な参加者を増やす。	ふれあい委員 町内会長会 民児協	包括支援センター
	広報紙「福祉むぎしま」発行	継続	年2回発行。	校区住民	町内会長会
	サロンサポーター研修会	継続	年1回開催。 各サロンの活動報告と意見交換、レクリエーション。	各町内会のサロンサポーター	町内会長会 民児協 市社協
	サロン助成金の交付	継続	各サロンへ活動助成金を助成。 (交付は半年ごと)	各町内会のサロン	民児協
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。	校区住民	町内会長会 民児協
	福祉座談会	継続	住民の困りごとや気になることを吸い上げる場を設ける。	各町内会の役員	町内会長会
独自事業	役員研修（施設訪問）	継続	年1回開催(6月)、福祉施設を訪問し概要説明と見学を実施。	本部役員	包括支援センター
	世代間交流事業（助成金交付）	継続	各町内会へ活動費を交付。 (年1回実施)	各町内会	町内会長会
	高齢者単身世帯友愛訪問事業	継続	対世帯に年1回12月にゴミ袋1個を配布。(配布物については検討) 友愛訪問を実施。	見守り対象者	民児協
	市内障がい者施設イベントに参画	継続	年1回実施(11月)、実行委員として参画する他、出演等を行う。	イベント参加者	市内障がい者施設
	日赤講習会	見直し	婦人会主催から校区福祉会主催への変更。年1回開催。(11月) 救急法等の講習を実施。	婦人会会員 ふれあい委員 校区住民、民児協	日赤

日赤講習会



松高校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員連絡会（町内単位）	継続	各町内で連絡会議を開催。開催できる町内から進めていく。	町内会長 ふれあい委員 民児協	社協
	ふれあい委員研修会	見直し	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。 認知症研修会は2年に1回実施。 視察研修は廃止する。	ふれあい委員 民児協 婦人会	包括支援センター 市長寿支援課 社協
	広報紙の発行	継続	自治協議会の広報誌に福祉コーナーを設けて掲載してもらう。	全住民	公民館 社協
	サロンサポーター研修会	継続	年1回実施。 自主活動の推進。 サロン参加者の拡大。	サロンサポーター	社協
	サロン助成金の交付	継続	各サロンへ活動費を助成。	各サロン サロンサポーター	町内サロ
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどニーズ調査。 支援者の発掘。	校区住民	民児協
	福祉座談会	継続	住民の困りごとや気になることを吸い上げる場を設ける。	福祉関係者	町内会長 民児協
独自事業	世代間交流夏祭り	見直し	幼児から高齢者まで楽しめる夏の最大のイベント（年1回）。助成金額等の検討を含め検討見直しして継続する。	全住民	まちづくり協議会
	ひとり暮らし高齢者のつどい	継続	年1回開催（10月）。アトラクションと合同昼食会を実施。	70歳以上ひとり暮らし高齢者	婦人会 民児協 自治会役員
	町内福祉事業助成（校区行事への協力）	見直し	（校区敬老会・公民館まつり・歩け歩け大会） 校区事業へ助成する。 助成金額の見直しを含め、継続する。	敬老者 全住民	まちづくり協議会 体協 公民館 婦人会 保健センター
	中学校の3年生との世代間交流お茶会	継続	学校から要請により実施する。	中学校生徒	中学校 婦人会 肥後古流
	防災マップづくり	見直し	各町内において災害時の安否確認を進めるため防災マップの整備に、福祉会も自治協議会の一員として参画する。	見守りが必要な高齢者や障がい者等	民児協 まちづくり協議会

ふれあい委員町内連絡会



八千把校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修 （民児協との合同研修）	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。 福祉についての講話（認知症や消費相談等）や見守り活動についての事例発表等を盛り込んだ研修会を開催。 年2回の研修を実施。	ふれあい委員 町内長 民児協	町内長 民児協 包括支援センター
	広報紙の発行	継続	「やちわ福祉だより」を年2回（4月・10月）発行し全世帯に配布する。 4面カラー刷りでの印刷を検討。	校区住民	町内長 民児協 婦人会 老人クラブ 中学校
	サロンサポーター研修	継続	年1回実施。 自主活動の推進。 スキルアップと情報交換等を行う。 先進サロンをモデルにサロン参加者の拡大を図る。	サロンサポーター サロン会員 中学校	町内長 民児協 婦人会 老人クラブ 中学校 包括支援センター
	サロン助成金交付	継続	各サロンに活動費を助成。		
	校区サロンのつどい	継続	サロンのつどいを開催し各サロンでの活動内容の啓発と会員の交流を図る。		
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。	校区住民	町内長 民児協 ふれあい委員
	福祉座談会	継続	住民の困り事や、気になることを吸い上げる場を設ける。 年2回の合同研修会を持つ。	町内長 民児協 ふれあい委員等	各町内長 民児協 ふれあい委員
独自事業	世代間交流 「いきいきサロン」	継続	中学校とサロンの交流を年2回実施。 （7月、10月）単なる交流会ではなくいきいきサロンが生徒達を育む場となっている。学校側から今後も続けてほしいと聞いており継続して開催。	各町内サロン 町内長 民児協 中学校	町内サロン 各町内長 民児協 中学校
	「大やちわ祭り」 毎年11月第2土曜	継続	まちづくり協議会と共催。75歳以上ひとり暮らしの方を祭に案内（町内長、民児協）協力（まとめ、案内状配布）参加者から大変喜ばれており、継続して開催。	75歳以上 のひとり暮らし 施設入所者	まちづくり協議会と共催 中学校 老人クラブ 婦人会
	男性の料理教室 （年2回）	継続	老人クラブを中心に年2回開催。内1回を休日に開催。	校区高齢者	老人会

第四中学校生徒とサロンの交流



高田校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。	ふれあい委員 町内会長 民児協	町内会長 民児協
	広報紙の発行	継続	高田校区福祉だよりを年2回発行し、校区全世帯に配布する。	校区住民	民児協 町内会長
	サロンサポーター研修会	継続	年1回実施。 自主活動の推進。 意見交換を行う。 技術向上、若いサポーターの確保。	各町内サロン	まちづくり協議会（健康福祉部会） 町内会長 民児協 婦人会 小学校 社協
	サロン助成金交付	継続	各サロンに活動費を助成。		
	校区サロン大会	継続	サロンの活性化を図るための校区サロン大会を隔年で開催する。		
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。 軽度な生活支援（ごみ出し、電球交換など）から開始。	校区住民	まちづくり協議会 民児協 サロンサポーター ふれあい委員 社協
	福祉座談会 各町内での座談会（1～3月）	継続	住民の困り事や、気になることを吸い上げる場を設ける。 福祉会役員、町内会長（市政協力員）、民児協、ふれあい委員、老人クラブ、婦人会、サロンサポーターで話し合い。	町内会の福祉活動に関わる関係者	町内会長 民児協 ふれあい委員 老人クラブ 婦人会 サロンサポーター
独自事業	男性の料理教室	縮小	年1回男性の地域活動参加を促進することを目的に料理教室を開催する。 新メンバー取り込みを強化。	男性一般	まちづくり協議会 食生活改善グループ
	福祉講演会	継続	福祉に関する講演会を総会時に行う。	福祉会委員 ふれあい委員	町内会長 民児協 老人クラブ 婦人会 ふれあい委員
	年賀状友愛活動	継続	小学生による年賀状作成と、対象を75歳以上のひとり暮らし高齢者に変更し、年賀状を出す。	75歳以上ひとり暮らし高齢者	まちづくり協議会（人づくり部会） 民児協 小学校
	ひとり暮らし高齢者のふれあい交流会	継続	町内公民館で、75歳以上のひとり暮らし高齢者を招待し交流する。	75歳以上ひとり暮らし高齢者	町内会長 民児協 ふれあい委員 サロンサポーター 子育て支援センター

男性の料理教室



金剛校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会 （常任委員会、支部委員）	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。	委員	町内長 民児協 老人クラブ
	常任委員会連絡会	継続	まちづくり協議会との連携により 研修会等の開催。 認知症を理解する全体研修会。	委員会	町内長 民児協 老連会長
	ふれあい委員連絡会 （町内単位）の支援	継続	見守り対象者の見直し。 シルバーヘルパーとの連携調整。 関係者、関係機関との連携。	委員	町内長 民児協 老人クラブ
	広報紙発行	継続	広報紙の発行（1月・6月）。 編集委員の研修。 魅力ある広報紙づくり。	校区住民	町内長 民児協
	サロンサポーター研修会	継続	年1回実施。 自主活動の推進。 サロン設置と参加者の拡大。	サロンサポーター	町内長 民児協 老人クラブ 包括支援センター
	サロン助成金交付	継続	各サロンへ活動費を助成。	サロン	サロン関係者
	校区サロン大会	継続	サロンの活性化を図るための校区 サロン大会を開催する。 各町内サロン活動の発表。	サロン関係者 一般	サロン関係者 一般
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。	一般	各町内サロンサポーター
	福祉座談会	継続	住民の困りごとや、気になることを 吸い上げる場を設ける。 町内毎の福祉座談会の実施。	町内	町内長 民児協 ふれあい委員 地域住民
独自事業	見舞い訪問事業	継続	見守り等の対象者（長期入院・寝たきり・ひとり暮らし）に粗品配布。	対象者	民児協
	いきいきふれあい祭り	継続	まちづくり協議会と共同実施。 歌、踊りなどのアトラクションの 他、地域文化活動の展示など、住民 が集うイベントを開催する。	一般 学生 サロン関係者	まちづくり協議会 町内長 民児協 老人クラブ
	ふれあい福祉事業 校区グラウンドゴルフ大会	継続	交流事業としてグランドゴルフ大会 を実施する。	老人クラブ 町内長 民児協	まちづくり協議会 町内長、民児協 老人クラブ
	校区敬老会	継続	まちづくり協議会と共同開催。 式典、表彰、アトラクションを実施。	敬老者	まちづくり協議会 町内長、民児協 老人クラブ
	男の料理教室 （年3回開催）	継続	年3回程度、他の事業（しめ縄作り など）と共催し実施。 男性の料理力を高めていく。	町内長 民児協 老人クラブ 小中学生	まちづくり協議会 町内長、民児協 老人クラブ

いきいきサロン大会



郡築校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。 福祉等についての研修の開催。（認知症や消費生活等） 災害時対応研修会。	ふれあい委員 民児協 福祉会役員常任委員	町内会長 民児協 老人会 包括支援センター ふれあい委員
	ふれあい委員連絡会議（福祉座談会含）				
	広報紙の発行	継続	年 1 回発行。	校区住民	町内会長 各種団体
	サロンサポーター研修会	継続	年 1 回実施。 自主活動の推進。 技術向上と意見交換を図る。 未設置町内でのサロン設置。 サロン参加者の呼びかけを行う。	各サロン	サロンサポーター 町内会 民児協 老人会
	サロン助成金交付	継続	各サロンに活動費を助成。		各サロン
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。	校区住民	各種団体
独自事業	男性の料理教室	継続	年 1 回開催。	男性高齢者	JA 食育グループ
	ふれあい年賀状	継続	小学生の作成により、例年 50 名以上に発送。	65 歳以上ひとり暮らし高齢者	小学生 民児協 放課後こども教室
	健康づくりグラウンドゴルフ大会（共催）	継続	健康づくりと交流を図るため実施。	校区住民	まちづくり協議会
	敬老会	継続	祝賀、アトラクションを実施。	77 歳以上の高齢者	まちづくり協議会 婦人会
	汐止め記念祭（※）（共催）	継続	例年 1 ～ 2 月に神事、各種イベントを開催。	校区住民	実行委員会
	炊き出し、避難訓練（共催）	継続	校区と一緒に活動。	校区住民	まちづくり協議会 町内会長 福祉ネットワーク 婦人会

※汐止め記念祭：地域の祭

男性の料理教室



宮地地区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員と民児協児童委員の合同研修	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。	ふれあい委員 民児協 町内会長 福祉会役員	民児協 町内会長
	民児協と福祉会長・町内ふれあい委員長の合同例会	継続	情報共有ため実施する。 （毎月第1水曜日）		
	各町内にて民児協とふれあい委員の連絡会（福祉座談会）	継続	住民の困りごとや、気になることを吸い上げる場を設ける。		
	広報紙「みやじ」の発行	継続	年1回発行。	校区住民	各団体
	サロンサポーター研修会	継続	年1回実施。 自主活動の推進。 サポーターのスキルアップ。	サロン	町内会長 民児協 各町内サロン
	サロン助成金の交付	継続	各サロンへ活動費の助成。		
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。	校区住民	まちづくり協議会
独自事業	男の料理教室	継続	声掛けをして参加を増やす。	校区住民	ふれあい委員
	ふれあい見守りネットワーク名簿作成	継続	常に情報を収集して対応していく。	ふれあい委員 見守り対象者	民児協
	吊下げ名札の配布	継続	サロン活動やふれあい委員活動の関係者と確認できるようにサロン参加者・ふれあい委員に配布。 緊急時に対応（緊急連絡先に連絡等）できるように見守り対象者全員に配布。		
	宮地わ・わ・わっ・フェスタ	継続	福祉会並びにサロン活動の啓発。	校区住民	まちづくり協議会
	宮地小給食ふれあい会	継続	交流を通して子ども達は、話し方や接し方を学ぶ機会でもあり毎年開催。	高齢者	宮地小 老人会
	盆踊り（宮地校区・古麓町）	継続	更に人の輪を広げていく。	校区住民	古麓町
	歩け歩け大会	継続	世代間交流を目的に開催する。	校区住民	東町
	高齢者へのふれあい葉書を宮地小に依頼	継続	75歳以上のひとり暮らしと夫婦世帯に児童が年賀状で交流を図る。	ひとり暮らし高齢者、 高齢者夫婦世帯	宮地小 民児協
	高齢者への年末友愛訪問（葉書とお茶持参）				

宮地小給食ふれあい会
（交流風景）



日奈久校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。 認知症を理解する研修会を実施。	役員 ふれあい委員 民児協	民児協 包括支援センター 市社協
	ふれあい委員活動の強化	継続	見守りが必要と思われる対象者を選定し、ふれあい委員を配置する。 民児協との関係を深める事が出来るように合同の研修会等を行う。	ふれあい委員 民児協	市政協 民児協 市社協
	広報紙発行	継続	自治協会発行の広報誌に掲載。 校区全戸に年に2回（10月、3月）事業等の報告等を発行。 広報委員長を中心に担当の役員で編集会議を数回行い発行する。	校区全戸	市政協 民児協 婦人会
	サロンサポーター研修会	継続	年1回実施。 自主活動の推進。 サロン活動のあり方、サポーターの養成などを研修する。	サロンサポーター 民児協	民児協 市社協
	サロン助成金交付	継続	各サロンへ活動費を助成。	各町内サロン	校区内サロン
	校区サロン大会	継続	日奈久校区全町内のサロン会員が一堂に会し、ステージにて町内ごとに演芸を披露し、親睦と融和を図る。	各町内サロン参加者 サポーター	民児協 包括支援センター 市社協
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。 平成30年度より「お互いさまの日」と題し、地域住民の方の協力を得て、主にひとり暮らし高齢者を中心に生活支援を実施。今後も継続。	校区住民	市社協
	福祉座談会	継続	小地域ごとに、福祉について日頃取り組んでいることや思っている事などを語り合い地域の課題を認識し共有。	役員 民児協 市政協力員 ふれあい委員	市政協力員 民児協 市社協
独自事業	男性料理教室	見直し	今後実施できるかなど検討し継続か廃止を決定する。	校区住民	食生活改善推進協議会 老人会
	在宅高齢者長期療養者自宅訪問見舞	見直し	今後実施できるかなど検討し継続か廃止を決定する。	在宅高齢療養者	民児協
	施設行事協力	継続	施設行事への参加協力。入所者、児童、婦人会と一緒に交流を深める。	婦人会 町内サロン 小学4年生	市内老人福祉施設

いきいきサロンの集い



昭和校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。 校区福祉会全員の認知症を理解する研修会の開催。	ふれあい委員 民児協 福祉会役員	市社協 包括支援センター 町内会長
	広報紙の発行	継続	年 1 回発行。	校区全世帯	各種団体
	サロンサポーター研修会	継続	年 1 回実施。 自主活動の推進。 サロン設置と参加者の拡大。 サポーター後継者の発掘、育成。	サポーター 校区住民	市 市社協 町内会長 民児協 老人クラブ
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。	校区住民	市社協 各種団体
	福祉座談会	継続	住民の困りごとや気になることを吸い上げる場を設ける。	校区住民	社協 各種団体
独自事業	男性の料理教室	見直し	今後実施できるかなど検討し継続か廃止を決定する。	校区内の男性	市社協 食改善グループ
	校区事業への協力	継続	敬老会・文化祭への協力（年 1 回）参加協力する。	校区住民	各種団体
	市内各施設を訪問	継続	研修を兼ねて施設を訪問実施する。（年 1 回）	福祉会役員	民児協 老人クラブ

ふれあい委員研修会
（認知症サポーター養成研修）



二見校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員連絡会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。 認知症を理解する研修会。 先進地視察研修の実施。	ふれあい委員 福祉会役員	町内会長 区長 民児協 ふれあい委員
	広報紙の発行	継続	年2回発行。	校区全体	民児協
	サロンサポーター研修会	継続	年1回実施。 自主活動の推進。 サロン設置と参加者の拡大。	サポーター 民児協	町内会長 民児協 老人クラブ
	サロン助成金交付	継続	各サロンへ活動費を助成。	各サロン	町内会長 民児協 老人クラブ
	二見総合サロン	継続	一堂に会しての意見交換会。 校区内サロン活動状況、内容について、サロンの代表を中心に情報交換会を実施。	サロン関係者	町内会長 民児協 老人クラブ
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。	校区住民	ふれあい委員 民児協
	福祉座談会	継続	住民の困りごとや気になることを吸い上げる場を設ける。	町内住民	ふれあい委員 民児協 地域住民
独自事業	グラウンドゴルフ大会 地域住民の交流	継続	世代間及び地域の交流を目的として実施。	福祉会役員	老人クラブ 町内会長 民児協 小中学校
	男性の料理教室 （年1回）	見直し	福祉会独自での開催は行わない。 健康づくり協議会・保健センターと打ち合わせながら実施。	校区住民	校区健康づくり協議会 保健センター
	敬老会（共催）祝い事業	継続	まちづくり協議会が主催事業となるが、校区福祉会と共催で実施。（式典、表彰）	77歳以上の方を敬老者	まちづくり協議会
	路木会（ひとり暮らし交流会）	見直し	ひとり暮らし同士で日頃の悩みや心配事など、交流の場として実施。（交流会、食事会）	ひとり暮らし 高齢者	民児協

ひとり暮らし交流会



龍峯校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。 認知症を理解する研修会の実施。 先進地視察研修会。	ふれあい委員 女性部	町内長会 民児協
	広報誌の発行	継続	年 2 回発行。編集委員を増やし 計画的に発行する。	校区住民	まちづくり協議会
	サロンサポーター研修会	継続	年 1 回実施。 自主活動の推進。 サロン設置と参加者の拡大。	サロン会員	町内長会 民児協 サロンサポーター
	サロン助成金交付	継続	各サロンへの活動費を助成。		
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。	校区住民	町内会長 民児協 ふれあい委員 女性部
	福祉座談会	継続	住民の困りごとや気になることを 吸い上げる場を設ける。	校区住民 （高齢者・ 障がい者）	町内役員 民児協 ふれあい委員 女性部
独自事業	男性の料理教室	継続	講義の実施。 料理教室の実施。	地域住民 （男性）	町内会長 民児協
	地域福祉研修会	継続	校区住民を対象に悪質商法・認知症等について開催。	校区住民	まちづくり協議会 ふれあい委員 女性部
	世代間交流事業 ふれあい藤棚給食交流会	継続	小学生とふれあい藤棚給食交流会の開催。（6日間）	龍峯小学校 児童・教師 長生会	小学校、長生会 民児協 町内長会 町内住民
	敬老会	継続	まちづくり協議会と共同で実施。	校区 77 歳以上の高齢者	まちづくり協議会、敬老会 実行委員会
	ひとり暮らし高齢者の集い	継続	各町内主催（年 1 回）で実施する。（6会場）	65 歳以上のひとり暮らし	町内会役員 民児協 ふれあい委員 女性部

男性の料理教室



坂本校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会 （ブロック別研修及び連絡会議）	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。 年1回開催。（6月） 前半は研修、後半に連絡会議を行う。 8か所の地域を4つ（2か所ずつ）に分けて実施。	ふれあい委員 自治会長（市政協力員） 民児協	市政協校区会 民児協 包括支援センター
	広報紙「福祉さかもと」の発行	継続	年2回発行（8月と2月）。 事業活動の周知と報告を掲載。	全校区住民	市政協校区会
	サロンサポーター研修会	継続	年1回実施。 自主活動の推進。 サロンの運営についてをテーマにするなど、今後のサロン活動の展開を地域と一緒に検討する。	各地区のサロンサポーター	市社協
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。 中津道地区での「高齢者支援隊活動」をモデルに他地区での推進。 シルバー人材センターのプラチナネットワーク（※）との協働。	全校区住民	市政協校区会 地域振興会 民児協
	福祉座談会	継続	住民の困りごとや、気になることを吸い上げる場を設ける。 振興会や常会の会合時に福祉座談会を合わせて開催。	ふれあい委員 自治会長（市政協力員） 地域振興会役員 民児協	市政協校区会 地域振興会
独自事業	ひとり暮らし高齢者交流会	継続	年1回開催（10月）。 アトラクションと合同昼食会を実施。	70歳以上のひとり暮らし高齢者	民児協
	役員先進地研修	継続	隔年開催（2月）。 市外の地域へ訪問し概要説明と意見交換を実施。	理事 監事	民児協

※プラチナネットワーク：地域住民による有償での生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者交流会



千丁校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。	ふれあい委員 市政協力員 民児協等	ふれあい委員 市政協力員 民児協等
	広報誌発行	継続	年 4 回まちづくり協議会と合同で発行。	校区全世帯	まちづくり協議会 市政協力員
	サロンサポーター研修会	継続	年 1 回実施。 自主活動の推進。 サロン設置と参加者の拡大。	各地区ひとり暮らし・見守り対象者	ふれあい委員 市政協力員 民児協等
	サロン助成金交付	継続	各サロンへの活動費を助成。	サロン	サロン
	各地区ひとり暮らし高齢者・見守り対象者交流会	継続	各地区において、地域住民と見守り対象者の交流を深めるため、交流会を実施。	各地区ひとり暮らし・見守り対象者	ふれあい委員 市政協力員 民児協等
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。 令和元年実施の住民参加型支え合い活動「ふれあいの日」をもとに推進。	校区住民	社協
	福祉座談会	継続	住民の困りごとや、気になることを吸い上げる場を設ける。 (ふれあい委員研修会・ひとり暮らし・見守り対象者交流会時に開催)	校区住民	ふれあい委員 市政協力員 民児協等
独自事業	福祉のつどい	継続	住民の親睦と交流を図るために実施。サロンの発表の場も兼ねる。	校区住民	校区福祉会
	年賀状交流事業	継続	ひとり暮らし高齢者や見守り対象者を元気づける為に実施する。	ひとり暮らし高齢者・見守り対象者	子ども会・学童保育所
	お助けネットワーク表の作成	継続	ネットワーク表を作成し、高齢者が安心して生活できる一助とする。	ひとり暮らし高齢者・見守り対象者	市政協力員 民児協等
	男性料理教室	見直し	年齢制限を無くし、新規参加者の確保。	60 歳以上男性	食生活改善推進員
	わくわく親子料理教室	新規	親子の交流として料理教室を実施。	小学生保護者	食生活改善推進員
	福祉マップ作成	見直し	まちづくり協議会との協議の上、地域の福祉情報を掲載する地図を作る。	千丁校区全域	市政協力員 民児協等

わくわく親子料理教室



鏡地域福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員連絡会議（福祉座談会含）	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 見守り対象者の見直し。 3校区に分けて実施。 委員の意識向上、地域福祉ニーズの把握。	ふれあい委員 市政協力員 等	福祉会構成団体
	広報紙の発行	継続	年間2回発行。（4・9月） A4版4ページ。	全町民	市役所鏡支所
	サロンサポーター研修	継続	年1回実施。 自主活動の推進。 サロン活動の基本的理解、レク技能の向上等を図る。	各実施サロン 会員 未設置の区長 等	市政協力委員
	サロン助成金交付	継続	各サロンに活動費を助成。	各実施サロン	各サロン
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとなどのニーズ調査。 支援者の発掘。 モデル地区を設置する。	全町民	市社協
独自事業	福祉グラウンドゴルフ大会	継続	グラウンドゴルフ協会と連携し、福祉会のPRの機会として大会を実施。	全町民	鏡町グラウンドゴルフ協会
	ひとり暮らし高齢者クリスマスの集い	継続	小学生との交流や老連や民児協等の出し物を楽しむ。	75歳以上ひとり暮らし	福祉会構成団体
	福祉団体スポーツ大会	継続	福祉団体の親睦・交流、健康や生きがいづくりが目的。 カローリング等、6種目のニュースポーツの実施。 まちづくり協議会と連携の方向。	福祉会構成団体	スポーツ推進委員

福祉グラウンドゴルフ大会



東陽校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員連絡会議	継続	台帳の見直し作業及び情報交換。（年1回）	ふれあい委員 民児協 福祉会理事・評議員	市社協 民児協
	ふれあい委員研修会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。	ふれあい委員 福祉会理事	市社協 民児協
	広報紙発行	継続	年2回発行。	校区全世帯	各種団体
	サロンサポーター研修会	継続	年1回開催。 自主活動の推進。 サロン設置数の増と新規参加者の拡大。	サポーター 民児協 校区福祉会理事	市 市社協
	サロン助成金交付	継続	サロンの立ち上げ時に助成する。	校区住民	市 市社協
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとのニーズ調査。 支援者の発掘。 行政区ごとのお助け隊の設置。	校区住民	市社協 各種団体
	福祉座談会	継続	住民誰もが参加し、地域のさまざまな課題を吸い上げたり、解決策を話し合う情報交換会。	区長 ふれあい委員 民児協 シルバーヘルパー 老人クラブ 役員 婦人会役員・班長 福祉会理事その他	市社協 区長会 民児協 老人クラブ 婦人会
独自事業	料理教室	継続	郷土料理などを作り、試食をして交流を深める。	校区住民	食改グループ 婦人会
	ひとり暮らし高齢者のつどい	継続	保育園児のオープニングをはじめ、園児とのふれあい遊び、各方面の芸達者な方を招いてのアトラクションや会食をし、最後にビンゴ大会をして交流を深める。	70歳以上ひとり暮らし	民児協 食改グループ 婦人会 保育園 包括支援センター ボランティア団体
	認知症を理解する研修会	継続	認知症サポーター養成研修。（年1回）	ふれあい委員 民児協 福祉会理事 福祉会評議員	市社協 民児協 包括支援センター

ひとり暮らし高齢者のつどい



泉校区福祉推進協議会

区分	取り組み（事業名等）	位置づけ	具体的な事業内容	対象	関係協力団体
共通事業	ふれあい委員研修会	継続	見守り活動の研修。 ふれあい委員活動の研修。 先進地の活動研修。	ふれあい委員	社協 包括支援センター
	見守り活動地区別座談会	継続	見守り活動座談会年1回開催する。 連絡会と合わせて開催。会の前に研修を行い勉強した後に座談会を行う。	区長 ふれあい委員 民児協 シルバーヘルパー 校区福祉会理事	民児協 社協
	広報紙の発行	継続	年1回発行。	校区全戸	社協
	サロンサポーター研修会	継続	年1回開催。 自主活動の推進。 サロン設置数の増と新規参加者の拡大。	サロンサポーター 婦人会 民児協	区長会 民児協 社協
	サロン助成金交付	継続	立ち上げ時に助成金を交付。	サロン立ち上げ地区	区長
	地域で支え合う仕組みづくり	継続	住民同士による生活支援活動。 困りごとのニーズ調査。 支援者の発掘。	校区住民	民児協
独自事業	70歳以上のひとり暮らし高齢者の見守り訪問	新規	ふれあい委員と民児協が協力し、生活用品を手土産に訪問する。	70歳以上ひとり暮らし高齢者	民児協 ふれあい委員 社協
	緊急連絡票の配布	継続	緊急時に必要な情報を緊急連絡票に記入して緊急時に対応できるような配布。	必要とする住民	民児協

サロン研修会



第5章 計画の進め方

本計画を進める体制や進捗状況の評価等についてまとめます。

1. 計画の推進体制と進捗管理
2. 計画の目標のまとめと評価方法

1. 計画の推進体制と進捗管理

1. 推進体制

●合同事務局

第3期計画期間と同じく、市健康福祉政策課と社会福祉協議会地域福祉課とで合同事務局を構成し、連携した企画立案及び進捗管理を行います。

●検討部会

市関係課を加えた検討部会を必要に応じて開催し、総合調整を行い、各課施策の地域福祉の視点での調整など横のつながりを確保します。

また、事業の進捗に関する報告・検討を行います。

特に、各担当分野において、「地域住民の支え合い活動」をどのように支援していくかの検討を行います。

●地域住民との協働

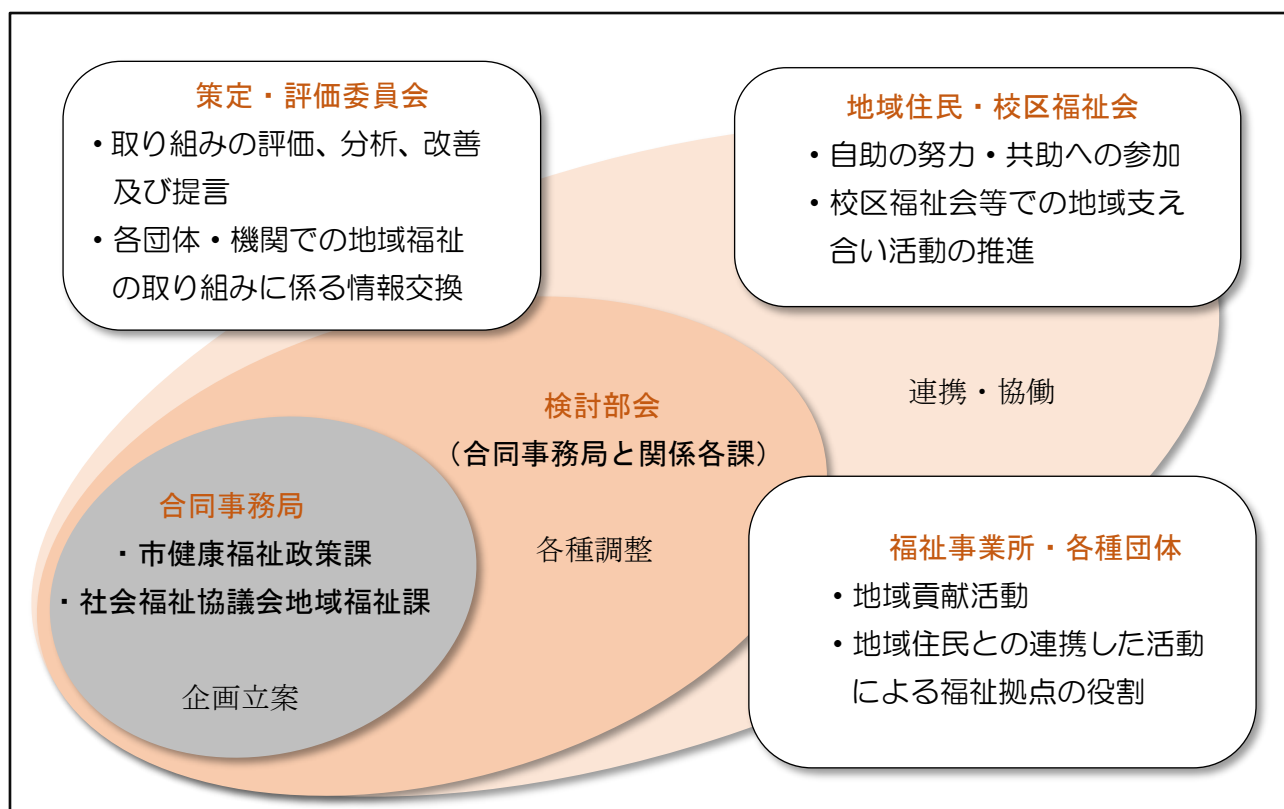
福祉座談会の開催、見守りマップ作成、人材育成と活躍の機会提供等で連携・協力します。特に、社会福祉協議会が担う校区福祉会活動支援で直接的な地域住民との協働を進めます。

●福祉事業所や各種団体との協働

福祉事業所や各種団体とは情報交換を密にし、より一層の協働を進めていきます。



検討部会



●市としての地域福祉推進の財源・人材確保

地域福祉推進は収入を伴うものではなく公的な財源・人材確保が必要です。

特に、医療費・介護費用ができるだけ増えないようにするために、市民の地域福祉活動支援、生活支援ボランティア養成等に必要な財源・人材の確保を行っています。

●社会福祉協議会としての地域福祉推進の財源・人材確保

地域福祉推進を担うことで、社会福祉協議会への理解を促し、会費や共同募金等に理解と協力をお願いしていきます。

加えて、地域福祉推進に対して事業所や個人の理解のもと、新たな財源確保の方策の検討も必要があると考えます。

2. 進捗管理

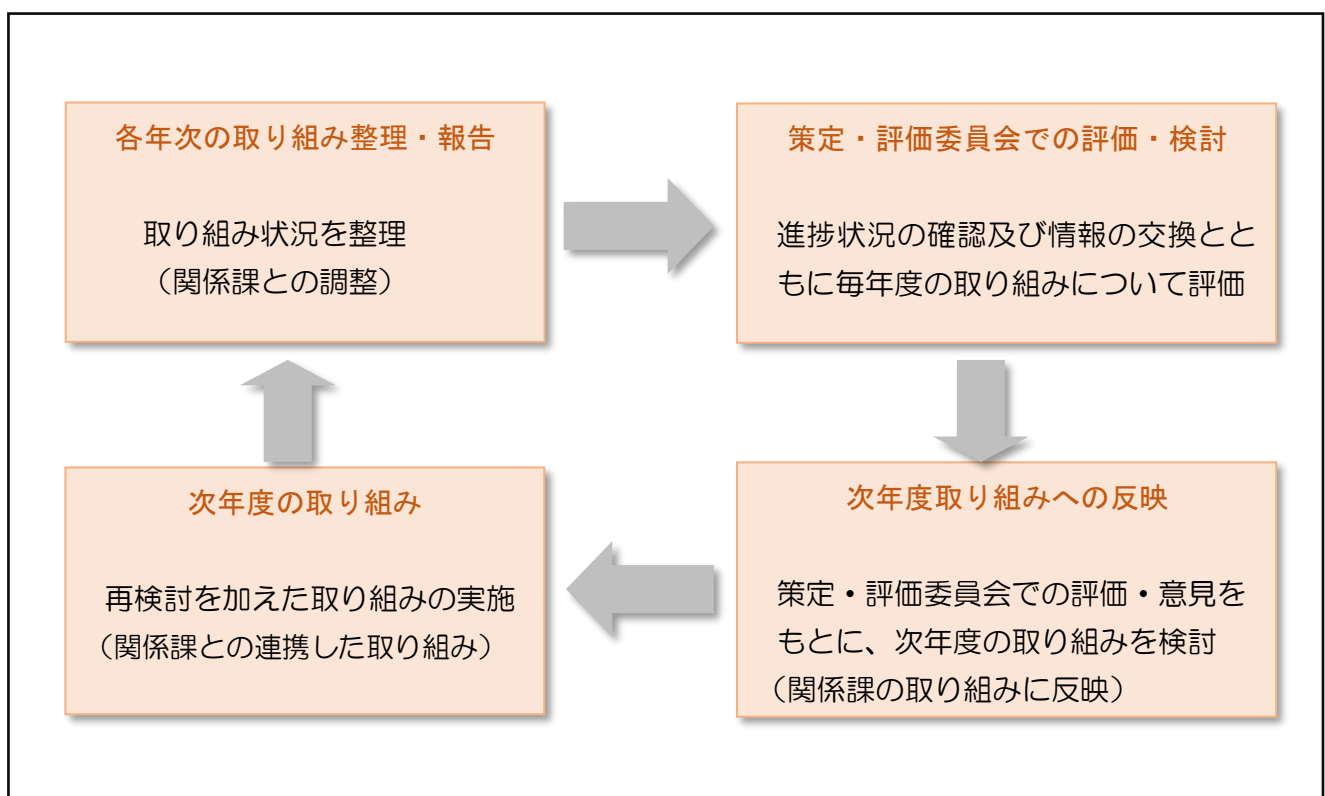
●計画の進捗管理・評価

合同事務局と市関係課により、毎年度の取り組みを整理し進捗管理を行います。

毎年度の取り組み状況を策定・評価委員会に諮り評価を行うとともに、改善事項を次年度以降の施策に反映させていきます。



策定・評価委員会



2. 計画の目標のまとめと評価方法

●重要事項の評価

重要事項について、毎年度の実施状況をもとに、評価・改善事項をまとめ、次年度に活かしていきます。

重要事項		実施状況	評価・改善事項 今後の進め方
1. 地域福祉への理解促進と人材の活躍機会の提供	●広報、情報交換の充実	○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○
	●人材参画の機会づくり		
2. 地域支え合い活動の推進	●身近な安全・安心への取り組み		

●施策の評価

施策の評価を次のように行います。

施策	上段、市の取り組み 下段、社会福祉協議会の取り組み	実施状況	評価・改善事項 今後の進め方
①地域福祉に関する広報・啓発の充実	- 様々な広報媒体や各種会合等での地域福祉について情報の提供や啓発 - 市政協力員等のキーパーソンへの啓発 - 地域福祉計画、地域福祉活動計画及び策定・評価委員会記録のホームページでの周知	○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○
	- 各種催しでの広報や研修 - 社協だよりを学校や郵便局、病院等に設置 - ホームページ、小冊子、SNS等による啓発や広報 - 地元情報紙等のメディア活用	○○○○○○○○○○	

●校区福祉会計画の評価

校区ごとに取り組みをまとめ、次年度の取り組みに活かします。

〇〇校区福祉推進協議会

区分	第4次計画		実施状況	評価・改善事項、 今後の進め方
	取り組み (事業名等)	具体的な事業内容		
共通事業	ふれあい委員活動	見守り活動、研修による課題への気づきに関する研修等	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	ふれあいいきいきサロン活動	行政区等での生きがいづくり、健康づくり等を目的に開催		
	広報紙の発行	年2回「福祉だより」の発行カラー印刷とし、わかりやすく、親しみやすい広報紙とする		
	福祉座談会の開催	地域の課題についての話し合い、課題解決に向けての取り組み検討		
	地域で支えあう仕組みづくり	高齢者等の日常の困り事に対して「お互いさま」の気持ちでの支援		
独自事業	住民・世代間交流	世代間の交流活動		

資料編

1. 用語集

《あ行》

◆アウトリーチ

地域に出かけること。全国社会福祉協議会がまとめた行動宣言で、社協の果たすべき役割として挙げられている。地域に密着した社協活動を意味する。

◆空き家バンク

地方自治体が、空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。

◆いきいきサロン

自治公民館等を利用し、高齢者をはじめ地域の人が集まり談笑・ゲーム・食事等を行うこと。

◆SNS エスエヌエス（ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネット上で人と人のつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。

《か行》

◆介護保険

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする状態になっても安心して生活がおくれるよう、高齢者やその家族を社会全体で支えていくことを目的として、平成12年4月より制度開始している。介護が必要な時に認定を受けて必要なサービスを利用するもの。40歳以上の人が出す保険料と公費を財源にしている。

◆キーパーソン

物事を決めたり勧めたりする際、カギを握る重要な人。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることが出来る人。

◆ゲストティーチャー

指導者として特別に学校に招いた一般の人々のことを指し、公式的ではないが広く定着した用語。

◆高齢化率

全人口に占める65歳以上の人の割合。

◆健康づくり応援ポイント事業

健康運動の実践や健康診断の受診など、健康づくりへの積極的な取り組みを行うとポイントが付与され、ポイント数に応じて豪華賞品が当たる抽選に応募することができる事業

◆校区福祉会（校区福祉推進協議会）

地区、隣保班において、ひとり暮らしの高齢者や見守りが必要な高齢者世帯等に対して「声かけ」や「安否確認」を行うボランティア。八代市社会福祉協議会の独自の仕組み。

◆コーディネート

物事を調整し、全体をまとめること。

◆子育て支援センター

地域の子育て支援を進めるため、保護者の支援や地域支援の推進等を担う役割を持つ。市町村から保育所・社会福祉協議会等への委託事業として行われている。

◆子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や相談を実施。

◆子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワークとして保有し、相談・ソーシャルワーク対応を行う組織。

◆子ども食堂

地域住民やボランティア団体等が主体となり、無料または低価格帯で子ども達に食事を提供するコミュニティの場。

《さ行》

◆セカンドライフ

セカンドライフの先にある、何らかの形で支援が必要となる要介護の生活。

◆災害ボランティア

主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時および発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティア。

◆災害ボランティアセンター

被災地に臨時で設置されるボランティアセンター。

被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、情報の受発信、行政との仲介や調整、外部ボランティアの受入れ等を行う。基本的には当該市町村の社会福祉協議会が設置し運営にあたる。

◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉活動への住民参加の支援等を行う。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」の2つの側面を合わせもっている。

◆障がい者サポーター

障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある方が困っているときに、必要な手助けを実践する方々のこと。

◆社会福祉法

社会福祉を進めるための基本的な法律。地域福祉の推進等を定めている。

◆社会福祉法人

社会福祉事業の純粋性と公共性を確立するために、特別に設けられた公益法人。

◆小地域

小学校区や行政区などの「住民の顔が見える日常生活圏」を指す。

◆自主防災組織

災害対策基本法において規定する地域住民による任意の防災組織である。主に、町内会・自治会が母体となり、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

◆シルバーヘルパー

老人クラブ連合会で一定の研修を受け、ひとり暮らし高齢者宅などを友愛訪問する人。

◆人材バンク

ボランティア等の人材をリストアップするなどの仕組み

◆生活困窮者自立相談支援事業

経済的に困っている方、仕事や生活に困っている方へ相談支援を行う事業

◆生活支援コーディネーター

生活の支援に必要なサービス等を調べたり、地域の人材や資源をいかして、サービスを組み立てたりする役割を果たす人。

◆生活支援コーディネーター事業

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。別名で、「地域支えあい推進員」とも呼ばれている。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人の保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度である。また、弁護士等の専門職後見だけでなく地域住民による後見（市民後見）の確保が求められている。

◆セカンドライフ

（特に定年退職後の）第二の人生。

《た行》

◆地域共生社会

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会。

◆地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするものである。

◆地域の縁がわ

熊本県が推進している子ども・高齢者・障がい者など利用者を限定しない、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点のこと。

◆地域包括支援センター

介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う総合的な相談・サービスの拠点。

◆地域包括ケア

健康づくり、医療、在宅ケア、リハビリ等を、地域と関係者等が一体的・体系的に、生活ニーズに応じて適切かつ継続してサービス提供がされること。

◆地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、・医療・介護・予防、住まい、生活支援福祉サービスが一体的に提供される体制のこと。

◆DV（ドメスティックバイオレンス）

家族内や内縁関係内などでの家庭内暴力（身体だけでなく心理的、経済的、性的暴力などを含む）、元夫婦や恋人間での状況も指す。

◆トライアル雇用

公共職業安定所の紹介によって、特定の求職者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度。

《な行》

◆認知症応援ネットワーク

認知症などにより外出したまま家に戻れなくなるなど、行方不明となった高齢者を警察と連携し、認知症応援ネットワーク協力機関、市などが行方不明者の早期発見、保護に協力するためのシステム。

◆認知症カフェ

認知症高齢者とその家族が集える場所。

◆認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

◆認知症フレンドリー社会

認知症になっても、特殊な環境に閉じこめられるのではなく、これまでと同じように、地域や社会とつながり、なんらかの役割をもって生きていける社会を作っていくという考え方。

◆年少人口（率）

人口の年齢構成をみる際、15歳未満の人口を年少人口と言い、その割合を年少人口率という。15歳～64歳までを生産年齢人口。65歳以上を高齢者と呼んでいる。

◆ノーマライゼーション

高齢者や障がい者と健常者を区別せず、社会のなかで共に生活していこうとする理念で、この理念は、老人福祉法や身体障害者福祉法にも位置づけられており、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念である。

《は行》

◆パートナーシップ

連携した取り組みを行う共同の関係。

◆発達障がい

発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい等を指す。

◆パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続き。

◆避難行動要支援者登録制度

災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方々の名簿をあらかじめ市町村が作成しておく制度。

◆フードバンク

包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体。

◆福祉コミュニティビジネス

福祉コミュニティによる経済活動。地域の人材や資源を活かし、高齢者の生きがいや障がい者の社会参加などを共同・共益のもとで進めるもの。

◆福祉避難所

高齢者や障がい者、妊婦など支援の必要な人達（災害時避難行動要支援者）に配慮した市町村指定の災害時避難所。

◆福祉ニーズ（福祉課題）

住民が抱える福祉上のニーズ（課題）のこと。

◆ふれあい委員

地区、隣保班において、ひとり暮らしの高齢者や見守りが必要な高齢者世帯等に対して「声かけ」や「安否確認」を行うボランティア。八代市社会福祉協議会の独自の仕組み。

◆防災安心マップ

避難所・浸水想定区域・防災情報など、災害時に備えた情報や事前の対策について掲載した防災地図。

◆保護司

法務大臣から委嘱を受け、保護観察や犯罪予防活動を行う者。

◆ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアが必要な人」とをつなぐ中間支援組織。活動場所の提供や各種講座・講演会による啓発活動、情報紙等による情報提供などを行っている。

《ま行》

◆見守り台帳

地域住民が日常的な見守りや助け合い、緊急時の支援活動を円滑に行うことができるように必要な情報を記載した個人台帳。

◆見守りマップ

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などを地図にマークするなどして確認するためのもの

◆民生委員・児童委員

地域住民の生活把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、児童の遊び場確保のための活動など、地域の福祉を高めるための様々な自主活動を行ったり、関係行政機関とのパイプ役として幅広い活動をする民間の奉仕者（厚生労働大臣が委嘱）。

《や行》

◆ユニバーサルデザイン

建物・生活空間・機器など、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用しやすいように考慮されたデザイン。

◆要介護認定者

介護保険制度の要介護認定において、介護の必要性があると認められた人。要支援1・2、要介護1～5の認定区分がある。

◆養護老人ホーム

経済的な面で生活が困窮、かつ自力では暮らせない高齢者のための施設。

《ら行》

◆レスキュー事業

社会福祉法人が社会貢献の一環として、経済的に課題のある人への心理的不安の軽減や公的な制度・サービスへの橋渡しなどを行う事業。

《わ行》

◆ワークショップ

多様な価値感や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を出しやすく形式ばらないよう工夫された会議の手法。

講義などのような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題解決のための方策の提案などを行う。

2. 名簿

八代市地域福祉計画及び八代市地域福祉活動計画 策定・評価委員会委員名簿

役 職	所 属	氏 名
会長	八代市市政協力員協議会	徳田 武治
副会長	八代市校区福祉推進連絡協議会	濱田 律子
委員	八代市民生委員児童委員協議会	稲田 卓也
委員	熊本県県南広域本部保健福祉環境部福祉課	塚原 俊史
委員	八代市老人クラブ連合会	野間 直人
委員	八代市ボランティア連絡協議会	橋口 尚正
委員	八代市保育協会	橋本 守
委員	八代市社会福祉事業団	増田 貴大
委員	八代市社会福祉・介護施設連合会	馬淵 惺敬
委員	八代市地域婦人会連絡協議会	三栗野 恵美子
委員	八代市 PTA 連絡協議会	山本 稔彦

(敬称略・委員は 50 音順)

市民ワークショップ参加者名簿

所 属	氏 名
八代子育て支援センター連絡協議会	坂田 真透
八代市ひとり親家庭福祉協議会	白木 木の美
八代市第3地域包括支援センター（だいち）	中田 秀博
熊本県介護支援専門員協会八代支部	藤井 美香
八代手をつなぐ育成会	垣下 陽介
八代地域こころの健康希望の会	勇 英一
八代市シルバー人材センター	倉岡 紀子
いきいきサロンプログラムボランティア	川添 千恵野
地域福祉権利擁護事業生活支援員	清田 典郎

(順不同・敬称略)

高校生ワークショップ参加者

熊本県立八代高等学校 JRC（青少年赤十字）部の皆さん

短大生ワークショップ参加者

中九州短期大学 幼児保育学科保育総合コースの皆さん
経営福祉学科介護福祉士コースの皆さん

庁内検討部会構成

部 局	課 名
健康福祉部	障がい者支援課
	長寿支援課
	こども未来課
	生活援護課
	健康推進課
総務企画部	企画政策課
	危機管理課
市民環境部	市民活動政策課
教育部	生涯学習課

事務局	市健康福祉政策課
	社会福祉協議会地域福祉課



表紙のイメージ

まちに暮らす人々を横並びにすることで、皆、個性はあれど同じまちで暮らす仲間であり、いつでも周りには笑顔があることを表現しました。人と人とのつながりを感じていただくと嬉しいです。



裏表紙のイメージ

このまちには、様々な世代・職業の人がいる。皆、個性にあふれ、向いてる方向は違っていてもいいけれど、笑顔とやさしさがこのまちを包み込んでいます。そのようなことを表現したいと思いました。

熊本県立八代高等学校 J R C (青少年赤十字) 部

【事務局から】

『みんなのえがお八代プラン』第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画の策定にあたっては、策定・評価委員会の中での「八代市の将来を担う若者の意見も聞く必要がある。」との意見を踏まえ、高校生や短大生によるワークショップを開催しました。こうした中、参加された熊本県立八代高等学校 J R C (青少年赤十字) 部の皆さんから、八代市に貢献したいという申し出がありました。

事務局として、若い世代にも本計画に関心を寄せてほしいとの思いがあり、表紙の作成を依頼しましたところ、若者らしい柔らかなタッチで地域の人々の表情を表現していただきました。

※本計画に使用させていただいている写真やイラストは、使用にあたり作成者から承諾をいただいているため、無断転載を禁止します。

『みんなのえがお八代プラン』

第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画

令和2年3月

策 定 八代市・八代市社会福祉協議会

